

平成25年9月27日

1 番	中 村	一 堯	9 番	福 井	正
2 番	稲 富	雅 和	10 番	水 頭	喜 弘
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	橋 爪	敏
4 番	竹 下	勇	12 番	中 西	裕 司
5 番	角 田	一 美	13 番	松 尾	征 子
6 番	伊 東	茂	14 番	松 本	末 治
7 番	光 武	学	15 番	松 尾	勝 利
8 番	徳 村	博 紀			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	中	村	博	之
会	計	平	石	和	弘
会	計	橋	村	直	子
総務課長兼人権・同和対策課長		松	浦		勉
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		打	上	俊	雄
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	山	靖	久
市	民	有	森	弘	茂
市	民	一	ノ	瀬	健
税	務	大	代	昌	浩
福	祉	栗	林	雅	彦
保	険	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
産	業	橋	口		浩
農	林	下	村	浩	信
商	工	有	森	滋	樹
都	市	森	田		博
環	境	福	岡	俊	剛
水	道	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		澤	野	政	信
監	査	植	松	治	彦

平成25年9月27日（金）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 議案第58号 財産の取得について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第3 議案第65号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第66号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第7 報告第7号 平成24年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について（報告）
- 日程第8 議案第59号 平成24年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第60号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第61号 平成24年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第62号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
（大綱質疑、決算審査特別委員会付託、閉会中継続審査）
- 日程第9 意見書第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりとします。

最初に、13日から延会しておりました議案第58号の議案審議に入ります。

日程第1 議案第58号

○議長（松尾勝利君）

それでは、継続して日程第1．議案第58号 財産の取得についての質疑を行います。質疑ありませんか。4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

4番議員、竹下勇でございます。財産取得についての議案について質問をいたします。

6月議会でピオに公的施設を持ってくるための設計と、3階、4階を購入するための予算は審議し、可決をしていますので、今回提案されている財産の取得についての審議は取得価格が適正価格か否かということの判断だと思っておりますので、これまで数度にわたり説明がありましたが、市民にわかる形で質問をし、確認をしたいと思っております。

回りくどい説明は要りませんので、簡潔に、わかりやすく、わかりやすい言葉で正確にお答えをいただければというふうに思います。

まず、価格の決め方についてですが、鹿島市土地開発公社の決算において、鹿島警察署移転に伴う用地の取得についても不動産鑑定士による評価がなされていましたが、今回のように、大きな建物を含む土地、建物の鑑定は市の職員ではできませんので、専門の業者に委託することになるというふうには思います。

今回、指名競争入札で落札をされた業者は、不動産鑑定について実績のある会社かどうか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

今回、不動産鑑定を依頼しました業者につきましては、不動産鑑定の実績につきましては福岡県を中心にいっぱい事業実績は持たれている業者でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

たくさんの実績があるということですが、具体的に幾つか紹介をしていただけるものがありませんでしたら、お願いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前10時4分 休憩

午前10時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

具体的には、若宮市役所におきます土地買収の不動産鑑定、福岡市道路下水道局の土地買収に伴います宅地の不動産鑑定、直方市役所におきます土地買収に関します不動産鑑定等々、ここに上げている分だけでありまして50件相当以上の実績はここにありません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

このように、委託をされたところの実績については質問が出るだろうというような想定をされて、即座に答えていただくと、そういうことをすれば、市民の方の不安も少しとれるんじゃないかというふうに思います。

それでは、実績があるということで算定をされた評価額について、不動産鑑定士が計算をされたものというふうに思いますが、鹿島市としては、適正に評価がされているという判断をされていますか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

国家資格を持たれている不動産鑑定士が鑑定をなされております。なおかつ、その会社には4名の不動産鑑定士がいらっしゃいますので、その中での総合的な検証も行われているはずですので、適正な評価が行われているというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

市当局としては、適正な評価がなされているという判断をされているということですね。わかりました。

次に、アスベストの問題です。アスベスト材の使用の有無については、県の調査があつているというふうに思いますが、ピオは調査報告がなされていますか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

協同組合におかれましては、平成19年度並びに平成23年度（462ページで訂正）において調査がなされ、佐賀県へも報告がなされております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

その調査時点で問題があれば改修命令が出ているというふうに思いますが、その時点で改修に値するような建築材の使用は認められていますか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

平成17年と23年、いわゆる吹きつけ材に関する検査も行われておりますが、その時点では含有なしという結果が出されておりますので、アスベストはなかったという結果になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

その時点では含有物なしということでの報告がなされているわけですね。

それでは、アスベストを混入した建築材は耐火性にすぐれている。そういうことから、ある時期までは普通に使用をされていたわけですけれども、ピオの場合は今後、公共の建物と同等に使われていくということになります。学校や市の建物と同じ基準で改修が行われますか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

いわゆる非飛散性の建材、成形材、レベル3の分ですけれども、これが一部使われているところがありますので、今回、改修するときに全て撤去します、全て鹿島市の基準どおりで同じ作業を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4 番（竹下 勇君）

今、非飛散性の材料が一部使われているということがありました。風などにまぎって、空气中に飛び回るおそれがない材料だというふうに思っています。

今回、鹿島市の1級建築士や専門家を交えて詳しい検査が行われ、疑わしき建築材料についてはサンプル検査がなされ、今、言われた建材だと思いますけれども、一部使用が認められましたが、もちろん、この分の改修は行われるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

今回の検査の結果、含有が含まれております材料につきましては、全て撤去いたします。市所有分、協同組合所有分全てでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4 番（竹下 勇君）

その場合、アスベスト混入材があれば、通常より処理費用というんですか、廃棄処理をするようなときの費用が高くなると聞いていますが、費用が高くなった場合、その費用は誰が負担をすることになるんですか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

アスベスト成形材の処分、撤去につきましては、通常の方法よりも処分費に若干ですが費用がかさみます。その分につきましては、協同組合の負担においてお願いすることとしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4 番（竹下 勇君）

アスベスト混入材があっても、なかっても改修工事をやるわけですが、それがあがるがゆえに高くなった部分については、協同組合のほうで費用を負担されるということですね。

それでは、こういった建物については思わぬところに、そういう部材があつたりします。改修工事中、アスベストを混入した材料の使用を発見した場合、そういった場合も先ほど言われた処分費用等の上乗せ部分、高くなった部分については協同組合が負担をされるというふうに思っていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

仮に今後、また新たな部材が発見された場合も、先ほど申しました処理と同様、その工事に係る割り増し分につきましては、協同組合さんの負担でお願いするというふうになります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

わかりました。

こういうことは、口頭での確認だけではどうしても後々問題が残ることがございます。文書による確認が確実にできているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

その件につきましては、協同組合さんと鹿島市において、9月24日付で確認書を確認しております。内容は、アスベスト含有検査の除去等の経費については、専有部分、共有部分にかかわらず処理費用など通常の工事費より経費が増加する分につきましては、当該増加分をこの場合、乙、協同組合なんですけれども、乙が負担するという確認書を取り交わしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

そのような財産の取得に関する重要な書類については当然、起案をして決裁文書という形をとられると思います。そのような場合、関係のあるところ、入居をされる予定とか、そういったところにも必ず見せていただくというような処理をしていただきたいと思います。これは永久文書というような文書規定では扱いになると思いますけれども、開示請求があつた

場合に開示できる文書ですか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

基本的に開示できる文書で、ただし、印影、会社の公印ですね、その部分については一部黒塗りになるかと思えますけれども、文書については開示できる文書であります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

先ほどあったアスベストの除去に対する費用についても、実施設計あたりができ上がって確定をしていくということになると思います。工事中に出てきた場合も協同組合のほうが負担をするということになると、殊さら金額が今、確定しているわけではありませんので、ここで不確定な減額をするよりも、現実的で合理的な方法じゃないかというふうに考えて質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5号角田一美議員。

○5番（角田一美君）

5番議員の角田一美です。今回、財産取得についての議案につきましては、不動産の評価が正しく評価されているかどうか、それから、取得する財産の安全性の問題ですね。この2点に絞られると思うんですけども、この点について、先ほど竹下議員から鑑定評価の妥当性について質問がありまして、それに対する答弁がありましたように、今回、指名競争入札をやって落札した業者、これが福岡市の中央区薬院一丁目にあります旭鑑定さんなんですけれども、この実績につきましては、私も調べてみました。先ほどありましたように、最近の昨年度、24年度の実績といたしましては、不動産鑑定評価が76件、売買23件、担保3件、補償49件、その他の形で76件ありますけれども、先ほど紹介がありました福岡市、直方市等地方公共団体30団体の昨年度だけで30団体の実績がありまして、その不動産鑑定評価も売買23件、担保評価3件、補償評価49件というような形でありました。

そこで、この会社を国土交通省は、こういった鑑定業を行う者については、その鑑定士の名簿の登録の公表、それから大臣登録なのか、県知事登録なのか、これも公表をいたしておりますけれども、この契約をした不動産鑑定士の登録、大臣登録なのか、県知事登録なのか、そして、それを行う支店、内容、それと不動産鑑定士の配置、こういったものが当然、入札の指名参加のときの指名願のところに当然表記されていると思うんですけども、そこら辺

の内容についてちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

答弁を求めます。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私のほうからお答えをいたします。

今回、この私どもが不動産鑑定を委託いたしました業者につきましては、福岡県知事の登録を受けている業者でございます。

この不動産鑑定業務の登録につきましては、5年に一度の更新ということになっておりまして、福岡県の知事登録を22年2月1日に登録を受け付けて、福岡県知事の登録がある会社でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

22年2月1日に登録した福岡県知事の登録、会社の概要を私も旭鑑定補償株式会社の事業概要を国土交通省のホームページからちょっと拝見しました。不動産鑑定士が4名配置をした不動産鑑定業務をやっておりますけれども、そのほかに測量業、それから1級建築士事務所、補償コンサルタント、不動産鑑定業務といった形で1977年、昭和52年3月20日に開設されて以来、創業36年、非常にこの不動産鑑定業について実に実績のある会社であります。

営業所としては、佐賀、熊本、鹿児島、福岡と4カ所なんですけれども、この鑑定業務についての佐賀には登録してあったんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

佐賀支店につきましては、法人登録がされておられます。しかし、この不動産鑑定の法に基づきます法律第22条がございます。不動産鑑定業務を行うに当たっては不動産鑑定士が常駐しなければならないという規定がございますけど、その規定によりまして、この会社につきましては常駐していなかったということで、法律第22条違反ということになるかと思っておりますけど。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

ちょっと私は違うかなと思っているんですけども、その不動産の鑑定評価に関する法律というのは、国土交通省が定めた法律がありますけれども、その不動産業に関する法律の中に、第22条に不動産鑑定業務を営もうとする者は、2以上の都道府県に事務所を設ける者に

あつては国土交通省に、その他の者にあつては、その事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録名簿に登録を受けなければならないと、有効期限は5年。有効期間は5年、先ほど登録更新していますからいいんですけれども、そういった形で鑑定業務を2つ以上の県にまたがって設ける場合は、したがって、この佐賀支店については鑑定業務はやっていないわけですね。測量業務、1級建築士等の、あるいは測量業務等についてはやっているわけですね。したがって、佐賀の事務所では登録はしていない。ただ、登録していないからといって、直ちに、この不動産鑑定法の法に違反するものではないわけですね。したがって、契約は福岡の事務所で登録された、不動産鑑定士は福岡の本店にしかいないということで、そこで契約を結んでいらっしゃるから、だから、ただ単に問題にはならない、法律違反とはならない。2県以上にまたがって営業してはならないとはなっていないわけですね。事務所を置く場合には、事務所を置いた佐賀県にも不動産鑑定士を置きなさいと、そして、事務所を置いた鑑定士によって評価して、契約もそこで契約を結ぶという形になるんですけれども、今回の先日の新聞報道等によりますと、副市長はその入札の指名なり、入札の手続上不手際があったと、こういった不手際があったんでしょうか、それをちょっと説明お願いします。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

佐賀支店につきましては、本店のほうから契約の締結に関することの委任が支店に対して出されております。それで、先日の議案審議の際に私が答弁を行いましたけど、不手際、不適切とか、妥当ではなかったというような趣旨の発言は指名願とか、指名の登録受け付けの段階で、今回、慎重な対応をすべきところを確認していなかったということが今回、不適切とか、妥当な事務処理を行っていなかったということでおわびをしたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

県内のそういった業を営む者の育成の観点から、できるだけ県内に事務所を置いた法人たちと契約を結ぶのが一番妥当であるわけですがけれども、不動産鑑定業を営む業者として県知事登録をしたのは、国土交通省の産業局地籍整備課からホームページで公表しているんですけれども、市内に17業者があるんですよ。この中には先ほどの鹿島市が発注した不動産業者はない、佐賀にあるから、それが鑑定評価が正しいかと、そうばかりは言えないわけですね。非常に鑑定実績、いわゆる都市圏であれば、福岡であれば、それだけの高層ビル等の取引というのは相当の数があります、先ほど実績が七十数件あったように、したがって、県内

のある事業所、そのこともあわせて、そういった県内業者も含めてやっておられると思うんですけど、不手際、内部規定について不手際があったかもしれないけれども、私は鑑定評価が正しく行われたかどうかをぜひ私はちょっと調べてみました。それでちょっとお尋ねです。

そういった形で、この不動産鑑定法には、そういった鑑定業務を営む者は国家資格である不動産鑑定士の試験に合格した者が当たることで、それで不動産鑑定士の登録というものは国土交通省で大臣が登録をするようになっています。そういった関係で業務を営む業者というよりも、鑑定士に重点を置いてやっておりますので、だから、この不動産鑑定士、36年の経験がある中で4名合議制で非常に実績の多い、この旭不動産鑑定というのは実績のある、信頼性のある鑑定業者だと思っています。

そこで、今回、そこから出された評価が正しいかどうかのあれについては、その不動産の評価というのは、評価する時点において、そのビル、企業と人とのかかわり方とか、安全性等のリスクに対する評価とか、それから経済性の変化によって、日々変化して行って、多くの資料とか、いろんな情報、知識のもとに、いわゆる国が定めた不動産鑑定評価基準というものが設けられて、これに基づいて不動産鑑定士が評価をするわけですから、鑑定士の違いによって、そう大きな金額は変わらないと思います。しかし、今回、不動産鑑定の評価額がこの業者から報告されておりますけれども、今回問題になっておりますアスベストの安全性の問題ですね。これについて、このアスベストの成分を含んだ建材が使われているか、使われていないかによって、評価額は大きく変わってきます。いわゆるその評価、そのアスベストを撤去するための、除去するための費用というものが違ってきますけれども、そのアスベストの撤去費用も処分費用も、いわゆるアスベストというのは、昭和30年代から昭和50年代、本格的に廃止される昭和50年代までは、ほとんどの建物で官公庁、小学校、ビル、個人の建物に使われていたわけですね。そこで、この評価報告書には、いわゆる建物の現地調査と、それから建物の竣工図をもとに評価書を書き上げていらっしゃるんですけども、もう竣工は昭和58年3月ですから、30年以上たっていると、そういった中でのそういったアスベストが使われているかどうかの検証が建物の現地調査だけでは、いろいろな材質を調べるためには専門業者に鑑定を依頼しなくてはならないので、その鑑定評価の中には必ずただし書きで、これはアスベストに関しては評価しておりませんよと、したがって、除いた分で評価していますから、それを売買するときには当然、専門業者にアスベストの成分等をして、そこら辺を除去するための費用がどのくらいか見積もって、別途勘案して契約が必要ですよということとされているんですけども、このときに、報告書にこういった表現で、その除外項目は設けられているのか、ちょっとそれをお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

鑑定書によりますと、アスベストに起因する健康被害の程度については不動産鑑定士の調査の範囲からは不明であったため、有害物質の有無に関することについては考慮外ということとなっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

その鑑定評価の基本的事項の中で、いわゆる評価に当たってはこの分は除いていますよといった形で、今、課長から報告があったように、不動産鑑定士では調査可能な範囲から不明であったと、だから、その有害物質、いわゆるアスベストの有無に関する要因については考慮していませんよとして、評価書の資料の報告書の中に、この（報告書を示す）分厚い報告書を見せていただきましたけれども、いわゆるアスベスト吹きつけ材については、対象物ピオは吹きつけアスベストの使用が禁止された昭和50年以降に建築された建物であるが、5ページの竣工図によれば、当該建物の一部にはアスベストが混入されている吹きつけ材が使用されていることが確認されたというふうな形で表現をされているんですね。アスベストが混入されている吹きつけ材が使用されていることが確認された。

したがって、その分がどのくらいの量で、どういった場所で使われているかということが不明ですから、したがって、この不動産鑑定士はすばらしい評価をして、考えられてこのことは除外しているということで、あらかじめ文書でもって報告書で示されているわけですが、しかし、このアスベスト吹きつけ材、非常にアスベストというのは、日本語で言うと石綿（いしわた）とか石綿（せきめん）と言われておりますけれども、ほとんどの石綿については断熱材とか、保温効果とか、耐火機能が非常にすぐれて、あるいは酸性、アルカリに強いので非常に耐久力を持つということで、昭和30年から50年、非常に建物の至るところで使われてきているわけですね。床のタイルとか、天井の裏にですね。ただし、ここで昭和50年に禁止されているのは、そのアスベストの中でも非常にアスベストというのは、髪の毛の5,000分の1ぐらいの小さい、目に見えない粉じんが空中を飛び回って、非常に長時間滞留している。それを人間が鼻で吸って、それが肺等について、いわゆるじん肺とか、そういったものを引き起こすということで、大気汚染防止法とかいろんな形で注目されて、昭和50年以降は、これはアスベスト吹きつけ材は使用を禁止されているわけですね。

そこで、ピオは昭和58年3月、したがって非常に危険性のある、一番危険性のある吹きつけ材は使われていない。いわゆるそのときに建築確認申請をされて、そのときの建築士による竣工、確認がされているわけですが、この竣工時に問題となっている表現が何カ所、

竣工時に確認されたということで、その使用場所、それとその表現による仕様書はどことどこを使ってあるか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

問題の表現となっている場所につきましては、協同組合さんの北側階段の天井材が石綿ケイ酸カルシウム板、ラフトン吹きつけという表現がなされております。それが地下から4階までの階段の天井材ということの表現になっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

私もショッピングセンターの竣工図とともに保管されておりました仕上げ部材資料に基づいて、その表現としていわゆる不動産鑑定士が、アスベストが使われているだろうと疑われている箇所に6カ所、地下1階から地上4階までの北東階段の天井に資材として、石綿ケイ酸カル板、いわゆる先ほど報告がありました石綿ケイ酸カルシウム板ということが掲げてあります。そして、それと並行してラフトン吹きつけという並行にしてありますので、いわゆる不動産業者は昭和50年に禁止されたはずの吹きつけ材が使用されているというふうな表現で、これを書かれたんだろうと思いますけれども、この50年にそういった吹きつけ材が禁止されたものが、恐らく8年も後ですから、建築確認で逃すはずがないと思うわけですね。しかし、いろいろ吹きつけ材ばかりじゃなくて、アスベスト含有量によってまた規制が厳しくなっています、17年、18年ですね。したがって、その法規制が施行された18年前に、そういった危険性のあるものについては、いわゆるアスベスト含有率の濃度の濃いものについては、もう撤去するような指導があって、17年に県のほうからそういった調査があって、先ほど竹下議員が質問された中には、このピオのほうで科学検査協会、その当時、17年当時は佐賀県科学検査協会が、そういった検査を行って、それだけでは成分ができないということで、大分にあるそういった分析するところまで合同で検査をして、そして、その指摘されたこの分については、問題なしということで含有せずということで、平成17年に報告されておるわけですね。それと17年だけでなく、ずっと平成17年9月28日にとって、それが11月25日に分析結果報告があって、これには石綿は含んでおりませんというような報告があっていますね。これは北口、搬入入り口の吹きつけ材と言われるものですね。それから、同じく北口、搬入入り口吹きつけ材については23年2月21日にとって、3月3日に財団法人科学検査協会のほうから分析結果が来ています。これにも石綿は、危険度の一番高いレベル1のものはな

いということがあります。それから、最近9月3日でもそういった北東階段の天井の石こうボードについても検査をされていますけれども、二次製品レベル3で、いわゆる危険度の飛散の可能性がほとんどないレベル3、こういったものについては、いわゆる二次製品レベルのもので、石綿は含有せずというような報告があっているわけですね。

そこで、ちょっとあれですけども、現在の状況、いわゆるこういった先ほど竹下議員が質問の中に回答がありましたように、そのアスベスト吹きつけ材レベル1の危険度の高いもの、それからレベル2で含有率が非常に高いもの、これはなかったと、しかし、アスベストの飛散性の非常に低いレベル3のものについては、法的には現在どうなっているんですか、こういった建物はほとんどのところでまだ使われていると思うんですけども、法的にその規制というのはどういうふうになっているか、把握しているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

現在、鑑定委託をめぐるお話がっておりますので、私側の席から聞いておまして、恐らくこれを言ったほうが市民の皆さんの理解に役立つんじゃないかなと思う点がございしますので、その点だけお話をし、詳細は部課長からお話をさせたいと思います。

まず、1つは業者選定の手続の問題が議論になっておりますね。それから、もう1つは鑑定書に記載されたアスベストという表現内容をめぐる議論がございします。それで、業者選定については、まず最初に私のこれまでの印象を申し上げますと、担当の部署でこの本件の鑑定業務についての入札行為、これの重要性、それから、鑑定人を頼むということの重さをもう少し理解し、気配りをしておれば、現在行われているような議論は回避する可能性があったらろうと、そういうふうに思っておりますし、市役所の中での業務の管理者、管理責任者として、市民の皆さんにこういう形でいろんな御心配をかけていることについてはおわびを申し上げたいと思います。

1つは、こんな鑑定業務、こんな形での区分所有とか、そういう形が恐らくそうしょっちゅうある話ではないと、全国を見てもですね。逆に、入札業務というのは日常行われているんですよ。そういうはざま、片方でなかなかない、片方でしょっちゅうやっているというはざまの中で恐らく、さっき言ったように、基礎的な部分のチェックとか、制度の理解不十分、誤解をするというようなことがあったんじゃないかと思って、こんなことはあってはならないと思いますので、しっかり今から気を引き締めて対応してもらいたいと思っておりますし、重ねて市民の皆さんにそういう事態になったのをおわびをしたいと思います。

ただ、もう1つ理解してほしいのは、こういう市役所なり行政庁が行います行為は大きく分けて行政処分と言われるものと、行政庁の行為ですよ、いろんなものを買うたり、頼ん

だりします。そういう行為とは少し法令上の扱いが異なっております。例えば、許可、認可と言われるものは厳しい手続上の規制がございます。本件の委託業務等については、そういう行政処分ではございませんので、もちろん、いい加減にやっていいとか、法令違反とか、条例違反やっていいよということではないんですけれども、そういう心配りをしないといけないのは当たり前なんです、同じではないと、そういうことで手続上、不手際があっても直ちに無効とか、取り消しということにはならないという、これはもう一般的な扱いでございます。

そういうことでございますから、この不手際がなぜ生じたかと、大変錯綜した手続が行われておりますので、その辺はいろんな御意見があろうかと思いますが、我々はちゃんと受けとめて対応しないといけないと思っております。

もう1つはアスベストの問題です。このアスベストは、言葉だけ聞くともう大変な物質である、これ誰でも知っていることなんですよ。日本中、話題になったといいますか、一部によってはパニックになったというような経験がございます。ただ、大層危険な物質であると同時に、ちゃんとコントロールすれば、その危険度は下げられる。実際、現実に使われている、現在もそういう物質でございまして、現在の規制は後ほど御説明をしたいと思います。問題は、コントロールの仕方なんです。飛散するのは基本的にだめということになっております。そのルールのもとで、日本中、鹿島でもちゃんとやってきましたし、現在もやっているんですよ。ピオの場合、理解をしておいていただきたいのは、そのルールは当然、対応してきたし、これからも対応しないといけない。今回は、さらに安全ということを超えて、市民の皆さんの安心ということまで要請に応えようということで、本来、法令上は求められない対応まで経費をかけて対応して、市民の皆さんの安全・安心にお応えしようという対応になっておりますので、そういうことであるということをお頭に置いていただいて、これからの御説明をお聞きいただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

協同組合に使われております、いわゆるアスベストの成形材でございますけれども、こちら辺では基本的に、先ほど来申しますとおり、普通にそこにある分については健康被害はない。ただ、注意しなければならないのは工事のときであるとか、改修のときであるとか、それを壊すときにある一定の工事の手順を踏まなきゃならないという状況であります。そうありますので、今回、鹿島市が整備を行う分、もしくはピオさんが行われる分につきましては、それぞれ基準に従った工事による除去を行っていくというふうになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5 番角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

今、市長から説明がありましたように、そのアスベストというのは非常に、いろんなところで使われて、まだ除去がされていないものはたくさんあるわけですね。ただ、空気中に飛散するおそれのある分は、必ず除去するような形で、しかし、新たに現在はもうそういったアスベスト含有率のあるものについてはもう使用禁止というような形で、昭和50年に特定化学物質等障害予防規則というものが改正されて、規制対象として石綿含有率が重量の5%を超えるものというふうな形で定めて、石綿の吹きつけ作業の原則的な禁止をやっているから、その58年、遅く建てられたのはもうないわけですね。それを今回、不動産鑑定業者が現地調査したときに、いわゆる現在の管理者のピオの経営者の方で、あそこのピオの3階、4階がずっと経営者が変わってきて、そこら辺の引き継ぎというのが十分なかったかと思うんですけども、平成17年とか、23年、そういった法律に違反するような含有率はなかったという報告書がびしゃっとあるわけですね。そこら辺が不動産鑑定士に報告されなかったから、こういう大変間違っただけで、市民の皆さんにそのことだけをもって、いわゆる非常に心配されるような文言を使って署名活動、反対署名活動をされておりますけれども、非常にピオ側さんにとってみれば風評被害というものを心配されておまして、ここら辺は慎重に十分理解した上で、そこら辺をやってもらわないと非常に困るわけですけども、なお、それ以降、平成7年には労働安全衛生法施行令というものが改正されて、それまで使用禁止がされていなかった茶色の石綿ですね、アモサイトとか、それから青石綿ですね、クロシドライトとかの製造、輸入とか、使用を全面的に禁止されています。

それから、平成9年の大気汚染防止法改正で吹きつけ石綿が使用されている建築物を解体、改造、補修する作業をする場合はちゃんと届け出て、そういった工事箇所の隔離とか、集じん装置、それから、作業の基準を明確に決めて、そういった解体するときには届け出て、監督官庁が厳しく監督するようになっています。

それから、16年にも労働安全法施行令が改正されて、いわゆる代替が困難なものを除いて、全ての石綿製品、アスベスト製品、重量の1%を超えて含有する白色の石綿、クリソタイル、いわゆる今、問題になっているタイルですね、こういったものの製造、輸入とか、使用が禁止されています。そして、17年に石綿障害予防規則というものが改正されて、こういったいろんな事前のそういった調査、設計図書等で、いわゆる竣工図等でわからない場合は専門業者に調査を依頼して、アスベストの有無をされる。そういったことを受けて、17年に監督官庁のほうから指導があってピオも検査をやって、そのときにはもうアスベストはないということが出ているわけですね。ただし、その後もずっと全面的にそういった形で禁止されてお

りますけれども、飛散性がない、いわゆるコンクリートに練り込んで、成形品ですね、アスベスト含有が低いものを今度は練り合わせてあるものについては、危険性が薄いわけですが、これを解体、除去するときには、そういった心配される危険性によって、いろんな指導をやっているわけです。だから、現在はそういった含有率があったからといって、直ちに撤去しなくちゃ危険性があるとは限らないわけですが、ただ先ほど説明がありましたように、そういった疑わしいものについては、そういった形で今回、改修にあわせて全て撤去するという事で言われています。法的に、今すぐ、直ちにしなくてもいいんですが、今回、改修にあわせて市民の皆さんが安心・安全で利用されるように、除去をしようとしているアスベスト成形品、そういったものはこういったところに、どのくらいの程度であるのか、それをちょっと説明お願いします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど来言っておりますとおり、吹きつけ材並びにアスベストの関係については、現在の協同組合についてはありません。ただ、先ほど来出ております成形材につきましては、12カ所調査を行っております。そのうちに、最初に出てきました北側階段の天井材、石綿ケイ酸カルシウム板と4階の一部に使われております石綿セメント材と3階から4階の売り場と2階の一部に使われています塩ビ床タイル材が、その中に一部アスベストの混入が確認されております。これにつきましても、今回の整備に伴います改修の折、もしくは協同組合さんによって全て撤去するようになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

いわゆるアスベストを含んでいる、現時点での安心な成形品についても今回の改修で除去するという事で、公共施設については、直ちに除去する必要はないけれども、やはり、いざれ取り壊しするときに当然そういった問題が出てきますから、改修がある場合は改修の都度、そういった形をするよう県のほうでは、そういった建物の所有者については指導をしている。そういった形で今回、鹿島市で改修を予定される時点で疑わしきものは撤去するという形で、なお、ピオさんについては、途中で改修をされております。そういったときにも当然、県のそういったアスベストの含有が疑わしいものについては、いわゆるタイル、内部の1階、2階のタイルで改修されるときには、そういった形で除去をされております。

そういった面で、現時点では署名活動なりに使われているような、非常に危険性というの

はないと思ってもらって結構です。ただし、今回、改修によって、そういった将来、心配されるものについては除去されるということで、その除去費用についても、鹿島市とピオさんのほうで覚書で先ほど回答がありましたように、お互いそういったものについては撤去して、撤去にかかる費用については、ピオさんのほうで、いわゆる改修するにしても、改修予定でもアスベストを除去するのと、通常に取り壊し費用との差額について、アスベストがあったばかりに、その評価額に影響するようなもの等については、当然、現在のピオさんで負担してもらおうということで確認書を結んでいただいて、それを我々議会としても、そういった特別委員会の中で確認書の書面を確認し、また、市としても、ピオ経営者の方と会って、そこら辺の再確認をして間違いないですかということで、非常に今回は安全性を問われていますけれども、このきっかけで非常にそういった不安、アスベストを含んだ、危険な物質を含んだ材料を使われているのがきれいに除去されるということで、非常に私はいきっかけがあったかなと、ただ、評価の時点でそういった分がちゃんと評価から除外されて、不動産を取得する鹿島市が損をしないような形でやらなくちゃならないわけですけど、そこら辺手続的にはやっておられるようですので、問題はないかと思えます。

そういった形で、市民の皆さんが心配される、そういった対策については、また今後、改修工事によってそういったおそれのあるものがあるかもわかりません。ただ、そういった竣工図による仕上げ部材等からは、そういったものは今のところ、それから1級建築士、それから科学検査協会の専門の方、特に現地に天井裏まで回って調べてあるということで、現時点で発見できたものについては除去するというので、こういった対応について私は問題ないだろうというふうに思います。

私の質問を終わりにいたします。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

6番伊東です。13日に引き続き私の持ち時間、あと表示してください。まだ50分近くあると思っております。

前回、私は質問で、ピオさんに根抵当が設定をされている。これは抹消されるのかということをお聞きいたしました。そして、それは契約時点までには抹消されるということ。あと不動産鑑定評価書に書いてあるアスベスト剤を含む材料ですね。そういうふうなことも質問

しました。引き続き、そこの部分に入っていくわけですが、まず、先ほど角田議員の御答弁で、市長は、鑑定を依頼するに当たり、手続の不手際、これは認められました。しかし、このままこれを、鑑定の評価額というものは、そのままこれを使っていく。やはり今まで何回となく私たちは、この不動産鑑定書、なかなか信じることができない。一方で、アスベストと書いてあるのに、いや、レベルが低いものであり、それを除去すればいい。そして、竣工図を見て、この鑑定書を書いたように書いてあるが、竣工図はない。非常に不可解な点ばかりです。ですから、再度、鑑定を違う業者に依頼をするか、第三者委員会を早急に立ち上げてくださいというお願いをしてきたんですが、なぜそういうふうな議員からの要望等に対して、多分市民の方からもそうだったろうと思いますが、それに取り組まないのか、まずお答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回の不動産鑑定にかかわります事務の不手際につきましては、市長のほうからおわびを申し上げたところでございます。

私たちも、その後、いろいろ研究、調べさせていただきました。手続上不備があったことについては、その契約、既にこの鑑定業務については、契約は済んで、そして成果品も提出されておまして、この契約は有効であるということで私も認識をいたしておるところでございます。

今回、不動産鑑定士に業務を委託いたしましたけど、この不動産鑑定士は、資格のある不動産鑑定士ということでありまして、また提出されました書類につきましても、所定の検査評価項目についても鑑定がなされておまして、有効というふうなことで私どもは考えておるところでございます。この法律を読みますと、不当な鑑定を行った場合には懲戒処分等の基準もございます。1年の業務禁止とか、鑑定業務の登録の抹消とか、そういう規定もございますので、今回、私どもが依頼をした鑑定につきましては有効ということで判断をしているものでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

鑑定士を頼まれて資格がある、当たり前のことです。資格があるから頼むんですが、しかし、もう何回となく副市長もそうやってから、自分たちの非は認める。しかし、これをそのまま進めていく。市民への安全性、それと市民が考えるまちづくり、それに合致していますか。市長、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

いろいろな御議論があることは承知をいたしております。その手続とまちづくりと、今お話を直結をするというのは、ちょっと強引かという気はしますけれども、手続については、お話をしましたように、ぎりぎり契約上の問題になりますと、無効の主張はなかなか我々からはしづらいということでございます。まちづくり、これは、私たちは中心市街地の、鹿島の中心市街地を再生する、そういう中で、現在の方法、あそこに私たちの持っている交流プラザ的な施設を移して、なおかつ現在有していないいろんな機能を付与すると、こういうことはまちづくりに寄与するものと思って、この政策を提案いたしております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

行政側のおっしゃること、それを市民の方が理解をして納得をされているんだったら、この一連の6月の決議以降、ここまで問題が大きくなることもなかったでしょう。

しかし、次から次へと問題ばかり出てくる。根本的に、この計画を取りやめる。もしくは全てやはり一から考え直すために、市民の皆さんと、私が再三申し上げたワークグループなるものを立ち上げる。それが市長としてのまちづくりの方向性じゃないかなと、私は思っております。これは市長と私と見解の違いがありますから、幾ら議論をしても、どうも合致するところは見出せそうにございませんので、次に行きます。

この不動産鑑定表、書、いろいろあるけど、この取得金額、評価額は変えない。何ともおかしなところではあります。ちゃんとこの中には竣工図という文字があるし、アスベスト使用というのもあります。寺山参事は、この調査が行われたとき、立ち会いで、あなたは答弁の中で、2時間、この方と一緒にいたというふうに私は記憶をしております。

再度お伺いします。鑑定士は、館内のどこを見られましたか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

4階から1階、地下、全て（454ページで訂正）見ております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

全てとおっしゃいましたね。天井裏、上がられたんですか、その方は。全てというのは、

そういうことでしょうか。床、剥ぎましたか。どこを見て、この鑑定士の方はアスベストが含まれていると判断されたんですか。それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

先ほどの発言、全てということで、全フロアということで訂正させていただきたいと思えます。

鑑定士がアスベストの表現を使ったのは、いわゆる内部仕上げ剤をもとにアスベストの表現を表記したというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

この鑑定の評価額が適正だとおっしゃるんだったら、私も、この評価書をもとに質問をしていきます。

この2ページが一番下、その他の条件のところ、アスベストに起因する健康被害リスクの程度については、不動産鑑定士の調査可能な範囲から不明であったため、依頼者合意のもと、有害物質等の有無に関する要因については考慮外とする。依頼者というのは誰ですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

発注者であります鹿島市であります。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。確認のためお聞きをしたんですが、ここにもちゃんと依頼者、鹿島市長、樋口久俊殿と書いてあります。こういうふうなところも非常におかしなところなんです。

担当の総務関係の課の方に御質問するばかりじゃなく、ほかの方にも御質問してみたいと思えます。

このショッピングセンターピオの建物にアスベスト剤が使用されていると、これを知られた、まず環境下水道課、福岡課長、あなたは環境についてのプロでしょう。どう考えますか。

○議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

質問にお答えを申し上げます。

先ほど伊東議員のほうから私のほうへの質問でございますけれども、アスベスト等入っているということがわかった場合では、今、答弁等にもありますとおり、やはり法律に基づきまして適正に処理をすべきものと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。前回のお答えと変わりはないようですね。

それでは、江島教育長、あなたにお聞きをいたします。

あなたは子供の健康、安全、考えなければならない立場でしょう。アスベストと聞いたとき、どう思われましたか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

アスベストという言葉を知ったときに、やはりそれが実際にどういうものであるかというのをしっかり見きわめなければいけないというふうに、まず思いました。そして、その状況に応じて、先ほども言われましたように、法に従って、適切に処理をする、対応するということが必要だというふうに考えました。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。そういうふうなことで、アスベストに関係のある具材、そういうふうなものは全て撤去する。そして、ピオさんのほうが、それを負担するというのは答弁でいただいております。それは当然ではあります。

しかし、レベルは関係なく、そういうふうな材料が使われたということは事実なわけです。そうすると、やはりこの鑑定評価額、変更あるべきじゃないですか。146,000千円、おかしいと思いませんか。打上課長。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

先ほど来ありますように、このアスベストに関しては、どのような状況で、どのようなレベルのアスベストによって、それによって当然評価が変わってくると思います。今回は、吹

きつけアスベストは存在しないということで、直接的にはこの評価額には影響しないというふうに考えております。そして、レベル3についても、安全・安心をさらに高めていくために適正に処理をしていく。その費用は鹿島ショッピングセンター協同組合に負担をお願いし、そういった状況で、この評価額は変更しない。そういったことで、この確認書を協同組合のほうと結んでおります。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

もう新聞等で、やはりショッピングセンターピオの建物にアスベストが使用されている、そういうふうな可能性もあるということが、やはり出されて、市民の皆さんの口をとめることはできない。うわさはもちろん流れるでしょう、風評という形で。そうなってきたときに、一般質問の中で中西議員からもお話があったように、1月5日、私たちの元の委員会、文教厚生産業委員会がピオの役員の方とお話をしたときに、はっきりと私も覚えております。この提案は市からの提案だと、ピオからお願いした覚えはないと。そうなってきたら、こういうふうなアスベスト問題とか、さまざまな、今、難航していることに対して、ピオさんから抗議があつてしかるべきでしょう。私たちはやりたくてやっているんじゃないですよという姿勢をとられるんだったら。それに対して、どうお答えをできますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

1月5日の状況を直接私どもは聞いておりませんのでダイレクトなコメントはできませんが、やりたくてやっているんじゃないと、今、伊東議員言われましたけれども、そういった表現で言われたかはちょっと確認できておりません。確かにこの市民交流プラザの提案というのは、鹿島市の施策として中心市街地への活性化策の1つ、また公共施設の老朽化対策の1つ、佐賀県との連携、そういったものを総合的に考えて提案をしてできたものでございますので、直接協同組合から提案があつたものではありません。やりたくてやっているんじゃないという、そういったコメントは確認できておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

そうですね。委員会から、そういうふうな報告書を出しておりませんから、私たちは、あそこのピオの中、バックヤードも含め、計画がなされている部分を、現地を見て、地下も見

て、ただそれも、私たちも時間が限られていたので、フロアのみ見させていただきました。もっと早くこういうふうなのがあれば、私たちも、ちょっと天井裏に上らせてください、ぐらいは言ったかもわかりませんね。もう何回も言うようですが、どうしてもやはりこれは納得がいかないですね、全てのことにして。

先日、仮契約というものが行われておりますよね、ピオさんと8月29日付で。私が疑問に思うこと、私の勉強不足かもわかりません。仮契約書に80千円の印紙というのは必要なんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

仮契約書でありますので、今議会で議決をいただければ、本契約に変わるということで、収入印紙を添付しております。

以上です。（発言する者あり）

済みません、土地売買契約書に関しては、双方が契約書をつくって印紙を張るようになっておりますので、鹿島市については非課税ですので張らなくていい、相手の分は張っていくということになりますので、お互い交換しますので、鹿島市に残る分については、収入印紙が必要になるというふうになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

仮契約の場合も、そういうふうにするという決まり事なんですか。（発言する者あり）そうですか。それは私の勉強不足でした。わかりました。

それでは、この仮契約書の中に重要事項の説明書というのはいないように思うんですが、一般的には、これは本契約を交わすときでしょうが、日照率、建蔽率、さまざまな事項について、安全に所有権が移転するために必要だと思いますが、こういうふうな添付書類というのは別にあるんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

別に添付書類はございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ないから、私はおかしいなと思うんですよ。つけなくていいんですか。ピオさん側からも何もなかったんですか。私、さっき言いましたよね。安全に所有権を移転するためにと、通常行われる、売買契約のとき、どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

今回の売買に関しては、仲介業者が入っていない売買契約になりますので、そこら辺の処理については不要だという認識でおります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

寺山参事の今の答弁、不要であると認識をしています——そうなんですか。そういうふうには何か書いてありますか、あなたが持っている資料の中に。教えていただけますか。私はわからない、はっきり言いまして。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

これこれ法の、これの何条に基づきというのはありませんけれども、いわゆる認識としましては宅建業法、いわゆる業者と介するやりとりではないというふうに認識しておりますので、あくまで1対1の売買に関する契約だと認識しておりますので、そこら辺は必要ないという認識でございました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

通常の宅建業界の方たち、そういうふうにはされていますかね。私は確認をとって、何でついでいないのとおっしゃったんですよ。その認識は間違いじゃないですか。証明できるものがありますか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ちょっと申しわけありませんが、それを証明するものはございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今回の議案は取得するための議案なんですよ。その資料として、仮契約書というのを私たちはいただいているんですね。全て資料を出してくださいよ。待ちましょうか。どうしましょうか。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

遅くなり申しわけありませんでした。

議員言われているのは、いわゆる宅建業法の第35条重要事項の説明書の件だと思われかもしれませんが、いろんな登録された権利の種類であるとか、飲用水、電気や水道等々、そこら辺の重要事項を売買のときには説明書で渡すとなっております。ただし、78条で適用除外というのがございます。申し上げますと、「この法律の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない」というふうになっておりますので、この条項については適用なしということで、こちらからはいただいております。

以上でございます。申しわけありませんでした。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。時間をとらせて申しわけなかったです。

ただ、これだけの大きな金額で取得をする。やはり慎重に私たち議員は取り組まないと、市民の皆さんに申しわけないですから。まだまだ私に残された時間はありますから、次の質

問をさせていただきます。

直接この取得の金額に関係が全くないとは言いませんが、ちょっとやっぱり気になるのが、ピオさんのほう、ショッピングセンター協同組合に経済産業省から補助が出ていますね。これは5月末に決定がされたと。これはもう実行されていますか。150,000千円の工事予定の3分の2、1億円、どうですか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

これは経済産業省の商店街まちづくり事業の件だと思います。これにつきましては、平成25年9月17日付で交付決定が来たということをお聞きしております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

9月17日付ですね。そしたら、その補助金というのは、どういうふうな形でピオさんのほうに行くようになるんですか。その流れを教えてくださいませんか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

交付決定が参りましたので、その金額を執行するために、今後、発注業務等をされていくものと思います。発注業務が終わり、全て検査まで完了した時点で、補助金交付の実績報告を行います。実績報告を行って、それを見て、国のほうから補助金がおりてくるとい形になると思います。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

じゃ、まだ、その補助金というのは、ピオさんのほうにはまだ渡っていないということですね。そうですか。

しかし、これは申請をされたときに、ピオはできてから30年が経過、老朽化したエスカレーターを撤去し、エレベーターを増設するなど、バリアフリー化を進め、防犯カメラも設ける。このとおりに計画されていますか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

今まで事業を進めた段階において、我々、協議というか、話し合いというか、進め方について、いろいろ相談に乗ったことはございましたので、それをもとにお話いたしますと、事業の内容といたしましては、エスカレーターの改修、安全になるための改修ということです。それと入り口等のバリアフリー化、たしか自動ドアにするとか、そういう工事です。それとかトイレのバリアフリー化、それと耐震化に向けて屋上の軽量化等を行うということをお聞きしております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

有森課長、今、初めて聞きましたよ、そういうふうなの。そういうふうになっているんですか。じゃ、これは申請したのと違うんじゃないですか。エスカレーターを撤去するんじゃないんですか。だから、エレベーターをつくるから補助金くれという話じゃないんですか。今言ったのは何ですか。

そして双方の協議、これはもととなるところに通達しているんですか、こういうふうに変更したいって。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

内示が参りましたので、それを受けて、補助金交付申請をされております。補助金交付申請の段階で、一部、そういう変更というか、安全・安心のためにより以上にするというところを含めまして、理由書をつけて交付申請をされております。それに対して、交付決定が来たということでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員の質疑、審議の途中ですが、午前中はこれにて休憩し、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開きます。

ここで竹下議員に対する答弁の訂正の申し出がっております。これを許します。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

済みません、竹下議員の質問の折に、協同組合が実施したアスベストの検査の年度を間違っていて19年度と23年度と申し上げましたが、17年度と23年度の間違いでありました。申しわけありませんでした。失礼します。

○議長（松尾勝利君）

それでは、議案審議を続けます。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

それでは、午前中に引き続き、もう少し私の持ち時間がありますので、質問をさせていただきます。

先ほど、商工観光課の課長の有森課長のほうから御答弁をいただきました。ショッピングセンターピオ協同組合が申請をされた商店街まちづくり事業の交付についてですが、先ほど両方、ピオと行政側でしょうが、お話し合い、協議をして、そういうふうに変更点を決めたということですが、それでは、当初のこの申請書の内容、それから、変更された申請書の内容、それはどこに保管されていますか。控えを持っていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

いろいろピオからも相談を受けたりしておりましたので、その中で話し合いの中で出てきた言葉でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

交付をいただくための申請書というのがあるんですかと聞いているんですよ。それが一番最初出したときと、今度そういうふうにはバリアフリー化とかエスカレーターの改修とかと力を入れられましたが、そういうふうな部分の申請書はどこにありますか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えします。

商店街のまちづくり事業に対しまして、採択通知が来ております。その中で耐震補強強化とかバリアフリー化改装、客用エレベーターの増設、客用エスカレーターの撤去、防犯カメラの増設等が掲げられておりました。

それを受けまして、交付申請の段階でエスカレーターの撤去につきましては、当初撤去す

ることを検討しておりましたが、安全対策等改修工事をするにしましたということで変更の理由書をつけられているようでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

私はここに6月11日の新聞の記事——書いてありますよね。でも、市民の皆さんはそういうふうになるんだろうとしか思っていないですよ。ここに書いてあるとおり、先ほども言ったように、エスカレーターを撤去し、エレベーターを増設するなど、ここにそれがバリアフリーと書いてありますけど、バリアフリー化を進め、防犯カメラを設ける。これは間違いだったんですか、この記事は。どう思われますか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

商店街まちづくり事業事務局のほうから、事業採択通知書というのが平成25年5月31日に出版されているようでございます。その事業概要の中に、耐震補強強化、バリアフリー化改装、客用エレベーターの増設、客用エスカレーターの撤去、防犯カメラの増設ということで掲げられておりますので、これを見ての記事になっているかと思えます。それを今回、正式に補助金交付申請をする段階で、理由書をつけて変更していたという経緯でございます。

ちなみに、この申請書につきましては、ピオがピオの理事長名で申請されておるのがピオのほうにあるかと思えます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

やっぱりいろんな事情があつての変更なんでしょうけど、どうも釈然としない部分が私には残りますよね。エレベーターをつけるんですけど、その補助をいただいて、どういうふうにも、まだ使い道といますか、この25年、26年度の全体事業費というのがここにちょっと資料を持っていますけど、基幹工事の中にピオが負担する分というのものもあるわけですが、ここにエレベーター11人乗り2基新設というふうなのが書いてあるんですけど、まだ補助の内容、今幾つかエスカレーターの改修とかとおっしゃいましたが、どれにどのくらいお金をそれに充てるというのをお聞きになつていますか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

エスカレーターの改修につきましては、正式な数字としては最終的なものは把握しておりませんのでわかりませんが、協議していた段階では、エスカレーターの改修に30,000千円とということでお聞きしております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

協同組合が申請をされて、内示をいただいて、そしてまた事業の交付という9月17日付やったですかね、それはいいんですけど、今申しわけございません。もう少し私も知りたいので、今エスカレーターのほうに大体約30,000千円と。ほかどういうふうなのに、あと70,000千円残りますよね、1億円の中で。どういうふうになっているか、それをまずお聞かせいただけないか。お願いします。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

ショッピングセンター協同組合がされる事業でございますけれども、最終的な補助金交付申請の段階では耐震強化改装事業工事、これは屋上の軽量化を図るものでございます。

次に、バリアフリー化改装工事、これはトイレあるいは自動ドア等の改修をするものでございます。それと防犯カメラ設置工事と、もう1つエスカレーター撤去工事ということでございます。（「金額はどうか、わかりますか」と呼ぶ者あり）最終的な金額は確認しておりません。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

どのぐらい必要な部分なのでしょう。ピオのほうにとっては、こういうふうなことをちゃんとして迎え入れたいという気持ちがあるんでしょうが、この申請をする際に、行政側、市役所の中では商工観光課はどのようなふうな役割をされていますか。お手伝いを何かされているんじゃないですか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

この商店街まちづくり事業を実施するに当たりまして、これは経済産業省の事業でございますので、県の商工課等がアドバイスをしたりしております。その中に我々も入って行って、この事業の進め方、あるいは内容等について協議というか、相談に乗ったりしたところで

ざいます。

それと、当初、協同組合が高度化事業を借りて行うということでございましたので、それも県の商工課が絡んでおりましたので、高度化の進め方等についても相談等に乗ったりしてきたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

事業の3分の2の1億円の補助が来る、これが決まったのが、一番最初、内定が来たのが5月の末だったですね。そして、今度は事業費の負担額というのが确实、これに近い部分が出てきたのが、これも5月の下旬だったですかね。もうちょっと前だったですかね、ちょっと私そこまではあれですけど、ただ鹿島市の負担がもともと65%、ピオが35%というものが、今度は小数点のところまでは完全じゃないかもわかりませんが、25年から26年の全体の事業費、市が今度は81.7%、協同組合が18.3%まで負担率が変わってきています。

こういうふういろんな、市長からも以前からお話は受けておりますが、事情があり、こういうふうな負担率の変更、共用部分のところとか、さまざまな部分、市が占有をする部分、そういうふうなことがあって、負担率が変わったのかもわかりませんが、先ほどの補助の事業、商店街まちづくり事業、これは当初計画していたこの事業費とは全く別のものだと最初は考えたんですか。それとも、その一部としてその補助を充てたいと思っていらっしゃるのか。担当課はそこまで把握されていますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

この鹿島ショッピングセンター協同組合のまちづくり事業は、このニューディール構想における市民交流プラザピオの事業の一部というふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

市と一緒に事業を進めていくショッピングセンター協同組合にとっては、それはありがたいことでしょう。こういうふうな補助が出てきて、幾らかでもそれで使えるということは。

ただ、前、特別委員会の中でも中村一堯議員から質問があったと思いますが、早々、当初の申請から変えてくる。まずは私たちが理解していたのは、エスカレーターを全て取り除いて、吹き抜け、そういうふうなものをしていく、そのためには3、4階に高齢者の方とか子供さん方が行くから安全なことも考えて、もちろんバリアフリー化という言葉を使いエレベ

ーターを設置する、そういうふうなことで理解していたんですが、途中から、いや、エスカレーターはそのまま使う。吹き抜けの設置、これも取りやめる、そうですね。それから、外の壁の緑化も取りやめる。まだまだ今から計画は変わっていくんでしょうか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

この事業につきましても、一番最初に平面図とか予算を示したのが1月18日の全員協議会じゃなかったかというふうに思います。そういった段階で、その段階における一番新しい情報ですね、随時提供していますので、見直し等も随時行っている方向でございます。これは、いい方向への見直しというふうに考えておりますので、そういった変更等もあったかと思えます。

エレベーターにつきましては、5月30日の特別委員会の折にまず申しておりました。そして、7月23日の特別委員会の中でも、鹿島ショッピングセンター協同組合のまちづくり事業の――済みません、エスカレーターですね。エスカレーターを残す方向で変更申請を行うと、そういった報告を7月の折の特別委員会で行っているというふうに思います。

それで、今回、財産の取得の議案でお示しをしていますように、もうこの時点では大きな変更はない、大きな変更はできないものというふうに考えます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

残り時間3分になりましたから、もうこれで最後になると思いますが、今、打上課長はこの事業がよくなるために、そういうふうに変更があったと。もちろん、そうでしょう。よくするために、いろんな計画の変更はつきものだろうと思います。しかし、そのたびにどうも釈然としない部分が少しずつ出てくる。

きょう、この議案に上がっている3、4階の区分取得、これについても当初から言っているように、この鑑定書、これ自体に不備がある。内容もどうも疑問、はてな、はてな、はてな、全て。しかし、それでも進めようとするこの計画。

最後に市長にお伺いしてから終わりたいと思います。鹿島市の将来にとって、この事業は本当に大事なものですか。どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

この10年ちょっととりましても、鹿島市においては中心市街地をめぐって、何度かこうい

う事業をやろうという挑戦を重ねてまいりました。

私の知る限りでは、今回は3回目の挑戦というふうに私は思っております。いろんな事情から最初の11年の計画をもとにしましたものは中座をしたと私なりに考えております。二度目の挑戦は計画自身がなかなか国との折り合いがつかなかった。発想は非常によかったと思うんですよ。それもだから手つかずのまま。これでもしだめだったら、ひょっとしたら鹿島市は長い時間立ち直れないという可能性を秘めている。そういう気持ちがあるものですから、限られた時間ですけれども、積極的に対応したいということで中心市街地の活性化に取り組みせてもらっていると、そう思っただけであればありがたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

あと50秒ほどありますので、市長は全く今も気持ちが変わることがないと。これを進めていくことが鹿島市の将来のためであると。しかし、多くの市民の方はそうは感じていないのが事実だろうと。多分、市長も肌で感じていらっしゃるんじゃないでしょうか。市長のみならず、そちらの席に座っていらっしゃる行政の部課長の中に、はっきりとこういうふうなことは、おかしいことはおかしいと進言することも勇気が要るでしょうが、大切なことだと思っております。

この後の討論で、また再度自分の意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

それでは、何点か質問させていただきます。

先日、敬老会に行った折に、たくさんのおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃいました。私は古枝の参集殿で敬老の日いろいろなおじいちゃんや、近所のおじちゃん、おばあちゃんと話をさせてもらったんですけど、その中で、何人もの高齢者の方がこのピオの問題を御存じでした。

その中で言われたのは、「中村君、私は3階とか4階にちょっと上りえんごた」って、そういうことを言われるんですね。高齢者というのは、やっぱり体がちょっと不自由なところもあって、足が弱かったり、私の祖父も足が痛いとすぐ言いますが、そういった方たちが使いやすいような根本を、使いやすいようにするのがこの計画じゃないかなと私は思っています。ピオの3階と4階にそういった施設が入るといえるのは、根本的にやはりどうなのかなと思っております。

今回は、その3階、4階の取得の件で質問ですけれども、初めから思い返してみれば、最初は毎月750,000千円でしたかね、改修工事を市の財源だけでして、その後、毎月借りていく、その後は取得すると、それでリノベーション事業が出てきた。買おうとしたら今度は250,000千円の価格が150,000千円になった。その次はアスベスト問題と。これまでのいろんな流れを見て、非常にこれは最初の計画からすると、ころころころころ変わっていると。先日の議案審議では市長おっしゃいました。状況に合わせて変わってきたんだというふうにおっしゃいました。いや、言葉もとりようだなと。そしたら、あしたは変わるんじゃないか、あさってはまた変わるんじゃないか、私は不安でなりません。

中西議員が問題にされたことに対して、入札の問題があったと思います。不動産鑑定、入札の問題、この件で先ほど市長は入札行為の重要性をもっと考えなければならなかったと。副市長は契約について適切ではなかったと、事務の不便がありました。そういうふうにおっしゃいました。

そういった中で、この計画が本当に進んでいくのかなと。結局、国から国土交通省の許可をもらっていない事業所、そういったところに入札にかたってもらって契約をしていた。これは本当に契約は成り立っているのかなと。もともとの参加の資格がないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、副市長いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

この不動産鑑定の業務委託につきましては、鹿島市の入札におきましては、まず地理的要件というものがございます。不動産業務につきましても、地理的要件からも、また皆さん御存じのように地元優先という形で、まず地元から選考してまいります。

今回、不動産鑑定業務につきまして、鹿島市内には不動産鑑定に関する業者の方がおられません。鹿島におられない場合は、杵島郡とか佐賀市とかということで範囲を広げていきますけど、今回の不動産業務につきましては、佐賀県内に指名願が出ている会社が県内に5社ありましたので、その5社を指名したということでございます。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

県内の企業ということでおっしゃいましたけれども、福岡でするときには知事登録が必要だと。佐賀県に支社、事業所がある場合は大臣の許可が必要だというふうなことで、これは契約が適切ではなかったというふうに先日副市長がおっしゃっていましたが、これはもともとは入れないような企業だったんですよね。そういう認識でいいんですよね。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

御指摘のように、今回、不動産鑑定をお願いをいたしました業者は、先ほども角田議員の御質問にお答えしましたように、福岡県知事の登録を受けている業者でございます。

本来でありますと、佐賀県にも営業行為を行う場合は、国土交通省の認可が必要ということになります。それで、指名願を受け付ける段階で、そこら辺の業務の精査、確認ができていなかったために、そういうことで、今回、鹿島市の不動産鑑定業務の委託というんですか、指名で参加をしていただいたということで、それにつきましては確認不足ということで申しわけなく思っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

もう一度お言葉が欲しいんですけど、鹿島市の、本当は——起きたことはしようがない。しかし、鹿島市の今回の不動産鑑定ですよね、事業を発注されましたけれども、それに大臣の登録がなければ入れない企業だったのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回、私どもがその法的な知識を持たなかったということで、こういうことになったわけですけど、そういうことがわかっていたら、今回指名から除外をしていたものでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

わかりました。

私は、きのう藤田部長のところに行って、この契約——本当は入れなかった企業だと、しかし、今回の契約は有効だというふうに藤田部長はおっしゃいました。それ自体が私はおかしいと思うんですけども、きのう驚いたのは、その件を国土交通省には報告しないというふうなことでした。それは今も間違いないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

国土交通省のほうには報告いたしておりません。これにつきましては、報告義務もございませんので報告いたしておりませんが、佐賀県につきましては、機会あるごとにいろんな情報の提供をしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

それは、いろんな情報というのは、今回の本当は入札にかたれない企業がかたって、そこと契約をしてしまったことも入っているのでしょうか。今回の事務手続不備によって起こったことの報告は、佐賀県庁にはされたということでもいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

これにつきましては、現在今の議会の状況等を含めまして、佐賀県のほうには随時情報を提供いたしております。（「会社の件は報告しているんですか」と呼ぶ者あり）

会社の件は報告いたしておりません。ただ、しておりませんが、いろいろ新聞報道等もありましたので、佐賀県のほうからの問い合わせは幾らかあっております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

佐賀県がおかしいと思っているから連絡が来るんでしょう。報告していないとおかしいじゃないですか。国土交通大臣の許可が必要な企業に本当は鑑定をしてもらわなければいけなかった。しかし、大臣からの許可は今回もらっていない。そういった企業に発注をして、146,000千円という数字が出てきた。それを購入するのは、これから交付を受ける国土交通省からの補助金だと。それでいいんですか。これは隠蔽じゃないですか、明るみになっておるけど。アスベストの件も6月24日にわかっていたけど、8月末にしか報告をされなかった。入札行為の不備があって、事務の不手際があって、契約について適当ではない、そういったことがあったのに報告をしていなかった。これはおかしいでしょう。おかしいと思いませんか。隠しているじゃないですか。

鹿島市のいろんな、これは規則があるんですけども（冊子を示す）その中で鹿島市財務規則というのがあります。鹿島市財務規則第121条（無効入札）「次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする旨入札前に公表しなければいけない。」、入札に参加する資格のない者。参加する資格のない者が入札に加担して行われた場合、これは無効となる。さっき、副市長はもともと参加する資格のない企業だというふうにおっしゃった。これは明らかに無効です。この契約自体が無効です。その中で押し通すのは、議会に託されているのは、無効な入札を押し通そうとしている。大臣の許可がないところに判定してもらった

金額を押し通そうとしている。これは違法です。こういったことを私たち鹿島市議会の責任で通せるのか。国土交通省にも報告をしていない、佐賀県庁から問い合わせがあった、しかし、今議会の状況でどうなるかわからない。今、そういう状況じゃないですか。違法なことが行われているじゃないですか。これは議会で議決をしていいんですか。私たちがその責任を、違法な責任を負わなければいけないんですか。しっかりと審議がされないままにこういうことが進められるのはおかしいと思います。この件に関して、本当に入札、これは無効となるんじゃないかというふうなことがあります。それを議会に議案で委ねられています。これが本当に私たちが議決をしていいのか、私は甚だ疑問です。

この件に関して、私はこのまま議決をするのは判断できかねます。この違法な議案を通していいのかを議会運営委員会で諮っていただきたい。今すぐ議会運営委員会の開催を要求します。

○議長（松尾勝利君）

議会運営委員会を開く前に、執行部の答弁ありますか。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えします。

財務規則第121条の今、中村議員が読まれましたけど、「次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする旨入札前に公表しなければならない。」ということでございます。

このことにつきましては、入札前に公表いたしております。（「議会運営委員会をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

北村副市長、再度答弁を。ちょっと確認できませんでした。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

再度答弁をいたします。

財務規則の無効入札、第121条に「次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする旨入札前に公表しなければならない。」ということで、「(1)参加する資格のない者」という規定がございます。そのことにつきましては、入札前に公表をいたしておるものでございます。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

この後、議会運営委員会が開かれるかもしれませんが、この点について補足いたしておきます。

今の条文はおっしゃるとおりの規定になっております。それで、無効とするとはなっていないんですよ。無効となるよということを相手に言うとかんといかんと。確実に言ったんですよ。そこでとまればこんな議論にならなかった、これが冒頭からお話をしているとおります。ところが、相手は無効と言われていても申請をしに見えた。そこは来るときのチェックする——いや、真面目に聞いてくださいよ。（「おかしいでしょう、だって」と呼ぶ者あり）いや、出てくるときの……（「だって言ったのに」と呼ぶ者あり）黙って、黙って、黙って。

○議長（松尾勝利君）

静粛をお願いします。（「無効、無効」と呼ぶ者あり）静粛をお願いします。

○市長（樋口久俊君） 続

出てきたのを受け取ったと、それが手続の瑕疵なんですよ。そういうのが一体無効か有効かというときに、これが行政処分だったら明らかに無効なんですよ。許可も認可もそういうものはありません。しかし、これが前提になっているのは、基本的に特別法じゃなくて、民法の規定を受けるということだから、すぐには無効にならないと。その無効になる条件というのは、例えば、わかりやすく言っておきますと、鑑定士が全然資格がない人がやっちゃったとか、決められた様式じゃなくて答えを持ってきちゃったというようなことじゃなければ、これはすぐには無効にならないということになっているんですよ。

だから、そういうことを含めて、もし委員会があるんだったら御議論をいただきたいと思います。（「議会運営委員会の開催をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

今の答弁を受けて、再度質問ありますか。（「議会運営委員会の開催をお願いします。質問はまだありますが、それが解決しないと質問できません」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後 1 時 42 分 休憩

午後 1 時 43 分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

暫時休憩します。

午後 1 時 44 分 休憩

午後 2 時 11 分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

ただいま議会運営委員会を開きましたので、その議会運営委員会の結果について、議会運

営委員会委員長の水頭委員長より報告をお願いします。

○議会運営委員長（水頭喜弘君）

ただいま議会運営委員会を開催いたしました。この件について結果報告をさせていただきます。

まず、この件につきましては、議運で決定するものではないということで、中村議員に対しては質問を継続してください。そしてまた、皆さんも質疑をお願いいたします。その質疑終了後にまた議会運営委員会を開催しますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

それでは、議案審議を続けます。1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

それでは、質問を続けさせていただきます。

先ほど答弁ありましたけれども、それでは、もともと入札参加資格がないところに来て、お願いしますと、指名お願いしますと言ってきた。その後で一度断っていると、公表されたと、その後、企業が、その業者が入札にかたってとったということと僕は認識しました。

そしたら、もう一度いいですか。わかりやすく簡潔に答えてもらっていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

執行部、答弁。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

ただいま中村議員のほうから、入札通知をして1回断ったという発言がありましたけど、この業者については断ったことはありません。1回目からもう入札に参加されておられます。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

済みません、私が聞き間違えていました。

大臣の許可がないと、参加資格がない企業は、もともとその入札には入れないということで、さっきの財務規則を読みましたが、都市建設課ですか、都市建設の入札の心構えみたいなどころでの無効入札についての文面を読み上げてもらえませんか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

ちょっと私が質問の趣旨を履き違えておるかもしれませんが、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど副市長が申ししたのは、入札に参加するときに、入札に参加する皆様にお渡しす

る一連の書類の中に入札心得というのがあります。その中で、先ほど規則の中でありましたような財務規則の法令についてもちゃんと明文化して、それを入札参加者に渡しているということを申し上げているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

その会社に渡した資料の中で、無効となる入札について書かれてあると思いますけれども、そのところを読み上げてもらっていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

鹿島市建設工事等入札心得の6項になります。無効の入札という条項にあります。「6. 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。」というふうになっております。

1号で、参加する資格のない者。2号で、当該競争入札について不正行為を行った者。これは談合を含む。それから、入札書の金額、氏名及び印影について誤脱または判読不可能なものを提出した者。4号で、入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者。5号で、入札書の金額を訂正したものを提出した者。6号で、一人で2以上の入札をした者。7号で、代理人でその資格のない者。8号で、工事費、これは業務費積算内訳書を提出しなかった者。9号で、予定価格の事前公表を行った場合において、予定価格を上回った金額で入札をした者。10号で、上記に欠ける者のほか、競争の条件に違反した者ということで、この文章を、これはもう定型的な文面ではありますが、これを入札のときに各入札者に渡しているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

旭鑑定補償もその入札の心得を持っていると。

市長にお聞きしますが、今の部長が読まれた中で、旭鑑定補償ですね、そこにひっかかる場所があると思うんですけども、どう思われますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今の文章の中で、個別に洗っていくと、さっきから言いましたように、審査が甘かった点があるんじゃないかということは、たびたびお話をできております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

たびたびというか、かなりあるんですよ、この計画。

1 番の参加資格を有しない者、持たない者は無効となると。はっきり業者に渡した資料にも書かれてあるじゃないですか。無効なんですよ、無効。無効です。無効なんです。これは有効と言えますか、副市長。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えをいたします。

参加する資格のない者、こういう規定につきましては、鹿島市内部の事務手続の規則でございます財務規則、先ほどの入札心得については、私どもの事務を処理する上の手続上の規定でございます。

今回、参加する資格のない者、この表現につきましては、鹿島市の事務におきましては、そういえば該当いたしますけど、この入札通知を行った業者につきましては、鹿島市に指名願を提出されておきまして、鹿島市はそれを受理しております。それで、その中に不動産鑑定業務という資格は有しておりませんでしたけど、この業者につきましては、鹿島市からこういう通知が来たということは、鹿島市の入札に参加することができるという判断をされて、それで入札を行いまして、契約に至ったということでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

鹿島市の内部の規定と、もしこれがまかり通るんだったら、もう入札制度そのものがおかしくなるんじゃないですか。知らなかったんですよと、許可もらっているか知りませんでした。この会社の許可もらっているか知りませんでした。この工事をするとき、この許可もらっているか知りませんでした。登録あることは知りませんでした。こういった事例を残すことは、極めて今後の、鹿島市だけではなく、ほかの市町村の事業にも大きな影響を与えますよ。鹿島市だけの問題じゃないんですよ。ほかの市町村の入札制度や工事、もう全てのことにおいて問題あることなんですよ。だって、事務手続、不手際がありました。この一言です。しかも、この会社に——5社ありました。1社辞退されておりました。3社は900千円台の金額で入札していましたが、入れておりましたが、ここは六十数万円で契約をされている。しかしながら、その後、随意契約で460千円契約をされていますね。おかしいことだらけじゃないですか。まずは少なくともらせておいて、後で追加の随意契約をする

と。いろんな理由があるにしろ、こういったことが行われているんですよ、今の鹿島市で。入札無効で書いているでしょうもん。それでもこの議案、執行部は出されるんですか。市長、出されるんですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

既に提出をいたしております。今から出すわけじゃございません。

それと、無効と書いてあるということと、最終的に無効になるかどうか、これは我々はもちろん気にしているところではあるんですよ。ただ、この規定に類似する行為で必ずしもストレートに無効になるとばかりじゃないという事例もあります。したがって、勝手に今度是我々がこれを無効を主張する、なぜかといいますと、事務手続をミスったのは正直言うところ側なんです。自分でやっておいて無効ですという主張はなかなか難しいという事情もあります。

そういうことを含めて、しっかりこれは我々の今後の反省材料にしないといけないと思いますけれども、冒頭から言っていますように、処分とか許可とかというのは違いますから、必ずしも無効と書いてあるから、自動的に無効になるというふうには言えないということはいさしば言っているとおりでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

本当は入札資格がない、参加資格がない企業に契約をしてもらって、その後、約150,000千円で買うことになる。市民の税金が使われるんですよ。言えますか、本当に。言えますか。

これは、鹿島市の市民の迷惑になるんじゃないか。あなたたちは、皆さんの納めていただいた税金で私も仕事をしているし、あなたたちも仕事をしている。真剣に考えてくださいよ。事務のミスで、不手際で、こういう鑑定結果が出ました。それは提出されてあります。引込めてくださいよ。

これは、このまま通したときに、違法性があるんじゃないんですか。民法的には問題ないというふうにおっしゃっていましたが、本当にこれは違法性はないんですか。課長、部長、どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

冒頭から、副市長のほうからも、市長のほうからも陳謝いたしておりますけれども、入札

の事務手続につきまして、その一部につきまして不手際があったということは本当に申しわけないと思っておるところでございます。

今後、こういうことがなぜ起こったのか、それから、こういうことが今後ないような形での検証を内部で進めてまいりたいと思っておるところでございます。

今、議員おっしゃいました、この法的な解釈ということでございます。

これは、もう市長のほうからも冒頭再三お話をしておりますが、市が行う事務につきましては、大きく2つに大別されるところでございます。

1つ目が行政行為、これは行政処分行為とも申します。これは、法に基づき忠実に事務をする行為、わかりやすく言いますと税の賦課徴収とか、建築確認、営業許可などの事務が該当いたします。これは、法律条例により市民への義務を命じ、その他、法律上の効果を生じさせる行為でございますので、これは厳密に行う必要があるということでもあります。

2つ目の事務として、行政行為以外の行政活動ということでございます。

この中に、今、問題になっております行政契約という事務があるわけでございます。この行政行為以外の行政活動につきましては、直ちに住民に対し多大な影響を及ぼすというものではありません。その内容は法令等の規定はあるものの、個々の行政機関の裁量に委ねられている点が大きいとされております。その中で、この行政契約というのは、わかりやすく言いますと物の売買とか、工事の請負契約などが該当するものでございます。

この行政契約につきましては、契約自由の原則が適用されます。もちろん、市町村が行うものでございますので、公益を目的としているものでございます。そのため、地方自治法、財務規則など一定の規定はされております。しかし、これらの規定は内部に対する訓示的な手続規定ということでございまして、契約の相手方に対して何ら拘束力を持つものではないということで、これは行政実例のほうで解されているというところでございます。

この場合に、契約が成立しているかどうかについては、民法の規定ということであります。この契約が民法の契約が違法、無効となる場合には、かなりの重要な審議、違反、権利の乱用、公助良俗違反など、相当の場合でなければ、これは無効とならない。これは、最高裁の判例でもそのようになっているところでございます。

そういうことで、我々といたしましては、内部手続に不備があったとしても、直ちに無効とはならないということで再三申し上げているということでございます。

このことにつきましては、大変大切なことでございますので、我々も顧問弁護士のほうに確認をさせていただいております。その解釈といたしましては、支店との契約をしても支店を介して法人本体と契約したものと介される。本店には鑑定士がおり、業務自体も鑑定士が実施したものであれば有効であると。鑑定結果が法令違反により作成されたものでなければ、法令違反というのは鑑定士じゃない者が作成したものでなければ、通常の民法上の契約であり、有効であるという見解もいただいているということでございます。

もちろん、指名業者の選定につきましては、より慎重な対応が望まれるということでございます。今回の認識不足からの入札の前段としての登録の手續に不備があったということは、大変申しわけなく思っているところでございまして、今後の検証を重ねてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

法律や自分たちのやり方を本当に正当化しているなというふうなことでしか、もう受け取れないと。ほかの市町村に迷惑がかかると思わないですか。入札の参加資格がない企業が入札を行って、その業者に発注した、契約した、完成品をいただきました。そういう仕事をして別に問題ありませんと、そう言っているものですよ。入札とかの考え、指名制度、指名の考え方とか全部おかしくなるじゃないですか。おかしいですね、本当に。鹿島市と同じような事例で刑法にひっかかっていると多分あるんじゃないかなと私は思っています。刑法に触れているところがあるんじゃないかなと言いませんけど、これは職員さんたちにも責任が及ぶ問題です。これをするんだったら、本当に問題になるんじゃないかというふうなことも考えております。そういったことも含めて議決もしなきゃいけないなど。

もう1つ、大きく気になるところがあって、これは146,000千円の問題です。

例えば、今回本当はそちら側で議案を取り下げてほしい。だって、鹿島市が本当に重大な出来事が起こってほしくないですから。私たちにも責任が及ぶことは嫌ですから、本当はそちら側で私は提出をやめてほしいと、取り下げてほしいと思っておりますけれども、1つだけ確認しておきたいことは、これがもし可決をされる場合に、約150,000千円の取得費が払われるわけですけど、いろんな条件がそろって。これがもし12月にも議決が必要ですよね。そのときに、例えば、否決をされた、もしくは住民訴訟や、例えば刑法上の問題があったときに、この150,000千円はどうなるんだろうと、返ってくるのかなというふうに思いますけれども、そこは企画課長、どうですか。そういう契約をされているんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。（「短くお願いします」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（打上俊雄君）

契約書の中には、もし工事が否決された場合は取得金額の返還、そういったものの条項はありません。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

ないということですけど、例えば、これが訴訟になった場合に工事差しとめと、契約が差

しとめと、そういうふうなことになった場合に、150,000千円は返ってこないということになりますね。そういった場合には、多大な迷惑を鹿島市にかけるといふふうに思いますけれども、この本契約にもし12月議会で可決されない場合には支払うことができないと、ピオ側にその取得費を渡すことはできない、そういう附帯の条件を入れてください。これはどうですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

附帯契約の件でございますが、私どもの今ピオと結んでおります契約につきましては、通常私どもが公共事業での用地取得、家屋取得、そういったものの不動産を売買する場合の通例に応じてつくっておる様式でございます。

そういうことで、基本的にまずは予算をいただきました。予算をいただきましたら、それを執行するためにまずは用地を購入しなければならない。これはちょっとわかりやすく言いますと、エイブルでわかりやすく言いますと、エイブルの場合は、土地をやっぴりまずは取得しなくちゃいけない。土地を取得するためには、相手の方にお金を払わないと登記ができない。その土地が登記できないと今度は工事の発注ができない。そういうことでございますので、我々は通常の公共事業の例にのっとり、今回の場合もまずは区分処理をやらせていただかないといけない、その議決をきょうお願いするわけでございます。

その議決をいただきますと、今度はそこに我々が今度は工事の設計をして、そこに工事をし始めるというような流れで、この順番につきましては、全然ほかのピオとか、ほかのところと違ったような形でしているということではなくて、通常行っておりますエイブルとか、そういったものの例にのっとりやっているとということで御理解いただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

佐賀の知事選で井本知事は共済か何か、たしか裁判で結局多額の費用を払うことになりました。トップの責任というのは非常に重たいです。もし、150,000千円の購入をされて、それが空振りに終わった場合に、その責任は市長や副市長、執行部、皆さんに来るかもしれないので、そこはきちんとしとってください。

今までの議論で、もう本当にわかりましたけれども、無効となる入札が行われているにもかかわらず、国土交通省に報告もしていない。県からは問い合わせがあった。今度リノベーション事業でシビックセンターをつくります。その事業費は国土交通省から補助が来ます。国土交通省の補助金で、150,000千円で取得します。でも、その不動産鑑定を行ったのは、国土交通省の許可がないところだと、そういうことになります。

このようなことが報告されていない、隠蔽されていたんじゃないかなど。なぜ報告しなかったのかなど、アスベストも2カ月後に発覚しました。隠す、隠す、隠す、これが本当に市役所のやり方かなど。私よりもすごく頭がいい皆さんたちが、法律上の問題や刑法上の問題を解決されないままに進まれるのは非常にどうなのかなど。このまま本当に行っているのかなどというふうに思います。

この議案は取り下げてくださいたい。もしくは、議会運営委員会や全員の一致で取り下げると、延期をすると、それが一番いいと思います。本当に一番いいと思います。

いや、もう多分おかしいことになるんじゃないかなど、そういうので鹿島市は目立ちたくないなど。もっといいまちづくりで目立ちたい。そういう市民の人たちが、今、傍聴席にいらっしゃる。これからの議論をよろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。

ここで10分程度休憩します。午後2時50分より再開します。

午後2時41分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

13番松尾です。今、審議をされております財産の取得の問題ですが、私はもともとこの問題については、いろんな理由をもってやるべきでないという主張をしてきました。これは3月議会、6月議会、その他いろんな場所です。その1つは、30年たったピオの中に公的施設、特に福祉施設を入れることに対する問題点。それから、今、あのピオの中に税金をつぎ込んで、今、営業をしていらっしゃる人たちの、本当にこれから店が栄えていく力になるのかどうかということ。特に今、鹿島市だけじゃないですが、全国的に消費税の増税や物価の値上げ、それから鹿島市においては第1次産業の落ち込み、職がない、いろんな問題の中で購買力はますます落ちていくばかりで、そういうときに、今ある職種だけであのピオが本当にやっていけるのか。ピオさん自体も多くのお金をつぎ込まなくてはいけない。そのことによって、ますますそこにいらっしゃる人たちに負担がかかるんじゃないかと、そういういろんなもろもろの問題で私はこれはやるべきでないということを書いてきたと思います。

そして、御存じのように、6月議会では予算が通ったわけですね。しかし、その予算が通った後、私はそれで終わることだと思っていました。もちろんきょうの審議があることはわかかっておりましたから、それまでの努力はもちろん続けるつもりでこれまでも取り組んできましたが、ただ、その後、許せない大きなことが次々と起きてきたわけですね。私はこうい

う問題だけ捉えても絶対にこれはやってはいけないという、それをますます強くしました。

まず最初に質問いたしますのは、先ほど中村議員が申しました鑑定会社の問題ですね。

それで、先ほどからいろいろ論議がされておりますが、まず、この鑑定書が本当に適当だったかどうかということについては、執行部のほうからいろんな手違いというのですか、認識不足といいますか、そういうので申しわけなかったという何遍ものお断りは出ています。しかし、お断りをすればそれでいいのかという問題じゃないと私は思うんですよね。

例えば、先ほど財務規則の第121条、これを読み上げられましたが、結論を申しますと、財務規則は市のものであるから云々というような言い方をなさったと思いますね。しかし、こういう財務規則だとか、いろんな市の決まりだとか、詳細な申し合わせとか、いろんなのは、ただ単に鹿島市が独自にぼつとつくるものじゃないでしょう。これは上のいろんな法律その他があって、こういう流れがあってつくられるものだと思うんですよね。そういうことから見ますと、余りにもこの鹿島市の財務規則の扱いが軽いといいますかね、無視し過ぎていると思うんですよ。

どなたかお答えください。鹿島市のこの財務規則についてどのように捉えられているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えします。

財務規則についてどのように考えているか、思っているかということでございます。

市の公会計上の手続をする場合には、基礎となるものが財務規則でございます。我々職員は、この財務規則を熟知することが当然でありますし、これに基づいて事務事業の進捗を図っていかねばならないものだというふうに思っているところでございます。

しかし、入札に係りましては、指名業者さんの数とか、そして、そういうものは独自で変更することができますので、柔軟な対応をして、規則改正をしながら進んでいるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、柔軟な対応をしなくちゃいけないとおっしゃいましたね。何なんですかね。例えば、この財務規則第121条の中に、「参加する資格のない者」ということで上がっていますね。そして、これまでの論議の中で、本当に皆さんたちが御存じなかったのかどうかは知りませんが、届け出をしなかった。国交省の届け出がされていないというのは、それはもう完全に参加の資格はないと思いますが、その辺、どうなんですかね。私は今の副市長の答弁は納得

いきませんが。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回の不動産鑑定業者の指名につきましては、2年に一度ですけど、指名願というものを鹿島市に提出していただいております。その申請があった段階で、当然、慎重な審査をすべきでございましたけど、その審査の受理の段階で、不動産鑑定業務についての国土交通省の手続の不備を見つけることができなかつたということで、それで、今回の不動産鑑定委託業務の契約につながっております、そのことについては深くおわびをしたいと思います。

先ほど柔軟に対応というのは、財務規則以外のことにつきまして、指名業者の数とか、予定価格の変更等はそれぞれの入札、市内業者の健全育成というようなこともありまして、柔軟な見直しの作業を行っているという先ほどの答弁でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

じゃ、次にお尋ねしますが、いろんな入札があるわけですね。それで、指名をするときには今のような資格だとかいろんなのがあると思うんですが、全ての入札業務について、そういう業者の資格だとかいろんなものについて、私は本来なら、まずそこから徹底的に調査をして、大丈夫だというようなものを選んでいかなくちゃいけないと思うんですが、そういうことはほかの業務にしてもやっていないんですか、入札のときの業者の選定に当たっては。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

鹿島市に対する指名願の件数といいますと、約1,500件程度でございます。その件数につきましては、建築工事とか、土木工事とか、物品販売ですね、そして、このような業務委託とか、多種多様な指名願が出てまいりますけど、それも市内、市外、県外、そして全国各地から指名願が鹿島市に提出されますけど、その時点でなかなか十分な審査をできていない。市内については、毎年、同じ方が指名願を提出されますけど、市外等につきましては件数が多いものですから、なかなか審査に至っていないということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

おかしいじゃないですか。全国あちらこちらからいろいろ来ますから手が回らんという意味ですか。そういうところこそ徹底して調査といいますか、資格があるかないかの検討はし

なくちゃいけないと思うんですよ。なぜできないんですか。大事なことでしょう。例えば、1,500件も幾らもといいますが、一つの事業に対してはそんなに来ないでしょう。だから、今、そんなおっしゃいましたが、例えば、一つの事業をするときに、指名願、向こうから申し入れがあったり、こっちからお願いしますということもあるかもしれませんが、そのくらいの調査はせんといかんと思うわけですが、それもチェックができないというんですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回、このような不適切な事務処理、妥当でない事務処理が発生をいたしました。今後はこういうことがないように、担当課、十分気を引き締めて審査を行ってまいります。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

答弁じゃないですよ。もうそういうふうな答弁なら、私は言います。これははっきりね、先ほど中村議員もおっしゃったですが、これは私たちが審議する責任上、本当できないですよ。ことごとく今までのいろんな審議の中で市長は、最終決断は議会がしますということを市民の前でも何度もおっしゃっているんですよ。そうでしょう。その大事な議決をしなくちゃいけない一番入り口の基礎のところから自分たちの事務的な手違いがあった。しかし、こうですからと理屈ばかり言って、自分たちを守るための理屈だけ言って、それを正当化するような、こういうことは絶対許すことができないと私は思うんですよ。これはしっかり受けとめてくださいよ。

それと、何でそういうのができないかと。余り職員が少な過ぎるんじゃないですか、チェックをしようにしても。皆さんそうでしょう、苦勞されているでしょう、いろんな仕事の中で。これだけ職員が減らされて、本当に皆さんたち、職員の人たちが苦勞されている姿を見えていますよ。やらなくちゃいけないと思っても手が抜けると思うんです。直接市民の中に行かなくちゃいけないと思っても足が出せない、机に座っておかんとどうもできないという今の実態でしょう。職員は減らせばいいというんじゃないですよ。こういうことが起きるんですよ。例えば、こういう大事なことなら、そのことだけでも専門的な人を置いてちゃんとチェックをさせる。一番初歩的なところでしょう。私は絶対これは許せないと思います。市民もこれは許しませんよ。これをそのまま通したら、もう全国的な笑い者ですよ。私はそう思いますし、その責任は議会にしか来ないんですよ。たとえ私が反対しても、鹿島市議会は賛成したとなるんですよ。それはそれでいいでしょう。しかし、それで本当に迷惑になるのは、莫大な税金を使われて全く無駄なことをされた市民の人たちですよ。私は絶対そういうことは許せません。それはもういいですよ、同じことの繰り返しになると思います。

次に行きたいと思います。

今回の問題で、特に鑑定業者の問題もありますが、この鑑定評価の問題ですね。この鑑定評価につきましては、私たちには、鑑定評価書ですか、これが7月23日の特別委員会でも出されました。これは、ほんのわずかなページですね。これに対して委員会の中で、もっと詳しいのがあるだろうということで改めて出されたのが、こんな厚いものですね。（現物を示す）私は後で出された鑑定書をぱっと開いたとき何が目についたかといいますと、有害な物質の使用の有無というところが、まず目につきました。そして、その冒頭に「アスベスト」という字が目につきました。今、このことで大きな問題になっているんですが、この鑑定書というのは6月24日に発行されていますね。恐らく24日にこちらに来たんですかね。私たち議会は21日に予算の審議をして、御存じのように、8対6という結果が出て予算が通ったんですよね。本来なら、その予算の審議の前にこのちゃんとした鑑定書を出さなくちゃいけなかったと私は思うんですよ。7月23日にこの鑑定書が出ていたならば、こういう問題もいろいろ明らかになって、もっと違った形の審議ができたと思います。ところが、これが終わった後、特別委員会に出されたのは8月でしょう。7月に特別委員会で要求をして、出されたんですよね。そして、こういう形になった。

私たちはただ単に簡単な書類でいだろうということで出されたとは理解しません。あなたたちは、このアスベストの問題があったことを議会に知られると大変だということで、私はわざとここは抜かして出されたとしか判断しません。誰だって、そう判断している人が多いですよ。実際はどうなんですか。私たち議員にがんと見せてもわからんと、こんだけやっどくぎよかくしゃということで出したのかどうか、その辺についてお答えください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

7月23日に出した書類につきましては、あくまで鑑定評価の価格についての説明というつもりで出しております。あえて全体を隠しているものではございません。数字的なものの抜粋の説明という形で、必要な部分を抜粋させて出させていただきました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

一応それは受けとめましょうが、私はそうだとは思いたくありません。

次に、この鑑定評価書のことでお尋ねしますが、これを会社からいただいて、これを最初に手にした人はどなたですか。お答えください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

私であります。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

それでは、あなたがこれを最初に手にして、これをばらばらとめくったときに、一番最初に何が目につきましたか。正直にお答えください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

まず最初に確認したのは、数字であります。その次に、特記事項、付記事項であります。

以上です。（「何ですか」と呼ぶ者あり）特記事項、付記事項ですね。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

結局、ここんところですか、有効な物質の云々というところですね。

そのときに、これは一番最初にアスベストが出ていますからね、そのことをキャッチされたいと思います。それをキャッチされて、あなたはすぐにどういう行動をとりましたか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

そこに、吹きつけアスベストという表示がありましたので、これは早急に確認しないとまずい。まずいというところちょっと言葉はおかしいかもわかりませんが、そういう気持ちでおりましたので、早急に相手さんと連絡をとって、27日に確認に参った次第でございます。

以上でございます。（「相手さんといいますと」と呼ぶ者あり）済みません、協同組合さんのほうでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

やっぱりアスベストということが出てきて、これはまずいと考えられたのはそうでしょう。ただね、普通なら、それを見たときに、内容がどうであろうと、アスベストがあるという指摘がありますよということは、まず庁内の担当な上司に言うべきだった。何でピオに先に行かなくちゃいけなかったのか。あなたが一人でやっているわけじゃないですよ。そこから道を外すこともできたと思うんですよ。何でピオに先に行ったんですか。まず、びっくりして、例えば、隣にいらっしゃる打上さんに「おい、アスベストてばい」って。私は単純ですから言います。また、横の人に「おい、アスベストてばい。早う市長に言いに行かんばい。藤田部長に言いに行かんばい。皆さん一緒になって頑張っていらっしゃるので、それがまずは本来の姿だと思うんですよ。何でピオに先に行かれたのか、まずお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

まず、確かにそう言われればそういう態度をとるべきだったかもわかりませんが、まず現場を確認したい。これがうそかまことかということですね。そういうことで、まず現場のほうに確認に行かせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

あなたの熱心さかもわかりませんが、現場を確認したい。現場に行って、アスベストのここにあるばい、ここにあるばいと、あなたがそういうのがわかるんですか。現場に行ってね。その前にやることあるんじゃないですか。現場で何を確認されたんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

協同組合さんに行きまして、こういう伝えがありますけれども、協同組合さんのほうで何か検査とか、そこら辺、該当する部分がありますかということを確認してまいりました。そのときに、平成17年と平成23年に一応検査をしておりますという結果をその場でいただいているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

じゃ、あなたはそのピオさんのおっしゃったことを信じてお帰りになったと思いますが、その後、庁内ではこのアスベストの問題についてどういう対応をなさいましたか。何かするとか、伝えるとか、みんなで協議をするとか、いろいろあったと思いますが、ピオに行った後、すぐとられた行動は何だったんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

ピオさんに出向いていったときに、17年と23年に検査して何も出ていませんよという結果をいただきましたので、安心して切っておまして、その時点でちょっとこのアスベストに関する作業自体を中断してしまっておりました。申しわけございませんでした。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

そのピオに確認に行ったときに、アスベストの調査をして問題なかったという御回答があったと思いますが、本来なら、あれだけ大きな建物ですから、どこを調査して、どれくらい調査してどうなったのかというのを、そこまであなたが熱心にされるなら確かめる必要があると思いますが、それをなされたのか。それとも、向こうでこれこれで調査したら問題ありませんでしたとおっしゃったことを、ああ、そんないよかったなということでお帰りになったのかね。どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

行ったときに、一応17年と23年の検査結果を見せていただきまして、実際、場所も現場を見せていただきまして、そこで確認して、よかったねということで帰ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

現場も見ていただいていたということですが、じゃ、あれだけ大きな建物の中で、そこであなたが現場を確認したのは、どことどこで、どれくらいのものでしたか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

場所は、北口の荷物の搬入口の天井吹きつけであります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

あれだけ大きな建物の中で、今おっしゃったのはほんの1カ所ですよ。本来ならば、まだいっぱいあると思うんですよ。目に見えないところの天井だとか床だとか、それから柱だとか、使われるところはいっぱいあると思うんですよ。そこでその確認はできたにしても、本来なら、私はもっとそこんところあなたは真剣に考えんといかんやったんじゃないかと。

例えば、ここに何て書いてあるかといいますと、この有害物質の使用の有無のところ、
「5ページの竣工図によれば、当該建物の一部にアスベストが混入されている吹きつけ材が使用されていることが確認された」と書かれていますね。このことについては、この議会でもほかの議員の方からも意見が出されたと思いますが、竣工図にそういう結果があったと。じゃ、竣工図を見せてくれといったら、竣工図はないとおっしゃいましたね。そうおっしゃいましたよね。そして、後の書類でね、何かちょっと訂正した正式な書類でこういうのがいかにいうので見せてもらいましたが、私たちは書類上では本当に確認するすべがないんですよ。建築確認申請書にはあるというようなことであって、一般質問のときでしたかね、箱いっぱい持ってこられました、それは私たちは見せてもらっていませんよね。

だから、本当にここに書いてあることの裏づけはとれないんですよ。ところが、おたくたちはそれでいいということで、この裏づけがぴしゃっとできたというのは、たったそれだけであなたたちはいいなという感覚を持たれたのかどうかですね。その辺、どうですか。どうしても私はここが納得いきません。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

担当のほうの分で、なかなか本人も言いつらいところもあろうかと思しますので、私のほうでかいつまんで、その経過について少しお話をさせていただきたいと思します。

確かに6月末の時点で、さらにほかはないのか、それから二次製品があるのではないだろうかという観点から調査をすればよかったわけでございますけれども、吹きつけアスベストが使用されていないということで安心をしてしまったということであろうかと思します。

また、その後、ちょっとこれは言いわけになるわけでございますけれども、担当の者の業務、本来業務でございます。これまた参議院議員の選挙事務が7月もいっぱい始まったと、そういうこともあります。それから、彼はまた兼務をいたしておりますので、補正予算の作

成事務、これは8月の中旬いっぱい。それから、今度、区分所有の契約事務を8月の中旬から下旬にかけての作業にかかったと。その中で、最終的に細かく見ていく中で、あっ、これはということで、そのときに初めて今のような細かな作業が始まったということでございまして、このあたりにつきましては、直接の上司として私のほうも責任を感じている、そういうところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

弁解は要らないですよ、弁解はね。大変なのはわかりますよ。寺山参事の仕事が大変なのはわかりますよ。最近ね、本当にげっそり痩せられましたよ。大変だだと思いますよ。それくらい心身ともに大変な仕事をなさっていると思うんですよ。しかし、あれをせんといかんやった、これをせんといかんやったって、何遍も同じことを言いたくないですが、余り職員を減らすからそうなるんですよ。もっと大事なところに職員の配置をして、責任ある仕事、これは大事な大きな仕事でしょう。そんなら、この期間だけでも専門的にする人を2人、3人配置してでもしなくちゃいけない仕事なんですよ、本当にそれをやろうと思うなら。それを片手間、片手間ですせるような——これは市長が悪いんですよ、あなた。今、藤田部長がお断りなさいましたが、一番は市長のその辺の監督、指導、これはやっぱり反省してもらわんといかんと思うですよ。その辺に座っている人は、いつぶっ倒れられるんじゃないかなと、私は本当にそれを心配するぐらい。もうこんな言っています、頑張ってもらっているのはわかるんですよ。しかし、幾ら頑張ったって頑張りがいのないようなのは本当にやめんですか。嫌だと言いたいときは市長に言ってくださいよ。これじゃだめだと言ってください。

私は思いますよ。この前、日曜日に終わりましたね。何か有名な視聴率の高い、銀行員、半沢さんですか。私はあれを見よってね、あそこまでいかんでいいけど、今の、特にこの部課長さんたちがあの半分でも勇気を持つ人がおったら、今回のようなことはなかったと思うんですよ。皆さんたちは、この問題については心に痛みを感じながらされている人がいっぱいあると思いますよ。市民の皆さんからいろいろ言われ、議会からは、ぎゃしこ頑張りよっどけ、がん言われんばなんかということで、頭はパンクするようになっていると思いますよ。それならそうで、これはこうだ、市長、そががんばってん、こがんせんばいかんばいと勇気を持って言える部課長になってくださいよ。私はそう言いたいですよ。変な方向に走りましたがね。

とにかくそのアスベストの問題で、皆さん方がこのことについて今取り組んでいらっしゃる人で、ピオは問題なかったと言いんさったけど、その後、どがんやろうかなという協議をなさいましたか。今後どうしたらいいかというような協議を集団でなさいましたか。それとも、寺山参事だけに任せたんですか、その辺について。

○議長（松尾勝利君）

答弁を求めます。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

これは前の議会のとき、前回の議案審議のときでしたか、お答えをいたしましたけど、市長、私がこのアスベストの存在を知ったのが、議会の皆さん方から資料提出要求があった8月24日でございます。その後、アスベストの問題については、寺山参事、また藤田部長とピオとの協議を行っているということをお聞きいたしておりました。しかし、それではまだ不十分だろうというようなことで、市役所の技師等も集めまして、これは都市建設課の職員ですけど、技師等も、そして都市建設課長、部長も入れて庁内で協議をいたしまして、また再度ピオのほうに詳細な検査を行うべきということで、そういう対応をとってきたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、副市長の答弁の中で、市長と副市長がずっと後になってこのことを知ったと。私はこの前の審議の中でもその言葉を聞いたときは驚きましたよ。何で驚いたかということ、この市長が命をかけてやっている、このできた鑑定書を24日に来たなら、例えば、その日やなくても、二、三日後でも市長に回っていないのかと思うんですよ。書類が来たら市長の印鑑を打つでしょう。これにも印鑑を打たれたと思いますが、何日に打たれていますか。この鑑定書が来たのをずっと回されたのは、何日に副市長、市長って回っていったんですか。8月過ぎですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今回の鑑定評価書につきましては、金額の面から、1,000千円以下でございますので、部長決裁になっております。ですから、私で決裁はとまりまして、市長、副市長のほうには回っておりません。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、部長決裁だとおっしゃいましたが、例えば部長決裁であろうとも、こういうものを出た2カ月も後になって、特に頑張らんといかんという市長が、市長みずからも関心がなかったのか。どんくらいやったかいて。それとも、鑑定評価額をもう頭から知ったんかったのか。それは言い過ぎかもわかりませんが、しかし、そうしか思えない。普通ならね、もう来たね、

早う見せんねと、自分が決裁せんでよかって普通は上司は言いますよ。それを副市長にしたって催促しない。また、部長にしたって、課長にしたって、市長、見てくださいと、私はやるのが普通だと思うんですよ。それを議会から指摘されてとか、そういうところで知るなんて、これだけ大事な事業だといって進めているにしては余りにも無責任だと私は思いますよ。そう思いませんか、副市長。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回の不動産鑑定の評価につきましては、私どもは不動産鑑定の価格をちょっと重視していたところがありまして、特記事項については全く意識をしていなかったものですから、不動産鑑定価格のみを資料として6月にもらったということでございまして、特記事項が私どもの手元に着くのが遅かったことは大変遺憾だというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

価格だけを知ればよかったということでしょうけど、この価格については、文書を読んできますと、その条件によっては価格が下げられるというようなこともあるでしょう。例えば、先ほどから言っているところですが、「厳密に有害物質の有無を判定するためには、別途専門機関による詳細な建物状況調査等を実施することが必要であり、後日、建物調査などにより有害物質が判明した場合には、使用状況や撤去、封じ込めなどの措置に要する費用及び期間等により本件鑑定評価額は影響を受ける」という条件も中にはあるんですよ。ただ単に価格が出たからおしまいじゃないですね。それを書いたところはまだありますよ。例えば、「売買に当たって、エンドテナントから徴収済みの敷金の返還債務が新所有者に承継されるならば、売買代金は本件鑑定評価額から当該敷金を控除することが妥当である」とか、こういう査定金額に関するようないろいろな書き込みはあるんですよ。

そういうのは私は当然御承知だと思いますが、もういろいろは言いません。余りにも上司として無責任だとしか言いようがありません。これだけこの問題については、今までにないように、この事業について市民の人たちが非常に神経をとがらせているんですよ。私もこれまで四十数年携わってきましたけど、こういうことは初めてなんです。もう2月ぐらいから私のところにはひっきりなしの電話ですよ。そして、これが一件も進めてくださいという電話は受けていません。何とかとめてくださいと、これはおかしかじやなかですかと、これはどがんしょつとですかと。本当に今度ほどこういう電話がかかったり自宅においでになったのは初めてなんです。それくらい皆さんが必死になっているときに、もうそれ行けどんどんで、これありきでどンドン進められている。余りにも無責任だし、私たち議会により、

市民の人たちにどうそれを釈明しますか。市民の人たちはみずから自分の金を使いながらいろんな形で調査をされたり、いろんな行動をされています。今までにないことなんです。それだけこの問題を市民の人たちは、よかれあしかれ真剣に考えているということなんです。私はもう少し真剣に考えてもらいたいし、1人2人のことやなくて全部で取り組んでいただきたいと思います。

このことを何度言っても平行線になると思いますから、次に移ります。

もう1つ、私はどうしてもわからないのがあります。それは今回、不動産鑑定士に頼んだ入札の問題ですね。

これは最初、私たちに報告なさったのは、市民交流プラザ取得に伴う土地建物鑑定評価業務委託ということで、その結果が出されました。そして、入札の公表額として948千円ね。先ほどもちょっと出ておりましたけど、そういう中で今回鑑定をされた旭鑑定補償佐賀支店、ここが590千円で落札をされた。それで、最初、その分に関する鑑定業務委託の契約書619,500円、これが出されておるわけですね。これも最初の590千円の金額より多いですね。もちろん消費税なんかもあるですね。それと、その後、もう1つ出されているのが、これは別に1階から3階、4階を抜いた分ですね、これが464,625円という形でされていますね。結局、最初のから後は随契でなさったということですが、これは一括してはできなかつたわけですかね、一括しては。その前も、入札成績表を見たときに、何人かの人もいたと思いますが、何でほかの3件は900千円とか940千円とか市の公表価格と余り変わらない価格なのに、ここだけが590千円という入札をなさっている。これはここだけ特別なそういう説明をしたのかと私は言ったことがあります。この辺、まだどうしても納得いかないわけですよ。そして、もともとの予定価格より多くなっているわけでしょう、1,000千円超しているわけですね。この辺については、もう少し説明をいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

まず、当初の3階、4階、メインフロアの分の鑑定評価であります。その当時、エレベーター設置というのを念頭に置きながら、一応3階、4階の鑑定評価をお願いしたところでございますけれども、その当時の認識といたしましては、まず土地の鑑定評価があつて、建物の鑑定評価があつて、その鑑定評価額の合計を地下、1階、2階、3階、4階割り振って、3階ないし4階の鑑定評価が出るという認識でおりました。その過程におきまして、エレベーター設置予定であります地下とか1階、2階の分も価格が参考にできるものというふうに考えておりましたけれども、実際の鑑定評価につきましては、先ほど申しました、いわゆる土地、建物を各階に割り振る積算価格と、あとはフロアがどれだけ利益を生むかという収益

価格という2種類で構成されておりまして、当然、3階、4階の積算価格と収益価格は出されておりました。あとは地下、1階、2階の部分が必要だったんですけれども、最初にお願する分は、あくまで3階、4階の鑑定評価でしたので、地下、1階、2階の分の収益価格というのが算定されておりませんでしたので、地下、1階、2階の鑑定価格というのがまだ完成しておりませんでした。ですから、地下、1階、2階の鑑定を追加でお願いしたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今の説明はわからんでもないですが、ただ、おかしいなと思うのは、ほかのまだ1階、2階とかのをせんといかんやったということですが、そういうことになったら、3階、4階をして、少し期間があってされるなら、それはそれとしてせんばいかんやったかなと納得いきますが、完成日付は同じでしょう。一緒にできたわけでしょう、一緒に。そんなら、一緒にね、これは1階、2階、それから3階、4階を書類上で分けてわざわざ随契でそうしなくても、最初からすることできたら、こんなに金額はかさばらんで済んだんじゃないかと。これが日付がずれて、やっぱりそれをせんばいかんやったけんとしたことなら私も納得いきますが、全く同じ日付で出ているのに、時間はかかったにしても、やることは同じだったんじゃないかと思えますよ。これをどう説明しますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

最初、御説明申し上げたとおり、3階、4階、メインフロア分の鑑定評価をまずお願いしたところでございます。その積算過程におきまして、地下、1階、2階の部分も使える資料が出てくるものという認識でございましたけれども、先ほど申しましたとおり、収益価格というのが、当然のこと3階、4階部分の鑑定評価をお願いしておりますので、それ以外の分については積算されておりませんでした。実際、6月の追加補正予算を組むに当たりましては、3階、4階部分、それとエレベーターを設置します1階、2階、地下の部分も鑑定額が必要になりましたので、当初の3階、4階部分の土地の速報値をいただいた段階で、1階、2階、地下の積算価格はありますけれども、収益価格がないと。これでは地下、1階、2階の鑑定評価額とはなり得ないということがわかりましたので、5月28日に随意契約を行いまして、地下、1階、2階の分の鑑定評価を改めてお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

理屈はわかりますが、私が言うのは、同じ日に完成している。じゃ、一緒にやってきたんじゃないかと。幾ら後から言われたにしてもね。だから、それを一緒にされていたんなら、それは少しはお金は上がるかもわかりませんが、400千円も幾らもお金を積まなくてもできたんじゃないかと。できたと私は思います。それに、何でもこういうことをしたかと。なら、最初からそういうちゃんとした説明をしながら頼むと。今回の計画は何でもびしゃっとした決まったものがない。その都度その都度指摘され何されしながら進んでいく、資料を出す、そういうまとまりのないことをやっているから、こんな問題が起きるんですよ。私はこれはどうしても納得いかない問題。これをどうせよというものではありませんがね、そのことは指摘しておきます。

じゃ、次に移ります。

具体的にアスベストの問題ですが、今、この前もアスベストの使用状況とその対策ということで資料を出していただきましたが、私は先ほども、まずピオが以前調査をされたところが1カ所だった。それを、うん、そうですかといって納得した。その後もまた調査されていますね。それで、ここに平面図が出されています。そして、この前の説明では、黒い部分にアスベストが使われておりましたよというような説明であったと思いますが、まずお尋ねをしますが、この地図の中で調査を今されているところ、具体的にどこなのか、どれくらいなのか、具体的に地図上に示していただきたいと思います。そして、これは平面図ですが、平面図だけやなくて柱とかもあるわけですよ。普通、アスベストなんか使われるのは、そういうところが非常に多いわけですよ。だから、そういう分についてもどうなのかと。調査をする段取りになっているのか。

もう1つ、この前もちょっと言われたかなと思いますが、フロア、天井を剥がんといかんから営業に差しさわるから云々と言われましたが、そういうところに使われているという可能性が非常に強いわけですよ。ですから、きょうも工事をするときいろいろあったときには、それなりにプラスされた分はピオが出しますということで、それからでは遅いんですよ。それからでは遅い。今の段階で天井を剥がんといかんなら剥いで、それなりの対応をしていかないと遅いと思うんですよ。そこまでしていられないのか。恐らく今の段階では天井を剥いだり床を剥いだりされないと思いますがね。もちろん3階、4階にしては、工事をすることになれば、そこを剥ぐことになるからわかるかわかりませんが、そうじゃない部分もあると思いますよね。

まず、この出されているこの地図で、（図面を示す）どこどこをどれぐらい調査のために出されているのか。ただちょっとばかりね、1メートル真四角とった、これではわからん

ですよ、これだけ広いところ。ここだけにどれだけ使われているかわからない。それをもっと具体的に示してもらわんと、ああ、そりゃ何もなしよかったですねということで納得はいかないと私は思っています。地図に示せますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

採取した場所については、今すぐには出せませんが、後日出すようにいたしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

後日では遅いんですよ、きょう採決をせんといかんわけでしょう。だから、そのあり方によっては議員の対応も変わることもあるんですよ。大事なところだと私は思います。だから、ぜひそれをやってくださいよ。わかるはずですよ。わからないなら、どうしてしたのと言いたいですよ。帳面上だけでしたってだめですよ。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

採取した場所を落とした図面をつくりますので、しばらく時間をいただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

その間に議案を続けて、資料提出はその間にということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、議案審議を続けます。13番松尾征子議員。（発言する者あり）

○13番（松尾征子君）

本当は出すまで待ちたいんですがね。

じゃ、これはついでに出されるまでに言いますが、今、盛んに皆さんの声が出ているのは、今、ピオが雨漏りをしているという情報があります。その事実を御存じなのかどうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

雨漏りの実態は把握しております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

じゃ、その雨漏りについての対策はどうとるようになさっているんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

今回の工事で、屋上等の防水工事をいたします。その防水工事で雨漏りは解消できるものと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

その雨漏り修理の費用はどこが出すんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

屋上と外壁は建物の共用部分でございますので、持ち分の案分等により負担をしたいというふうに思います。（497ページで訂正）

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

また言わんでよかごとを言わんばなんごとなりましたよね。雨漏りがあるところを案分して出すなんてね、おかしい話ですよ。例えば、民間の住宅だってどこでん入るときは、ちゃんと補修してぴしゃっとして入りますよ。そうでしょう。やっぱりこれ一つとっても、30年もたって、今は雨漏りですが、ほかのところもどういう形でぼろぼろなっていくか、これは保証ないんですよ。極端に言うぎ、天井の落っちゃけてきたっちゃおかしいかわけですよ、極端な話。そうでしょう。それを雨漏りの費用まで何で出して入らんといかんですか。本来なら、ぴしゃっと何でもできたところに入って行く、それが普通でしょう。あなたは家も借りるときよ、買うときもそうですよ。どうぞって、ここは雨漏りしよっけん雨漏り修理賃は出してくんさいとか、トイレのうっかんげとっけん半分出してくださいで行きますか。誰も行く人おらんですよ。そんなばかなことね。あなた、自分のお金だったらしないでしょう。（発言する者あり）

○議長（松尾勝利君）

静粛にお願いします。

○13番（松尾征子君）続

こんなことをね、そうですか、わかりましたでは、私は聞くことができませんね。市長、どうですか、今の問題。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

屋上につきましては、耐震強化という意味も込めまして、今、屋上のほうにあります空調の室外機、あるいは室外機用の高架水槽も地上、あるいは1階のほうにおろして屋上を軽量化しようということで、それは協同組合のほうで、安全・安心ということで、商店街まちづくり事業のほうで耐震補強というイメージで行うようにしております。そのときに、また屋上には7センチぐらいのコンクリートを張ってあります。それも重量が重いということで、それも剥ぎます。その上で、上に防水工事を協同組合のほうで全面行うということで計画をいたしております。（発言する者あり）

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

だから、雨漏り処理はどうなんですか。市もお金を出しておると、それとはどういう関係ですか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

私のほうから訂正するのはどうかと思いますけれども、屋上の防水工事につきましては協同組合のほうで全面行うということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

それでは、雨漏りに関しては市は出さないということですか。さっきの打上課長の答えとは違いますが。そういうことで理解していいですね。間違いありませんね。（「議長」と呼ぶ者あり）よか、もうわかった。

じゃ、まだ書類が届きませんので、市長に質問したいと思いますが、先ほど、これは角田議員の質問のときでしたかね。御答弁の中で、アスベストについて、ちゃんとコントロールすれば危険度は下げられるとおっしゃいましたね。まさに安倍さんが言うあそこの原発と変わらんですね。危険性は下げられる——少しでも危険性があっちゃだめなんですよ。下がっ

たってだめなんです。だから、そういう下げられるということは、市長は危機感があるというお考えをお持ちだからそういうことをおっしゃっているかなと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私の申し上げた後半のところは省略されましたので、要するにコントロールすれば安全だというのは、今、日本の、いわばルールなんです。 （「えっ」と呼ぶ者あり）日本の全国のルールなんです。したがって、吹きつけになっているものは全部使わないようにしましょう。実はここにも使われている可能性が十分あるんですけれども、そうじゃないものはコントロールしてある。つまり中に練り込んでありますから、そのままにしておけば、今度これを壊すとか、そういうときまでは大丈夫だというルールに今なっているんですよ。でも、それでも今度はピオをいじりますから、それでは大丈夫じゃないでしょう。むしろ安倍さんのコントロールしているのは大丈夫より以上に、もうなくしましょうということで、ピオの場合は、本来、法令上は要らない工事までしてもらおう。しかも、向こうの負担でということをおし上げたつもりですので、福島原発とはちょっと趣が違いますので、よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

じゃ、次に質問しますが、先ほども申しましたが、今回のこの事業については、多くの市民の人たちがいろんな疑問だとか不審だとか反対の気持ちを持って、いろんな運動、また調査研究をなさっています。先ほど中村議員がおっしゃいましたが、これはぜひしっかりとめておってもらわんといかんのは、例えば、150,000千円で購入をしたと。今の市民の動きの中には、はっきり言って住民訴訟の動きもあります。これで差し止めとか、そういう決定が出たときの対策といいますかね、そのことをちゃんとしておかんといかんと思いますよね。仮契約書の中にその一言を入れるということで先ほど中村議員が言いました。ところが、部長でしたかね、エイブルなんかもそういうのがありましたけど、そのとおりでいきますとおっしゃった。エイブルは今のようなクエスチョンがいっぱいあるようなことはなかったんですよ。いろんな問題もありましたが、このような問題はなかったんですよ。まだ明らかにならない問題、そして改善しなくちゃいけない問題、対応しなくちゃいけない問題、たくさんあるんですよ。ましてや住民のそういう動きが非常に盛んになって現実味を帯びてきているときに、もしものときということがあるわけですから、私はこれは何らかのちゃんとした形で文言を入れ込む必要があると思うんですよ。

もう一遍言います。エイブルのときとは違うんですよ。今までのいろんな事業の取り組みとは違うんですよ。そこんところをしっかりと捉えておいてもらわないと大変なことになるとは間違いないことだと私は思いますが、そこはしっかりと捉えて、どういう文章にするかは皆さんが専門でしょうから、そこはお任せしますが、ぜひ入れ込んでいただきたい。このことを申し上げたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

これは中村議員のときにお答えしたように、私どもの行っている契約というのが従来からの公共事業、私どもと民間との取引の事例に応じてつくった契約書に基づいて今回提示をいたしておるところでございます。そういう中で、最終的にはいろいろな一般的な特約条項もこの中にはあります。そういう中で、そのあたりについては、その部分で何とかいけるもの、私はそういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

先ほどから申し上げておりますが、今までいろいろやってきた事業とは全く違うんですよ。ここに至ってまでね、まだクエスチョンがいっぱいあるわけでしょう。そういう中だからということですが、じゃ、関連して質問しますが、例えば、きょう通らなければそれでいいわけですが、もし通ったとした場合、この150,000千円のお金の支払いはいつの時点でどういう形でなされるのか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

契約書上、11月末日までにいろんな諸条件、まだ3階のほうに一部店舗がございますので、そこら辺を移動させてもらう。あとは根抵当権の条件を整えてもらうをクリアしまして、クリアできた段階で協同組合から鹿島市のほうに名義変更を行います。その名義変更ができた段階で代金の支払いを行うという手順になります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

結局、結論を言うと、11月末までに名義変更を行って、その後、支払いをするということ

なんですかね。それは全額の支払いになるわけですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

部分払いという特約もつけておりますので、名義変更ができた部分、3階、4階の部分、あとは地下、1階、2階というふうに分けておりますので、その名義変更ができた分を随時払っていくという形になると思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

それでは、先ほどから申し上げておりますが、市民の皆さんのいろんな動きの中で、例えば、差しどめの決定がされたとします。支払いが済んでいたとします。そうなった場合の対応はどうなるわけですかね。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

差しどめ請求、仮に代金を支払った後となりますと、法律の専門家ではありませんので、対応はちょっとわかりませんが、もし支払い前であれば、その時点でストップがかかるというふうに認識しております。支払った後にされているというのは、ちょっと弁護士さんと相談しないと対応は私の中ではわかりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

そういう問題が今回起こる可能性があるわけですね。これはないとは言えませんね。あるわけです。だから、その辺について、ちゃんと覚書といいますか、仮契約書ですか、その中にうたっておくことが大事なんじゃないかと。しておかんといかんと私は言い切りたいですがね。そう思うんですが、それは不可能なんですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

いろいろな場面があるかもやということでありましてけれども、最終的には、これはこの仮

契約書の中の協議事項、第10条の中で、この契約に定めがない事項については、疑義が生じた場合にはお互いに誠意を持って話し合いをするという条項によって対応できるものと思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今の条文では生ぬるいですよ。それで、どういう解決ができるというんですか。既に150,000千円のお金を向こうに払ったとしますよ。話し合いをして、例えば、こういうことやったけんが、やっぱりそういうわけにいかんやったですよと市が言ったって、向こうはもらったものはそれでおしまいですからね。その文面だけで、そういうところをちゃんとやっていく自信はありますか。ちゃんと市民の要求のようにやっていく自信はありますか。それはやっしてもうたからもうどがんしゅうなかばい、それでは済まされないわけですよ。どうですか、今の条項でやっていけるかどうか、もう一度お答えください。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

私どもと協同組合さんとは、時点、時点においてしっかりと協議をさせていただきながらお話をずっと詰めさせていただいたところであります。そういう中で、今後、私たちが想定し得ないいろいろなものがあつた場合には、誠意を持ってお話を進めていけるものと、そういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

甘いですよ、甘い。事、お金の問題ですよ。例えば、あなたが当事者だとしてみませんか。そして、そういう立場になった場合に、それでは、あなたは納得いきますか。誰だって納得いかないですよ。150,000千円のお金をちょっとしたことでペアにせんといかんわけですから。そういうことが少しでもないように、今回は特別な事情があるわけですから、ちゃんとした条項を設けて、そこに入れるべきだということを私は言っているんです。中村議員だってそれをおっしゃったんじゃないかと思えますよ。それをしておかんと。事、個人のお金ならまだいいですよ。150,000千円、市民の皆さんのどれだけの税金が入っているんですか。今、3千円、5千円の税金が払えないで、苦しんで肩身の狭い思いをして生活している人がどれだけあると思えますか。その積み重ねの150,000千円なんですよ。はっきりしてくださいよ、そこ。誰も許しませんよ、そういう曖昧なことでは。そうでしょう。今の市民の暮らしぶりを見てくださいよ。そんなら、その150,000千円を市民の皆さんに幾らずつ配った

ほうがまだましですよ。そうじゃないですか。お答えがあれば教えてください。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

何度もお答えをいたしておりますけれども、我々といましては、通常の公共事業を行う場合の対応として、同じような形での契約内容になっております。これはそういう予算がついて、そして、その予算を執行するためには、まずは場所を確保し、これを確保しないと次の工事には入れない。そういう事務の流れの中での契約ということでございますから、これを我々鹿島市だけが、まだ相手さんの土地であるのに、そこに工事を入れるとか、そういったことはなかなかできない。そういうことでエイブルの例を取り上げて申し上げておりますけれども、これは何も異例なことではないと何度も申し上げているところであります。

ですから、先ほどからいろいろな御心配の面があるということでございますから、それにつきましては第10条の中でちゃんと誠意を持って対応ができると、私どもはそのように申し上げているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

私もあなたも同じことの言い合いでは何もなりません、もうこれで最後にしますが、今までのいろんな公共事業と全く違うんですよ。そこんところをしっかりと受けとめてくださいよ。そして、これは現実的にそういう事態が起こるおそれがありますよと、そういう予測をされているにもかかわらず、何度も今までやっていた公共事業の云々すっぱったと言われたって納得いきませんよ。いいですか。そこは私は受けとめていただいて、書き込んでいただくものと藤田部長を信じますし、皆さんを信じます。もしそれがなくて問題が起きたときは、これはただで済みませんよ。それこそ倍返し、百倍返しじゃありませんが、覚悟しておってもらわんといかんと思いますよ、そういうことになれば。

あと21分ですが、資料が出ません。資料が出てから質問をせんといかんで、ちょっと待ってもらえますか。暫時休憩。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後4時8分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

10分程度休憩します。午後4時20分から再開します。

午後 4 時10分 休憩

午後 4 時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、地図を出していただきましたが、これはこれとしまして、もう1つね、柱とかなんかあるでしょう。そういうのについては全く手をつけていないのかね。普通、私たちの素人の常識では、そういうところに巻き込まれるとかね、そういうのは結構今までもあっているわけですが、その辺についての調査はされていないのか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

柱と壁の調査でございますけれども、先日、仕上げ表をお示しいたしましたけれども、仕上げ表で確認をいたしますと、壁と柱ですね、これは同一のものでございますので、壁のほうからは検体をとっております。したがって、柱のほうからは、同じ工法でございますので、壁のほうから検体をとっているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ただいまいただきました資料では、4階だけ——3階もちょっとだけはあるようですが、4階だけ、これは何カ所ですか、ちょっと見えんね、小さい。わかりません。12カ所ですかね、ありますが、私、素人だからわかりませんので聞きますが、この部分から幾らかカットして持って行って調査をするんですか。大体どれくらいの大きさ分ずつカットしていくんですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

検体の大きさでございますが、1カ所につき10センチ真四角といいますか、その程度を採取しております。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

それで、10センチずつということ、これだけありますが、もう1つどうかと思うのは、4階の天井なんかは調査されているんですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

4階の天井でございますけど、全協のときにも御説明いたしましたけれども、図面ではちょっとわかりづらいかもわかりませんが、4階の分は②ですね、ちょうど中央のほうに②と書いておりますが、これが売り場の天井でございます。ジプトーンというふうな検体を採取して、ここは含有なしということになっております。

また、④が厨房の天井になります。ここは石綿セメント板ということで、ここについてはアスベストが検出されているということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、④は検出されていますとか、いろいろおっしゃいましたが、じゃ、ここに①から⑫までありますから、①から⑫までの実態を説明してください。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

まず、①ラフトン吹きつけでございます。

これは、4階の階段の部分ですね。①としておりますけれども、階段の③石綿ケイ酸カルシウムというのが③と①と一緒になりますけれども、これは、③のケイ酸カルシウム板を施工しまして、その上に①ラフトン吹きつけということで施工がされております。これは樹脂塗料でございます、アスベストの含有はなしというふうになっております。

それから②、先ほど申しましたジプトーン、売り場の天井でございますが、これにつきましても含有はなしということになっております。

先ほど申しました③石綿ケイ酸カルシウム、これは階段の裏の張りボードになりますが、これにつきましてはアスベストが含まれているということになっています。

それから、先ほど申しました④の4階の厨房の天井でございますが、これは石綿セメント板、これもアスベストが含まれているというふうに報告がっております。

それから、4階の売り場の床ですね、これでいきますと、⑤VT塩ビ床タイル（ピサロンツィード）というふうな、これは、ピサロンツィードというのは商品名でございます、こ

これは床のほうにはアスベストが入っているというふうな報告でございます。

それから、もう1つ、4階売り場の床、⑥ですね、VT塩ビ床タイル（メロディ）というふうなことで書いておりますが、この床タイルについてはアスベストは入っておりません。

それから、4階の⑦です、VAT塩ビ系アスベストタイル、これは4階のストックルームのほうに施工されております。これにつきましてもアスベストは含まれておりません。

それから、3階ですね、次のページになりますけれども、⑧PBプラスターボードでございます。これは3階の壁でございますが、壁についてはアスベストは含まれていないというふうな報告がっております。

それから、3ページの地下1階、クリンカータイル、これはバックヤードのほうに使用されておりますけれども、これにつきましてもアスベストは含まれておりません。

それから、⑩のVP塩ビ系樹脂エナメルという製品でございますが、これは1ページ目の⑩ですね、4階のストックルームのほうに使われておりますけれども、これもアスベストは入っておりません。

それから、⑪の吹きつけタイル、右側の上のほうにございますが、これは4階の階段の内壁に吹きつけてあります吹きつけタイルのことでございますが、これにつきましてもアスベストは入っておりません。

それから⑫、4階階段踊り場、これは長尺塩ビシートといいます。これは床材でございますが、これにつきましてもアスベストは含まれていないというふうになっておりまして、12の検体を調査いたしておりますが、12のうち3検体にアスベストが含まれているというふうな報告がっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、4階が主に説明をされましたが、3階も同じような形でされていると理解をしていいわけですね。3階については同じ材料が使われているということで理解していいわけですかね。——はい。じゃ、そういうことだということですが、私は本当に素人ですからわかりません。10センチ真四角ぐらいとって調べて、本当にそれだけでこの広いものがいいものかどうか、これも定かではありません。これを判断するものは持ちませんが、ただ、やっぱりどうであろうと、今回のいろんな協議の中で、レベル1、2、3とかいろいろおっしゃってね、それで大丈夫ですよということを言われてはおりますが、やっぱり私たちはアスベストと聞くだけで、入っているというのを聞くだけで、やっぱり不安な気持ちはぬぐい去ることができません。

ですから、やっぱりこういうものについて、こういう問題がある。ましてや、このアスベ

ストの処理をするのにはピオさんがなさるといようなことですが、もちろん、後の工事はこっちでしょうけど、そういうことであっても、わざわざこういう危険じゃないかという疑わしいところに金をかけて、何でしなくちゃいけないかというのが、私を含めて多くの人たちの疑問点なんですよ。

この分ね、使わないでほかのところにつくってしたら、もっともっちゃんとした安全なものができるじゃないかと。特に30年もたったこの建物で、もしね、先ほど雨漏りの話もしましたが、外壁に少し手を入れるといっても、どういうふうにして天井やらその他ぼろぼろなっていくかといういろんな問題も起きてくると思うんですよ。そういう面で、これが入っていませんということで大分言われましたが、どうしても、じゃ安心ですねということで納得はいきませんが、それに対して本当に、おっしゃってきたように絶対大丈夫だよというような対応策がとられるのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

今回のアスベストの検査につきまして、私ども都市建設課に建築士がおりますので、現地を確認いたしております。で、材料表ですね、これも全てチェックをいたしまして、あらゆるところを見ております。したがって、ほぼこのアスベストが含まれているであろうと思われるところは、今回、全て調査をいたしたところでございます。

先ほど申されているように、いずれもこの検体は、使われている材料はあくまでレベル3、要するに飛散の心配はございませんということで、極力市民の皆さんが不安なく安心して利用できる施設とするためにとったものでございます。したがって、当然アスベストが含まれるところ、含まれていないところとございますが、これにつきまして改修工事とあわせて、アスベスト含有建材は全て除去すると、これは地下から4階まで全フロアにつきまして除去するというので、今後、詳細設計、基本設計に入りますが、その時点ではこの辺を十分な対応をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ただいまの説明で、アスベストが使われているんじゃないかと思われるところは全て調査しましたとおっしゃいましたが、思われなくて残されていて、絶対大丈夫だということなんですか、そういうところは。どういうところですか、思われなくていいところは。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

ピオさんの内装を見てみますと、壁、天井、そういうところはコンクリートで打ちっ放しのところもございます。そういうところはアスベストは確認されないということと、もう1つは、床材に要するにモザイクタイル、石みたいなやつですね。で、タイルで施工されているところ、そういうところについてはアスベストは入っていないというふうな判断をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

私は今の説明で、じゃ安全ですねという気にはなりません。まだ本当に徹底して、十分大丈夫だということまでしなくちゃいけないと思いますが、そのことでお尋ねしますが、鑑定書の中に、このことによって鑑定評価額の動向もあるような書き方をなさってあったでしょう。もしそういうことになった場合には、この対応はどうかさるんですか。

例えば、今、アスベストが入っているけど、それは危険じゃないということは言われましたね。危険な域じゃないとね。しかし、そういうことによって鑑定評価にも影響を受けることもあるというようなのが書かれています。全く関係ないと受けとめていいんですか。私たちは、これは何らかのあれがあるんじゃないかという気がしますが、そのまま全く変わらないのか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

鑑定評価に影響を及ぼすアスベスト関係につきましては、レベル1、レベル2であるというふうに考えております。レベル3につきましては、法令上、撤去義務もありませんし、影響は受けないと思っています。ただし、今回、撤去を實際行うわけでありますので、その分は一旦ここに影響はないという鑑定額に基づいた金額をお支払いして、鹿島市で行う分の増嵩分、もしくは協同組合さんが行う分はその分の中で撤去していただくというやり方をとりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

例えば、3階、4階、こっちが手入れをするわけでしょう、し直しをするわけでしょう。

そして、恐らく崩してやっていくわけでしょう。そういう中で、例えば、ここの鑑定では出てこなかったけど、レベル3に値するようなものが出てきたとします。そのときはそういう、ここに書いてあるような形での対応をやるということははっきりしていますか。それはしなくちゃいけないわけですがね、そういうことがあった場合にはちゃんとしますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

現在わかっている分の増嵩分、さらに万が一出てきた場合につきましても、覚書に書いてありますとおり、通常の工事費より経費が増嵩する分については、協同組合さんの負担でお願いするというふうになると思います。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

もう少しありますが、時間がありませんので終わりにしたいと思います。

繰り返しになりますが、1つは、鑑定評価会社の取り扱いについて、財務規則の問題とあわせて行政が見落としていたというのですかね、何遍もことわけは言われましたが、私はそれでは済まない。きょう、何か弁護士のほうにもお尋ねするとかいうお言葉もありましたが、そこはちゃんとして、もしそれが違法だったとする場合は、違法でどういう形のものかわかりませんがね、それなりの対応はちゃんととるということを私はしてもらいたい。

それから、先ほどから申しておりますように、今、市民の間でいろんな運動も起こっています。何かあった場合のその対応、150,000千円お金を払った後のね、何か事が起きた場合、差し戻しとかいろんな問題が起きた場合には、ちゃんと対応できるような、先ほどは今ある10条でやるということですが、それでは弱過ぎます。それに対してもちゃんとしたことをしていただくということをお願いしておきたいと思います。

最後になりますが、今回の事業については、本当に私は最初からだめだということを言ってきました、それなりの理由をつけながらね。やっぱりこれだけのお金を使うなら、今、市民が望んでいるいろんな問題があるんですよ。小さな問題、本当に。もっと安くて済むような希望もあります。そういうものにお金は十分使って、市民が安心できるような、そういう市政をつくっていただくことを望んで、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

持ち時間が9分あるというようなことで急遽わかりましたので、私のほうでこの時間を有

効に使うということは議員の務めだと思って、改めて質問をしたいと思います。

先ほどから不動産鑑定士の業者の能力の問題について、さまざまな方面から指摘がっております。この問題については、私は国交省とか文科省から指名停止を受けているような業者ですよというふうなことは、7月23日の特別委員会の中で御指摘を申し上げております。その中で指名するにふさわしくはないというふうに、私はちょっと断定的に申し出ていますが、それについて、指名停止期間中の指名ではないということは私も理解をしているんですが、過去にそういうのがあったよということを御指摘申し上げました。そのときに具体的に調査をしたのですかというお話をしましたが、その後、それについては調査されましたでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

特別委員会のときに中西議員からそのような指摘を受けまして、私どももこの不動産鑑定士の会社につきまして、指名停止の状況を確認いたしております。佐賀県におきましては、平成22年10月8日から22年11月7日まで一月間の指名停止を受けております。そして、九州地方整備局のほうから、22年9月9日から11月6日まで2カ月間の指名停止を受けております。

この事案につきましては、退職した元社員の氏名、そして資格等を佐賀県の入札参加資格申請書に記載していたために指名停止を行ったということで、不正または不誠実な行為というふうなことで指名停止を受けているものでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

ですから、その際、他の機関で、例えば、重要な機関で指名停止があった場合に、鹿島市がどうするかということがあろうと思います。当然、その業者からは指名参加願が出ているわけですから、その際、同時あるいは1カ月後なり2カ月後に改めて鹿島市独自で処分をしたことがあるかどうか、お聞きをします。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

鹿島市におきましては、平成22年10月13日から平成22年11月12日まで、一月間ということで指名停止を行っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

そのようなことがありましたから、私は御指摘を申し上げて、この不動産鑑定の業者の能力の問題を僕は指摘して、余り信用できないんじゃないですかという御指摘を申し上げたと思います。そういう中で、23日の特別委員会でこういうことをずっと僕が言っていたわけですね。我が一人で時間ば使うてしもうたというて怒られましたけど。そのときに市長は、これは私もそのときにちょっと腹が立ちましたけれども、そういうことなんですね。そういうことを僕が指摘したですね。そして、150,000千円という評価額そのものについても、自分としてはちょっと高いのかなという御指摘を——時間がありませんので、そういう事情があった。

その中で、市長が言った答弁の議事録を紹介します。

「趣旨はよくわかりました。1つだけ私が気になるのは、一定の手続を踏んで私どもが物事を頼んだ業者が、こういう公式の場で信用できないという議論があったということになると、当事者はどう反応されるかわかりませんが、市役所としては業務の上の信用にかかわるので、それについては私どもなりの調査をしたい。その過程で業者からどういう反応があるか自信がないが、業者には正確に伝えたい」と。

多分、調査するというのはわかるんですが、その特別委員会のやりとりを業者に正確に伝えたいというのが市長のことだと私は理解しましたので、そのときに私は、正確に伝えてくださいねと、業者から私に対して名誉棄損で訴えられる、今の市長の言い方でしたらそういうこともありますので、きちっと言ってください。私は、こういう指名停止を受けた業者だと言っているわけです。これは事実ですね、先ほどこれは市長も認めてね、自分のところもみずからも指名停止をしたということを行っているわけですから、これは事実ですね。だから信用できないと私は言っている、慎重に取り扱ってくださいよと言っていると。で、それはいいですよと、業者に伝えてもらってもいいですよということを僕は言っているんですね。

市長は、どういうわけか知らんけれども、何でこういう発言をするかということについて、私は余り理解できなかった。業者に、例えば、これはオープンになっています。ユーストリームは全世界に流れているから、私自身も言葉遣いについては注意をして物事を言わなきゃいけません。それは理解しています。

ただ、そういうことをとにかくやっているということに、市長、きょう一応手続については何かあったと言っているわけですね。私たちにも非があったことを認めているわけですよ。で、このことについて、市長はどのように考えますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

あの時点で私が一番気になったのは、たった一言なんです。信用ならないという言葉ですよね。それを私に言われてもというんです。私どもなりに調査をしました。それから、正確に伝えろとおっしゃったんで、正確に伝えました。その反応は、私どもの正確に伝えたものを持っておりますので、必要があれば御報告をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

業者に伝えたということですよ。ですから、そのことについての返事を私もいただかないといかんと思う。——そしたら、あと反対討論の中で自分なりの意見を言いますので。はい、わかりました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

質問をさせていただきます。

今回のニューディール構想につきまして、さまざまな議論をなされておりますけれども、もともと地方都市リノベーション事業というのがどういうものだったかなということを改めて考えてみたいと思います。これは、いわゆる中心市街地に公共物とか、それから病院等を集めて、そこを活性化していきましょうということと、もう1つは、既存の建物を活用しましょう。それから、交通インフラ、生活インフラ、上下水道等の整備をされている場所が中心市街地ですから、そういうところを再度活性化しましょうという趣旨だったと思います。

今回、今議論をされている、いわゆるピオの財産の取得ということに関しまして質問いたしますけれども、例えば、6月で予算は通っていますよね。今回、財産の取得という議案を今審議しているわけですが、これが可決された場合と否決された場合で全然違ってくると思うんですね。もしもこれを否決ということになったときに、この地方リノベーション事業自体がどうなっていくのか。例えば、鹿島に予算の50%は、まず、補助で来ます。それから、残りの起債に対しても、20%は国が助成をするという条件になっておりますけれども、ここがどうなっていくのかなということが、まず、お聞きしたいところです。これはいかがですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

当然これは国とか県、我々がかかわる事業でございますから、ワンパターンだけを想定できないと思います。いろんな選択肢、あるいは事態が起きると思いますけれども、それはそ

の環境とか、条件とか、それによってまた我々は選択すべき道を決めないといけないかなと思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

私が言っていますのは、今回、財産の取得ができないという状況に陥ったというときに、国から来る補助金があります。この補助金はどうなるのかなということを心配して言っていることなんですけれども、そこら辺わかりますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

議案が否決された場合はどうなるのかということですが、考えられるのは、財産の取得ができない限り、先のほうには進みませんので、そこで立ちどまってしまうという状況になります。最終的には国土交通省との協議、県との協議になっていくかというふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

それからもう1つ、ピオに関してですけど、経産省から、これは補助金がありますよね、1億円程度ですが、じゃ、これに対しても影響があるというふうに考えていいですか。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

この商店街まちづくり事業につきましては、実施主体はピオさんでございますので、ピオさんの判断にお任せしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめこれを延長します。

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

実は、そういう事態になることがどういうことになっていくのかなということを心配して、こういう質問をしています。私は、一般質問でもこれを取り上げておまして、中心市街地の活性化のためには、やはりこういう投資も必要ではありますし、ピオの活用等も必要だという立場で私は質問いたしましたけれども、実は、国の予算が来ないということは、市単独

でこれをやらないとならないということになりますよね。そうなったとき、じゃ、市単独でこれができるのかということをおは危惧しているわけです。ですから、ピオに入れないと、財産の取得はできないとなつたときに、例えば、ほかに土地を求めて新しく建てるという方がいらっしゃるかもしれませんが、そうなったとき、じゃ、どうなるのかなということをおは心配して質問いたしておりますけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

当然これだけの事業になりますと、財源問題は避けては通れないというか、それがあつて意味でのコアになりますから、そのところがなければ、あるいはあることで、ということでこの事業が成立している部分もございます。したがって、仮定の話ではありますけれども、その部分がなければということであれば、相当事業実施は困難であろうと思われまふ。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

私自身はやはり子育て支援とか、高齢者福祉ですとか、あそこでいろんな方が集える場というのは、私は必要だというふうに思っています。そうなつたときに、もしできないということになつたときの市民の落胆というのが当然出てきます。今まで反対の方の御意見、たくさんおっしゃいましたけれども、実は賛成の方の意見というものもあるんですよ。先日、中心商店街連合会から活性化の要望書というのが市長と議長に参りました。商店街の人たちも何とかしたいという思いがあられるということで、活動をされているという方たちもいらっしゃるということをおぜひ頭の中に入れておいていただきたいと思ひます。

それからもう1つ、今度は可決した場合、逆に聞きますけれども、今、国から半額は補助としておりてきますよね。じゃ、この補助がおりる時期というのはいつごろなんでしょうか。例えば、財産の取得というのが、11月ぐらいに支払いというのが出てくるというふうになっていますけれども、それまでに国からおりてくるのか、それとも、最後の建設という、12月にございますか、これが決まつてからおりてくるのか、そこら辺いかがでしょう。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

一般的には国の補助金といいますのは、3月に実績報告書を提出します、県のほうにですね。契約書の写しとか、そういうものをつけて実績報告書を提出するわけなんですけれども、それが受理されてから補助金がおりてきます。したがって、それまでは市の財源で賄つ

ておくというふうな形になろうかと思えます。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

ということは、市の財源ということになりまして、一般会計になるのか、基金からの持ち出しなのかということが出てくると思いますが、いずれにしろ、3月末にしか国から来ないということですから、今回、ピオを取得するということになりまして、150,000千円近くのお金を支出するという形になるということの確認ですが、これが一般会計からなのか、多分補正は組まないといけないと思うんですけど、それとも基金からの繰り入れなのか、そこら辺いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど都市建設課長が申しましたように、国庫補助金につきましては3月に申請して、入ってくるのが4月、また、起債のほうも3月末もしくは4月頭に申請して、借りるのは4月末から5月、当然、歳入的に入ってきますのは4月、5月になってきますので、その時点までは一般会計のほうでやりくりをしていくというふうになります。時点時点でもし歳計現金に不足が生じた場合につきましては、市が持っております基金から繰りかえ運用するなりして運用していきますし、それでも足りない場合については、市中銀行から一時借入金をしてしのいでいくという形になります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

市の財源の出どころというのが今の答弁でわかったわけですが、次、例えば、起債を起こします。起債を起こしたときに、償還期間がどれくらいかということと金利が何%かということで大きく変わってきますよね。これは、国の補助が20%あるにしても、残りの80%は市が支払いをしていくということになるんですが、今、予定されている返済の期間が何年ぐらいなのか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんが、償還期間が15年、うち3年据え置きなのか、20年間で3年据え置きか、いずれの場合だと認識しております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

今、3年猶予期間があつてということになると、それだけの金利だけを支払うということになると思いますけれども、金利に関しては大体、今1%台なんです、それくらいの金利と元金の返済合わせて、例えば、15年と20年じゃ全然違って来るわけです。だから、年間どれくらい返済が起こるのかなということが気になるころなんです、というのは、これがやっぱりどうしても一般会計の持ち出しという形になってくるんじゃないかなという気がするんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

公債費という形で一般財源のほうから入ってまいります。それに対する補填につきましては、普通交付税ということで毎年算定してまいりますけれども、その中に、例えば今回、リノベーションで発行します元利償還金が幾らという形で普通交付税の中に算入されて、毎年、元利償還していく期間中について交付税としていただくという形になると思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

今回のピオの取得と建設に関して、市の当初の持ち出し、約45,000千円程度でしたよね、現金が。残りが国が半分で、そして起債借り入れの分が出てくるということを聞いています。ですから、じゃ、これがいわゆる鹿島市の財政にどれくらいの影響があるのかなということ、実は私は気にしているところなんです。今すぐ、最終決定が出ていませんからね、まだ今、数字が出る状況ではないと思いますけれども、大体どれくらいなのかなということがわかったら教えていただきたいんですが。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

当然仕上りの額がわかりませんが、今、鹿島市ではこういう土木建築等の投資額

が例えばAとしましたら、おおむね1.7から1.8倍ぐらいの投資効果、経済効果があるというふうに一般的には計算をされております。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

私が次に聞こうとすることを市長は先に答えていただきました。実は今回、最終額が幾らになるかわかりませんが、10億円以上、ピオさんまで入れると十何億円の投資になりますよね。これを投資したときの投資対効果といいますか、経済効果といいますか、波及効果はどうなのかなということもやはり気になるところでございまして、それ以外に、これは一般質問で取り上げましたピオの南側と、それから路地のほうですね、ポケットパークまでの。そこら辺を全部整備することによって、実はもう少し予算がかかります。そうなったときに、直接的な効果というのは、もちろん、かけた費用の分は当然あるわけですが、それに付随した効果というのがいろいろ出てくると思います。これはもうやり方次第でいろんな効果の意味で額も違ってくると思いますが、そこら辺は多分まだ予測は立てていないんだろうと思いますけれども、大体どういう効果——額は別としてですね。効果があるかということがわかったら教えてください。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

金額で費用対効果をお示しすることは、現在のところはなかなか難しいところでありますが、この事業を行うことによって、今までになかった手法での中心市街地のにぎわい創出に貢献するものというふうに思っています。まちづくりの一環として市民サービスの向上、また、まちのイメージアップ、そういったものが総合的なまちづくりの効果としてあらわれてくるものというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

これで最後にいたしますけど、皆さんから質問がありますアスベストの問題ですね。今まで質問と答弁をお聞きしまして、大体わかりました。一番気がかりなのは、やはりレベル3であっても、アスベストが含まれている製品が使われているということ为先ほど説明いただきました。やはり一般の方はレベル3であっても、アスベストと聞いただけでどきどきするようないところがあるんですね。実はアスベストというのは、私のうちの蚊取り線香の受け皿にも使われておまして、目の前にいつもあったという状況がありました。それは何も影響なかったわけですが。だけど、あれだけアスベストに対して報道されますと、やはり

心配だという方がいらっしゃるんです。もう市長からも答弁がありますからいいんですが、やはり見つかったら、完全にそこを除去すると、そういうことの再確認をさせていただいて質問を終わりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど議員言われているように、最も危ないレベル1、2については確認されておられませんし、現在確認されておりますのは、非飛散性の成形材であります、いわゆるレベル3、通常何もしなければ問題ないというところではありますけれども、あくまで公共施設が入りますので、使用される住民の方の安全・安心のために、全くレベル3までも取り除いて、ゼロの形で今回処理したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

この問題に関しては、いろいろと皆さん方から出ています。私の話す分は大分縮小されてきたんじゃないかと思えますけど、何点かお伺いをしていきたいと思えます。

もともこの議案については、このピオの3階、4階ですね、区分所有するというので、そこで鑑定評価に基づき146,410千円で市が買い取り、広場型子育て支援センターなどを整備するという内容であったんじゃないかと思っています。

もともこの3階、4階に対して、私は6月議会では反対をいたしました。というのは、理由は、私は6月議会で申したとおりでございます。3階、4階に子供さん、また老人の方に対して、いざというときに大変厳しいものが出てくるんじゃないかということで、そういうことで申しました。例えば、火災等が起きたときにはどうするのかということも例を引きながら私は申してきたつもりでございます。この間、6月議会が終わって、そして、いろいろと特別委員会等も開かれてまいりました。そして、その期間の中で電話も何人かの方からかかってまいりました。特に介護の事業者、従事者の方からは、いざというときには大変ですよと、厳しい状況にありますよということも言われました。

以上のことを踏まえながら質問させていただきたいと思えます。

まず最初に、今言ったとおり、6月21日に採決があった。重複するかもしれないけど、その点はお許してください。そして、その中で予算を作成されて、そのもととなったのが、速報値として不動産鑑定士より金額をもらったということでもありますね。で、速報値をもらったけれども、この予算をつくるためには相当前からこれをもっておかないと、金額がわか

らないと、なかなかこの予算の計上に至るまでは時間がかかるんじゃないかと私は思っていますけれども、その点、どの時点で速報値をもらって、そして予算を作成されたのか、その点からお伺いします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

速報値という形でおいただきましたのが、5月21日だったと記憶しております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

5月21日に速報値をいただいた。当然、これも証拠はないということでね、もう捨てたということで、破棄したということで答弁がぁっていますので、残念でたまりません。

それで、それから議決後の6月24日に鑑定書ができ上がったものが来たですね。そして、7月23日に私たちがニューディール構想調査特別委員会でもらいました。不動産鑑定評価書というものをいただきました。ところが、これに対してはもっと詳しく述べさせてくださいということでもらったのが、実はこの厚いやつです。先ほどからぁっています、これは8月23日やったですかね、もらいました。それで、9日に実はアスベストの問題が出ています。さっきのね。

じゃ、この私たちに示されたのは2カ月後です、これは。でも、その前にこれだけじゃなく、この分がぁったわけですよ。だから、要するにこの問題はわかつたて私は理解します。じゃ、8月の2カ月の間にアスベストの問題がわかつていて、以前からて私は理解してよかですよ。——じゃ、わかつたらばね、買うほうは市が買うわけですよ、区分所有3階、4階を。だから、市のほうで、例えばピオさんが、さっき平成17年と23年にこの問題について調べたと言われている。それを聞いてわかつたわけですね。でも、鑑定士の方も、これを結局聞いたか聞かれなかったか、これはわからないですけども、問題は買うほう、市のほうがこれを調査するのが、私はそれが一番の、何でも一緒、物を買う人がこれをするのが一番大事じゃないかと思ひます。なぜかというたらね、さっきから寺山参事は、アスベストに関して知っていたけれども、私に言わせれば、この問題に対しては余り関心がないように聞こえてきたわけですよ、アスベストに。なぜかといったら、報告を上司か隣にしたかとさっきあつたけど、いや、自分が知つたからピオに行たて、これを調べてきましたて言われたち。本当にこれが、アスベストが大事だったら、そういう行動を私はとらなかつたと思ひんですけど、その点どうですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

確かに吹きつけアスベストということで驚きまして、単独行動になったわけですがけれども、ピオさんのほうに確認しに行きまして、その時点で17年と23年に吹きつけアスベストの検査をされておりますよということになっておりましたので、ということで——済みません、吹きつけがないということで安心して切っておまして、その時点で周りに対する相談かれこれを怠っていたということになっております。非常に申しわけありませんでした。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

私が何回も言うんですけど、市長も何回も言われました。アスベストで、私はレベル1とか2とか、そんなことを言っているんじゃないですよ。アスベストと聞いただけで、例えば前回、いつやったですか、PCB管の問題があったですね。あのときも相当神経質になったですよ。あれがもし破損した場合には大変なことになりますよということね。それ以上にこのアスベストで、聞いただけで市民がびっくりしたと思うんですよ。そのように寺山参事も、相当これはアスベストで聞いただけでね、私は相当神経質になって当然と思います。そこから問題を解決していかなければ。この140,000千円の鑑定評価が、この数字だけを追っていくじゃなくね、要するにこういうことが出てくることによって、目減りというか、減額されていくわけでしょう。これもずっと計算されていますけどね、そういうふうに私はなっていくんじゃないかと思います。

そういうことで、私はこのアスベストに対してね、物すごく石綿に関心があるわけですよ。なぜかといったら、自分がアスベストを使っていたから。なぜかといったらおわかりですか。自分がお酒のろ過をするときにはアスベストが要るんですよ、あの石綿が。そして、石綿を洗ったとき、ふわっと飛び散ります、物すごく。それで、それを洗って、そこからね——その種類はどうか知らんですけど、あれも石綿です。そして、それがずっとろ過して、きれいになって不純物を取り除くという機械があるんですよ。そのために石綿を若いときに使っていたからね。

それから、自分の友達に内装屋さんがいます。彼がこう言うんですよ、最近になってから。もう私は幾らか寿命が短くなりました。まだ50代ぐらいですよ。なぜかといったら、アスベストをするときに、若い人はマスクをかぶらないでやっておったと。それで、粉じんが中に入って、要するにきつかったと。そいぎ、酸素量をはかったら、肺の機能が少し衰えてきたということと言われてびっくりしたわけですね。

そういうふうにアスベストに対しては、物すごく私は神経をとがらせています。だから、私に言わせればレベル1、2と、それは関係ない。市民の皆さんもアスベストと聞いただけで、アスベストが使われているんじゃないかと、何でやということ。そしたら、さっき角田議員も言われた、風評被害とかいうことも言われたけれども、もちろん風評被害というのは、私たちはこういう区分所有に対してどうですかということを、この140,000千円に対して、今議論をしているわけですよ。だから、アスベストが後から見つかったことに対して、ここに書いてあります。これを今度、我々はそのアスベストがあるからということで、私たちが風評被害を出しているわけじゃありませんので、これを書いたから言っているだけのことでしょ。それはおわかりでしょう。だから、これはあくまでも市が買うんですから、市のほうに責任があると私は思うんですけどね。もう答弁要りませんが、そういうふうに私は思います。

そこで、私たちはさっきから言ったごと、このアスベストに対しては、やっぱり何で自分の中から市のほうがもっともっと調査されていて、これをされていたら、もう少し方向性は、展開は変わっていたんじゃないかという思いがいたします。

それで、アスベストに関しては、もう1つは、教育委員会の中で古枝小学校の話がされたですね、アスベストのことで。それで以前されました。それで、その中でそれ以外に調査されたのか、そして結果はどうなったのか、どのように対処されたのか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

さきの質問の中で、17年に古枝小学校を、吹きつけの部分をつさぎ込みという形で処理いたしましたということでお答えしました。その前段に、竣工図、あるいは設計図、全ての学校を調査して、可能性があるようなところを全部探しまして、それを業者さん、話題になっています佐賀県環境科学検査協会のほうに依頼をして、そこで危ない——古枝小学校につきましても、普通、検体を同じところから3つとるとということで、先ほど10センチ角でとるといってお話がありましたけれども、3カ所とるそうです、同じところですね。それで、普通は3カ所とも出てくるというなれば、同時期の同じ製品を使っておりますので、全て出てくるということでありましたけれども、古枝小学校については、3つのうち1つ出てきたということで、普通は考えられないんですけども、そういった場合もやはり可能性としてはあるので、そこもつさぎ込みをしたということで聞いております。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

古枝小学校以外では何もなかったんですね。

それからもう1つ、1級建築士を何かさっき言われたですね、1級建築士の方と一緒に調べてということも言われましたけれども、私はこの問題は、外部機関に依頼してこの問題をしたほうが、もっと信用性はつくと思うんですよ。中よりもね。そういう考えがされていたら、ここまでも問題が、少し考え方が変わってきたんじゃないかと思いますけど、その点どうですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

確かに、都市建設課の建築士2名と、それから担当と一緒に仕上げ表、それから現地の確認をいたしております。同時に随行していただいたのが、先ほどありました佐賀県環境科学検査協会の方も一緒に同席をしていただきまして、現地を確認しながら採取したということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

科学検査のあれはもうずっと聞いています。そして私、そういう意味で言ったんじゃないんですよ。要するに外部機関ということで、それは当然そこに含まれながら私は言ったんですので、おわかりですか。外部機関ということ、第三者機関というところの意味がわかりますか、私が言っているのを。環境科学検査協会、それは当然のこと、わかります。私が言ったのは、そこを調べるときに1級建築士とか、2級建築士とか言われたでしょう。だから、そういうとも含めて外部機関に依頼しとったらどうですかということ、第三者機関ということ、を言っているわけですよ。よかですね。そういうことがあつたら、もう少し展開は変わったんじゃないかということ——市長、首を振りよんさつです。そういうことで、意味は市長はわかっとなさつごたつです。

それじゃ、アスベストは終わりました、次に行きます。指名審査のことについて、ちょっと触れていきたいと思えます。

まず、私がお聞きしたいのは、指名審査基準のあり方はどのようになっているのか、皆さんもお話をされておりますけど、もう1回お願いします。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

指名の基準のあり方ということでお尋ねです。

今回の不動産鑑定業務につきましては、県内に本店、支店がある業者ということで5社ありましたので、5社全てを指名したということでございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

当然、優先順位というのがずっとあるわけですよ。例えば、鹿島市に本店があるところ、それで、今の場合には鑑定士は佐賀県内でも佐賀市とか、例えば鳥栖、佐賀支店は鳥栖にあってですね、この会社はね。そういうところで、ずうっと優先順位を決めながら、そして参加願、これをやってきたと。その中で、そこで依頼をされたのは、要するに佐賀支店のそこに不動産の鑑定をお願いしますということでされたわけでしょう。それはもちろん、さっきから副市長が言われている、2つにまたがってしているところにはおわびをされました。国交省の許可はないけれども、福岡県知事の登録はあるということと言われました。それで、委任状ももらっているということも以前言われましたね。それで、そこで要するに佐賀支店で仕事をされたと。そして、契約をしたと。ただ残念ながら、佐賀支店には不動産鑑定士は常駐していないということも言われたですね。じゃ、この佐賀支店には、この指名参加願にはどういうことが書かれているんですか、参加願の中には。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回、この不動産鑑定を委託した業者の方の業務内容、佐賀支店で受けることができる業務内容につきましては、測量業務と補償コンサルタントの業務の登録はあっております。それは九州地方整備局が国土交通省の許可を得て、ちゃんとした書類を提出されてありました。今回の不動産鑑定業務につきましては、そういう地方整備局の申請許可というものは得ておられませんでした。本店から佐賀支店のほうに委託されている業務というのは、先ほど申しましたように契約等の業務がございまして。それで、不動産鑑定業務に関する業務を委託されておるものでございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今、副市長が言われたとおり、佐賀支店に書いてあるのは、公共用地経験者で記入されてあるね、測量とかね、そういうとでされています。じゃ、今回のこの問題に対して、不動産評価鑑定士とは、その違いというのはどういう違いがあるのかということね。これは市民の皆さんにわかっていただくために私は質問していますので、私自身というよりも、そういう

ことで答えてもろうてよかですか。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後 5 時 35 分 休憩

午後 5 時 35 分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えいたします。

不動産鑑定士に関する法律は、不動産鑑定強化に関する法律というもので規定をされております。不動産鑑定士の業務というのは、不動産の鑑定評価を行うということで、不動産鑑定士ということは、不動産の取引、建物の価値、そういうことで、その評価を行うということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

先ほどから新聞報道等でも、それから、今回の質問に対しても不手際があったということは、それはもう手続上言われていますので、その点はそれとして、今言われた、じゃ、この佐賀支店が独自でされた仕事はどれくらいあるんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

佐賀県内で実施されておりますのは、佐賀国道事務所の構図転写とか権利者調査でありますとか、そこら辺がなされております。あとは、武雄土木事務所におきます建物関係の補償費調査、雑費調査あたりが行われております。あとは、同じく佐賀土木事務所におきまして、いわゆる木造建物附帯工事の補償費算定業務あたりを行われております。

重立ったところは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

これをここにお願いするときに、要するに指名参加願の中には佐賀支店は公共用地経験者

とか、そういう記入されていたわけですね。そこで、何で、そして今、寺山課長が言われた要するに補償関係とか測量とか、そういうことをやってきていると、そういうことは最初からもうわかっていたわけでしょう。そして、不動産鑑定士もいないという中で、何回でん繰り返しになりますけど、要するにこれをここに依頼されたわけですよ。最初からこういうとがわかっていたら、多分少し私としては、私としてはよね、私ならば少し状況、ちょっとこれは厳しいんじゃないですかと私は思うんですけど、そういう考えは当初から毛頭なかったですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

いわゆる指名をする際につきましては、不動産鑑定の希望というところがありましたので、不動産鑑定事務所という認識ではなくて、そういう本社から契約委託を受けた支社であるという認識のもとに指名しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

そういう思いの中に、今回要するに手続上不手際とか、そういうものが出てきたんじゃないかと私は思いますよ。そういうことで、アスベストの件、それから、この手続上の問題ですね、それから、今、先ほどから屋上の雨漏りの話も出てきました。

それから、もう1つお聞かせください。8月23日に出された鹿島市ニューディール構想特別委員会の資料の中に――私が間違うとったらごめんなさいね。この中でアスベスト対策とかなんとかいろいろ説明があった中で、エレベーターの変更をされているわけですね。ここで説明が多分あったと思います。それは、このエレベーターの図面から見たら（図面を示す）上から下になっているですね。そいぎ、何でこのように移動されたかということが、私は疑問になったわけです。今の問題のずっとアスベストの問題があるから、このあれで吹きつけはなくとも、要するに工事とかいろいろな面で厳しい状況になりつつあるので、これは下のほうに移したがましやなかろうかと、私、持論ですよ、そういう思いがしたんですけど、そういうのとは全然関係なかですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

一番最初に図面的に示しておいたエレベーター位置は、いわゆる北側階段付近の横をお示ししていたかと思います。最終案で示したエレベーターにつきましては、反対に南側の入り口から出てきます。こう変えた理由につきましては、いわゆる車椅子でありますとか、障害者でありますとか、そこら辺に入り口付近に車を横づけさせるようなスペースを確保しまして、そこからエレベーターに近い導線のほうがいいだろうという形で、場所的には南側のほうに移動、変更したところであります。

北側のほうでありますと、メイン通路でありますので、そこに一時期車をとめるとか、人通りの関係もありました関係上、南側のほうに場所の変更をしたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

今の説明では、利用される方には環境的にいいだろうということで、導線の問題言われましてけれども、そういうことで南側のほうに移しましたということで理解してよかですね。何でこれ言いよるかて、アスベストの説明のときにこれが出てきたからね、多分こういうことのもし問題があつたらと思う気持ちでしましたので、私はここにアスベストがあるのかなんとか、そういうを言っているんじゃないんですよ。そういうことは理解ください。

そういうことで、いろいろと今ほかの議員さんたちがいろいろと質問をされました。私も自分の範囲内でわかる分とか、その中で勉強した分の中で重複しないようにということで質問をさせていただきました。その中で、いろいろな諸問題が浮き上がってきました。6月21日の議決後に、さあアスベストの問題、さあ不手際の問題、もういろいろと問題、まだまだひよつとしたらあるかもしれません。そういう中で、私は今回のこの事業についてもしっかりです。3階、4階に、先ほど言いましたように、もし、これが1階やったら、私の考えは少し違って来たんじゃないかという思いがします。3階、4階に対しては厳しいということ、市民の皆さんがさっき言ったとおり、そういう電話もいただいております。

この事業については、本当にいろいろな問題が浮上してまいりました。私は、市民の皆さんに納得できるような説明ができてからでも遅くはないと思います。せっかくこの広場があった子育て支援等のすばらしいものができるということを皆さん期待されているわけですね。そういう中で、こういう問題が起きてまいりました。鹿島がこういういろいろな施設をつくるということに近隣の人も期待をしていると思います。ただ、問題は、こういう問題が起きたということをもう知らない人がいないほど、どんどん広がっていますよ。そういう中で、あえてこれを無理にでもしなければならぬ理由がどこにあるのかということ、そういう思いがしてたまりません。

私の気持ちとしては、よければもう少し精査しながら、誰でも喜んで、よかったなと思う

人、それから、しかも若い人たちが鹿島に住みたいという思いが本当に湧き出るような、そういう思いの中で建設を、区分所有なりされたら、もっともっといいものができると思っております。そういうことで、私はそういう思いで今回は何としても変更、また先延ばしができないかという思いをしていますので、ということを私の思いをお話しさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

3番議員、勝屋弘貞でございます。2日間にわたり長時間の審議になっております。執行部の手続の悪さ云々で、結果的にこういうふうによく多くの時間を使っている。ここにいる皆さんの貴重な時間、また、テレビの前でごらんになっている市民の皆さんの貴重な時間を無駄にしているという、こういう経過を招いている。少なくともその辺をきちっと真摯に受けとめていただいて、手続等きちっとやっていただいて、今後こういう問題は一切起こらないようにやっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回、本当に市民の皆様、議員の皆様方に、事務の不手際が多く発生をいたしまして多大な迷惑をおかけしたことを、まずもっておわびしたいと思います。

今回、滅多にないような不動産鑑定とか、そういう委託業務が発生をいたしまして、私ども大変勉強をさせていただいたところでありますし、今後さらに慎重な業務、仕事を遂行するべく努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。どうも申しわけございませんでした。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

よろしくお願ひしたいと思います。

今回、ピオを区分所有する買い取り価格の件ということで、地方都市リノベーション事業ということで今やっておりますけれども、既存の建物を利用するといつて、2000年に循環型社会形成推進基本法というのができまして、3Rというところで、リデュース、リユース、リサイクルというような考え方でございます。土地があるからつくるというような意見もございましたけれども、私は基本的に、あるからつくるのはやっぱりまずいのかなと、ある意味人間のエゴじゃないかなという、これ以上地球を、自然を壊さない、そういう考え方も必要ではないかと思うわけであります。

今回、ピオの中のアスベストということで大分もめておりますけれども、リノベーション事業を使って、他の自治体もこういうことをやっていらっしゃると思います。リノベーション事業、それ以前からも使わなくても多くのところで既存ストックを使っての再開発等あって、行政の施設が入っておるといふようなところがあると思いますけれども、そういうところではこういうアスベストに関しての問題は起きていないのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

たまたま——たまたまと言うたらいけませんけれども、我々はアスベストについて、一つはやはり反応したということだと思いますね。やはりそれは大変なことだよということではなかったから、タイミング的にはかなり遅かったし、正直言って私がアスベストという言葉に触れたのは、さっき副市長も言っておりましたけれども、8月の末でございまして、それはもう遅いと言われれば、組織としては遅かったのかもしれませんが、これは大変だということで、いろんなアクションをとるように指示をしたわけでございます。

その結果が、このタイミングでこういう状況になっているということでございますが、ほかに少なくともアスベストでこういう形で問題になっている、特にレベル3というのは、ちょっと聞いたことが今のところないですよ。これが表面化しましたのは、平成18年じゃなかったかと思いますから、いろんな裁判が起きて、特に尼崎とか川崎とか、ああいうところでこういうアスベストの資材をつくっておられるところ、あるいは建材をつくっておられるところで問題になったというような記憶がございますけれども、それ以外で一般的にこういう資材に使ったところで問題になったということはないというふうに承知をしております。

ただ、それはそれとして、老朽化、あるいは建てかえに伴って処理が必要になります。それは当然なんですね。そういうときに、飛散を避けるということで、労働安全衛生法の規定がしっかりと改正をされて、その手続が関係者の皆さんがみんな頭の中に入っているというふうに私は思っております。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

実際よそでは問題になってないということでもよろしいんですね。じゃ、それをあえて鹿島市が手を入れる、安全・安心という面から手を入れるということでしたよね。これで結構新聞報道等もなっていますので、ほかの自治体にはどのような影響があるのかですね。私が思いますに、今回のアスベストの件、クローズアップされましたことが、今後、極端に言えば日本からアスベストがなくなるような動きになるのかなと、なってくればいいなとかね、

そういうことまで思うんですけれども、いい方向に考えれば、そういうふうになるんじゃないかなと思っているんですけど、その辺はいかがでしょうか、他の自治体への影響。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ほかの自治体がどう反応されるかというところまでは、まだイメージが湧きませんが、せんだって、ある会合で少しばかり話をするチャンスがございまして、そのときにお話しをしたのは、私たちのまちで——大きな声で威張られるような話ではないんですが、アスベストが問題になっていまして、そのかわり、市民の安全・安心が大事ですから、法令で要求される以上の手当をするように可能な限りの対応をしたいというふうに今動いているということを、その話の一部分で話しをしておきました。

これ、なぜかといったら、一番大事なのは、私たちの仕事でいいますと市民ということになります。聞いておられる方はどちらかというところと卸さんとか小売りさんとか、メーカーの方だったものですから、皆様、顧客、つまりユーザーを大事にしてください。そうすると、そのためにはその施設にお見えになる方が、もし万一アスベストに反応されると、ちゃんと法律守っていますよ、あるいは法令守っていますよというだけではだめなので、安全です、安心ですということをやっぱり中心に据えないといけないでしょう。そういうことで、私たちのまちでそういうことが起こっているということを一例として紹介をしたということはございました。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

先ほど水頭議員の締めの方にもありました。本当に皆さんが安心して使えるような、そういう施設をつくっていただきたい。今回の問題で、あがん問題になったところに行くもんかみたいなことになっては、多額の資金を投入してつくった意味がない。実際、私この前6月の賛成討論のほうで今回の事業がモデル的なところになって、市長の言葉で言いますとアドバンテージを持つという言葉が使われましたけれども、こんなもめてアドバンテージがとれるのかなというような、そういう心配もするんですけれども、実際これはうまく解決して、うまくいった場合には、第2、第3のことがあるのかどうか。今後、駅舎、新世紀センター、駅前整備、市民会館とか今後あるわけです。やっぱりトータル的に私は考えたいんです。ピオの件だけじゃなくて、やっぱり大きく捉えたいので、ここで多少予算かかっても、ほかのところを取り戻せばいいかなというような思いもあるので、この辺どうなのでしょう。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

これももう既に今回の議会でお話しをしたことですが、これから5年から10年の間に鹿島というまちは、ほかのまち以上に経済的、社会的に、構造的な変革、変動を影響受けるだろうと、そういうふうに思っています。例えば、長崎本線問題とかTPPとか諫早干拓とか、それから、オリンピックも影響が考えられると。そういうことを頭に置いたときに、いろんな形で投資をするということについては、私はそんなにちゅうちょをする、勝手にアクセルを踏むこともないけれども、コンクリートも人もということで、ある程度積極的に対応していかないと取り残されるよというイメージを抱いております。そういうときに、こういう事業について、国土交通省の皆さんと話をしますと、全国的にモデル的なケースになり得るという印象を持っていますし、もし、私のかつての経験でいいますと、うまくいった事業というのは、役所というのは1期、2期、3期とやりがちなんですよね。だから、もしこの一番最初の、仮に先頭グループに入っていれば、アドバンテージを持てるという希望を持っています。

ただ、これは人の話ですから、どういうふうに予算が編成されるかわかりませんが、そういうときに我々がアドバンテージを握れるように、一つのケースとして我々はこれに対応する必要があるのかなと、そういうふうに思っていますけれども。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

ぜひとも市長が持っているいろいろな人脈、パイプが使われて、第2、第3のリノベーションがとれるように努力していただくことをお願いしまして、これで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

14番松本末治です。私は、中心市街地の活性化というのが、鹿島の顔だというような思いで活性化をすることが、鹿島の顔がはっきりしてくるんだというような思いで、ずっと24年6月1日の鹿島市まちづくり推進構想、ニューディール構想の公表以前からも思っておりましたが、より強い気持ちを持って、今後本当に鹿島市の産業振興ができていくんだ、私は1次産業を中心に、農業、漁業の中でおられますけれど、それこそ中心市街地の活性化は1次産業の活性化につながるというような思いで鹿島の再生を期待しておる一人であります。

その中で、先ほど申し上げましたように、鹿島市のまちづくり推進構想が24年6月1日に公表をされました。いろいろ不安材料も出てき、私は消去法というですかね、削除法という

か、不安材料を一つ一つ消去をしながら、妥当、妥当じゃないかという方向に進んでいく人間であります。そういうことで、いろいろ変更がかなりあっている、おかしいじゃないかというような質問等も出ておりますけれど、私の経験上、やはり国の事業、リノベーション事業があって、今も市長の答弁があつておりましたけれど、そういう事業をやっぱり完遂していくためには、変更せざるを得ない点は幾らでも出てくるんだというような思いでありますので、納得はしているつもりですけれど、その点について、6月1日からきょうに至るまでの大まかな変更点というか、そういう点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

昨年の6月にこのニューディール構想を御提示いたしまして、まず、この市街地の再開発、中心市街地の活性化ということで、まず1つは、中心市街地を商店街だけでなく、公的施設を移転して、鹿島市中心市街地の活性化に資していきたい、まずそれがありました。具体的な手法として、ここのショッピングタウンのピオの3階、4階に公的施設を移転させたいということで提案したところであります。

大きな変更点は、ことしの1月にまず提案をいたしましたのは、家賃を払っての入居ということで御提案をいたしました。このときは、やはり財源の問題というのが非常に大きな悩みでありましたが、ことしは国土交通省の地方都市リノベーション事業という、そういった国の新しい施策があるということで、ぜひこの国の施策に乗せて財源の確保を図っていきたいということで、一番の大きな変更点は、家賃での入居から、3、4階を取得しての、そして、鹿島の財産としてこの中心市街地の公的施設の整備をやっていく、そこが大きな変更点ではないかというふうに思ひます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

やはり国の事業の取り組みについてというような形で、賃貸から取得ということに変わり、その中で不動産鑑定というようなところも出てきたと思ひますけれど、その点についてはあともってお伺いいたしますけれど、その中で、平成24年10月11日、文教厚生産業委員協議会の資料の中では、2階のフロア、2,500平米を医療保健福祉連携フロアというような点も出てきたわけですが、その点が立ち消えになったというようなこともありますけれど、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

昨年10月に文教厚生産業委員会の委員協議会を開いていただきました。その中で、私どもが当時の構想として御提案をいたしましたのは、先ほどありましたように、3階、4階の公的施設の移転、そして、1階と地下は商業施設として活用し、2階は医療福祉連携フロアということで、ぜひ医療関係の入居ができて、ここは総合的な福祉と、それと公的施設、そして商業施設ですね、そういったもので非常に魅力ある中心市街地の拠点になればというふうに考えておりました。

この2階の医療機関につきましては、いろいろな相手方さんの事情もございまして、ここは現在のところ、それは実現しなかったところでありますので、今のところは、この1階、2階、地下は商業施設として、まずは基本的には商業施設として活用し、3階、4階は公的施設として、そういうふうな活用をやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

その点も少し気がかりであったものですから、ショッピングセンター協同組合の関係者の方にお尋ねをしますと、今、鋭意2階へのテナントの方を探して、手応えは感じているというような情報はいただいております。

もう1つ、やはり官民一体型での商業施設と公的施設が一緒になってやっていくというようなところで、その商業施設の人なりというか、やっぱり鹿島ショッピングセンター協同組合の特に理事さんたちの人なりについてというような思いで、私は先般も、ある人があってこそ、そこの何かができただというような思いは私はいつも感じておりますので、それでちょっとだけ組合員さんの声を私なりに聞きましたら、本当にリスクは大きいかもしれないが、商店街の核として、中心市街地の灯を消さないように最大限の努力をするつもりでありますよ、各地では協同組合というのはもうほとんど解散してしまっておりますからということでありました。そして、やはり自分たちも30名おった組合員が今は8名です。その8名の有志がしっかり頑張っていきますよというようなことは、私にはお答えをいただきましたけれど、市当局として、どういうふうな捉え方をされているか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

鹿島ショッピングセンター協同組合の皆様には、本当に頑張らせていただいているというふうに思います。非常に申しわけないのが、ピオ救済という言葉で言われているのが、やっぱり一番きついということで、議員今言われましたように、やはり協同組合も相当のリスクを負いながらの事業推進になりますので、ここはしっかりと連携して、ピオ全体がまず活性化し、そして、周辺地域、中心市街地、そして、鹿島市が活性化していくような、そういった

事業として完成をさせたいというふうに考えます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

私にとっての復習になるわけですが、きょう本当に質問内容の中の2つの大きな項目であったろうと思います。

まず、不動産鑑定業務における鑑定士4名で評価をしていただいた。しかし、いろんな事情があったというようなことで、4業者の入札で一番安い業者が落札するというのは、今の市の入札制度では当たり前のことだと思いますけれど、一番安い業者が落札した、しかし、それが当たり前のようですが、先般の質問の中でも、落札後、随意契約等でほかの業者が入札された金額よりも高くなるような形での、後もっての随意契約が行われていたというようなことで、不正行為でもしたんじゃないかというような形で私には聞こえました。その辺を詳しく、わかりやすく説明をいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

鑑定評価の事実関係について御説明いたします。

当初、発注しました鑑定評価につきましては、先ほども申しましたとおり、3階、4階のフロアの鑑定評価でありました。そのときの私どもの認識としましては、土地の評価があり、建物の評価があり、その全体の評価を各フロアに配分して行って、3階、4階の鑑定評価が出てくるという認識でおりました。先ほど申しましたとおり、実際、鑑定評価におきましては、そのような積算価格と、もう1つ、各フロアが生み出す収益を、収益価格というのをあわせもって鑑定評価とするということになっておりました。そこら辺の認識がなくて、そういう当初の入札を行ったところでございます。

当然、今回のシビックセンター構想の中では、エレベーターを設置しますので、地下、1階、2階の一部を占有することが出て、必要となってきましたので、その分につきましては、当初の鑑定評価におきましては、地下、1階、2階部分の鑑定評価額とはなり得ませんでしたので、次に改めて1階、2階、地下の部分の鑑定評価をお願いしたところでございます。

以上であります。ちなみに当初の契約が六十数万円、ワンフロア分は300千円ちょっとになりますけれども、今回の地下、1階、2階、3階フロア分については450千円、ワンフロア約150千円ほどで鑑定をお願いしている状態でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

それでは、ほかの3業者の方も、その3、4階のみでの入札価格であった、同じ条件であったということで理解していいんですね。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

全て3階、4階の区分所有の鑑定評価ということでお願いしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

それでは、入札された方は、全て平等で公平であったということですね。はい、わかりました。

その評価額、146,000千円ちょっとの不動産鑑定評価で、不適切だというようなこともあっておりました。先日、全員協議会で説明をいただき、質問があっていたと思いますけれど、そのとき総務部長が、きょうも答弁の中で多分あっていたと思います、市の顧問弁護士さんに相談した結果では、特別問題はありませんというようなことの説明をされたと思いますけれど、再度その辺をお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

中村議員のときにも詳しく御説明申しましたので、今度は簡潔にお答えいたしますけれども、今回の契約につきましては、民法、私法に基づく契約行為ということになります。これにつきましては、相当の違法性とか公序良俗違反とか、そういった相当の瑕疵がない限りには、これはもう無効にならないと、これは行政実例のほうにも書いてあります。それから、そういう法律の、いわゆる最高裁の判例もあります。

それはそれとしまして、我々としましては、このことは大切なことですので、我々の顧問弁護士にも確認をいたしたところでございます。その中で、支店と契約をしても、支店を介して法人本体と契約したものと解する。本店には鑑定士がおり、業務自体も鑑定士が実施したものであれば有効である。鑑定結果が、例えば、鑑定士じゃない者が作成したなど、明らかに法令違反により作成されたものでなければ、通常の民法上の契約であるという見解をいただいておりますということで、昨日からこの契約については我々は有効であるということで申し上げているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

それではもう1点、アスベストの件で、アスベストの混入ということで、混入された材料が使用されているというようなことであったと思います。これも先日、全員協議会での説明があり、先ほどの答弁の中でも担当課長が答弁をされていた。このアスベスト混入材は、ピオに存在する全てを改修時に適切に撤去するというようなことで私は受け取っております。また、経費については鹿島ショッピングセンター協同組合が負担するとの約束もできているというようなことで理解しておりますけれど、その点、再度お伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

今回、調査によって発見されました、いわゆる非飛散性の成形板でありますレベル3の石綿ケイ酸カルシウム板でありますとか、石綿セメント板でありますとか、その撤去費用にかかります増嵩分並びに4階北側階段の天井部分の撤去につきましては、ピオさんの負担によって行うというふうになっておりまして、そういう確認書も取り交わしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

最後にしますが、市長へお尋ねをいたします。

先ほどある議員の質問の中で、ちょっと私の脳裏をよぎったのが、平成20年3月26日、冬柴国土交通大臣が九州新幹線西九州ルート着工決定ということがよぎりました。それは、平成19年12月議会中に、私も在籍しておりましたけれども、シュレッダー事件でそういうふうな形になってしまったというような思いで私は思っております。そのときも、本当に国道498号の問題も出て、260億円ぐらいやったでしょうか、私が覚えているのは正確ではありませんけれど、そういうふうに私は思っております。その事業が飛んでしまった。

また、今回、この70億円が飛んでしまうということでは、本当に今までしっかり執行部の皆さんが寝ずの仕事をしてきていただいたというような思いで、執行部の職員の全てのねぎらいのためじゃなかですけれど、やっぱり御苦勞を成果としてなしてもらえるのは樋口市長であろうと思いますし、また、先般、来年度の2期目の出馬表明はそういう意味であったんじゃないかなろうかと思っておりますから、ぜひ今の執行部の皆さんの御苦勞を無駄にしないよう、私

が市長の息は引き取りますからとまでは言えませんが、しっかり頑張ってくださいことをお願いして、市長の抱負をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

先ほどお答えをしたことと多少ダブりますけれども、この私たちのまちの鹿島、ふるさと鹿島は、長崎本線の問題とかT P Pとか諫早干拓とか沿岸道路とかオリンピックとか、これらから直面しないといけない課題がいっぱいありますし、そのほかに、この期間に何があるか、まだまだ想定外のことが起きるかもしれない、そういう中で、どういうことを考えていかなきゃいけないだろうかと、そういうことだと思いますね。

私はいろいろあると思いますが、きょう申し上げられるのは、鹿島らしさを存分に発揮すること、そういうことではないかと思うんですよ。それぞれのところに、例えば、一例を言いますと、先ほどの長崎本線の問題で、最近我々ほどちらかという鹿島の顔ということで鹿島駅に集中をしまりましたけれども、この1年ばかりの間にやや、それプラスアルファができるんじゃないかという思いに私は達しております。

それは何かといいますと、J Rが九州の縦軸を中心に観光とか運行ということを考えておったんですが、最近、J Rの関心が西に移ってきております。そうすると、私たちのまちにはほかのJ Rの駅にない、それこそ大変有利なことがあるんですよ。これは、肥前浜駅というのは、非常にしっかりしたレールが3本プラス半分ぐらい持っていますし、かつては蒸気機関車がここで水がえをしていたということは年配の方御承知だと思います。しかも、最近酒蔵通り、一生懸命頑張っていたいただいて名前も通ってきている。何しろその奥には、この地域の最大の観光の目玉でございます祐徳稲荷神社というのを控えていると、そういうことで、もう1本実は軸ができるという可能性が出てまいりました。

前の社長の石原さんとはもちろん大学同期で知っていますけれども、今度の社長さんも、えらくこういうのに熱心な方ございまして、例えば、昨日かおとといですかね、御質問ございましたかね、J Rが鹿島で農業やってみたいな話まで今発展をいたしております。年度内に決着がつくんじゃないかと思っています。ぜひいいほうには決着をつけたいんですけども、そのことを踏まえて鹿島らしさ、そういうことを念頭に置きながら、これからのぜひ2020年までに、みんなでいろんなことを考えながら対応していくということが鹿島にとって大切なことではないかなと思っています。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

11番橋爪です。二、三点お伺いをしたいと思います。

きょうは財産の取得ということで審議をやっておるわけですが、先ほどから話があっておりますように、私も疑問点を持っておりましたけれども、1つはアスベストの問題。それから2つ目は、国土交通省に登録のない業者が落札をされたと、これはちょっとおとこの議案審議でもお尋ねしましたが、この件につきましては、もう多くの議員の方が質疑をされましたし、また答弁も今までずっとしていただきましたので、これは省略をしたいと思います。

それで、3、4階を取得するということにつきましては、3階には老人福祉センター、あるいは鹿島公民館、4階にはすこやか教室、それから子育て広場、あわせて子ども支援、将来目標を、これができた場合には5,000人を目標ということで計画なっておりますが、これは私も6月議会からも答弁も受けていると思いますが、今月の19日の西日本新聞にピオの問題が載っておりますが、市民の方が、ある方が疑問点を言われておりますが、ピオへの移転一つをとっても、近くに候補地があるのに、アスベストが使われている築30年の建物に多額を投じる計画、なぜピオなのかということで疑問を持った方もおられます。なぜピオということ、もう一度御説明をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

まず、どうしてピオなのかということで、昨年の6月以来、私どもが提案をしている内容でございますが、この中心市街地の活性化、空洞化対策というのが、これ全国の市町村が大きな悩みであり、また、大きな政策課題でもあります。そういった中で、鹿島市は現在までこの中川エリアに集中しておりました行政機能を中心市街地に立地することがふさわしいものを移すことで、従来の中心市街地がどうしても商業施設等が中心になっていたもの、当然、中心市街地の商業施設は重要なものでありますが、それに加えて、中心市街地に公的施設を再配置することで、鹿島市の公的施設の老朽化対策、中心市街地の再生活活性化、それと佐賀県の現地機関への再編や対策、また、佐賀県と連携した防災・減災の備え、そういったものを総合的に対応していこうという、そういった発想であります。

どうしてピオかということでありますが、まずは中心市街地で大きなスペースが確保でき、私どもが構想しております福祉会館プラスアルファの広場型の子育て支援施設、そういったものを効率的に移転ができる、そういった広さを持っている、そういったものがまず1点。そして、十分とは言えない部分もあるかもしれませんが、中心市街地には、ある程度恵まれた駐車スペースを持っている、そういったことも総合的に勘案をいたしまして、この中心市街地への公的施設の移転につきましては、議員御承知のように、総合庁舎の土木事務所、農林事務所、農業改良普及センターを移転しようという構想もありました。そういった流れの中で、ぜひ総合庁舎への移転については、この中川エリアへ、そして、中心市街地

は私どもの鹿島市の公的施設を効率よく配置をしたい、そういった発想で、ここの中心市街地の大きなスペースがあるショッピングタウンピオに注目しているところであります。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

先ほどは9月19日の西日本新聞でしたが、20日の佐賀新聞には、これも市民の方の意見が載っておりますが、これもなぜピオなのかということで、その中でやはり防災や駐車場の確保がどんなかということで載っておりますが、今駐車場スペースがあると言われましたが、その辺の駐車場はどのように計画されているんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

現在、ショッピングタウンピオは、来客者駐車場として、ピオの前の大きな駐車場と、それから納富病院さん側の駐車場、そこに合わせて大体120台分があります。

また、従業員駐車場としてこれは155台、合計、駐車台数としては272台ということで確保がされております。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

それから、先ほど申し上げました防災の面ですね、これはまだ今から聞きますから。防災の面も、3、4階に子育て支援センターをつくるわけですから、そういうものを、老人クラブですね、それで、どのような計画になっているのか、大丈夫なのか、防災関係ですね、お願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

防災についてお答えをいたします。

防災の中で一番心配されているのは火災だろうと思いますので、火災に絞ってお答えをいたしたいと思いますが、火災の場合、一番問題は、まず一番最初は予防的なこと、ハード面で、いわゆるスプリンクラーであるとか避難路、この辺については十分な数が設置をしてあります。現時点で当然設置をしてあるわけでございますが、こちら辺については、再度ほかに必要なもの、避難用のシュートとか、そういうことについては、新たに検討していくようにしております。

それから、ソフト面でいいますと、避難をどうやってするのか、この辺については十分な

検討をやっていきますが、具体的に考えられますのは、3階、4階からの避難になりますので、いつも訓練をやっていくとか、意識を持っていくための避難訓練、あるいは利用者に対するPR、避難路の確保、この辺についての通常のいわゆる避難訓練マニュアルといたしますか、そういうことを検討していきたいと思えますし、消防署、あるいは関係の機関と一緒に、その辺の具体的な内容については個々に進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

今、部長言われましたように、やっぱり防災というのが一番安心・安全には大事じゃないかと思えます。

ところで、これは8月18日の佐賀新聞に載っておりましたが、共同で地域の課題を解決ということで、これは伊万里市のまちなか活性化運営協議会のことが載っておりました。これは活性化事業等でここはやっておられていますが、新聞記事見ますと、中心街に活気が戻るといふことで、そこはことしの11月で丸2年になるそうですけれども、もとの信用金庫、その後、黒澤記念館になっとなったわけです。その後を市がやらんかといふことで、市のほうから、これもまちなか活性化協議会のほうに提案があったそうで、それを受けられまして、1階がボックスギャラリー、2階がイベントスペース、これは大体现在50%ぐらいの稼働率だそうですね。それから、3階が子ども広場「あいあい」というのができております。今度11月でちょうど2年になるわけです。ただ、本来ここはやっぱり駐車場が少ない。そいぎ、駐車場どがんしょんさっですかと言ふたぎ、やっぱり今のところはまだどこじゃい預けてから来よんさっ。そして現在、これは年間2万人を突破したといふことでございますが、最近聞いたところが、1日60組平均見られるそうです。私もこの前、日曜日ちょっと行ってみて、3階です、そのときちょうど11時ごろ行きましたら、もう30人ぐらい親子おんさっわけね。平均しますと60組ですから、ことしはもう3万ぐらいひょっとすっぎなるどんわからんと、こういう話でございました。

伊万里には、市が運営しております子育て支援センターが、これは市民センターの1階にあるわけです。「ぼっぼ」といふところがですね。そこにも行ってみました。ここは有料だといふことで10名ぐらいですね、親子10名ぐらいその日はおんさったわけですが、そういうことで、特にこのまちなか活性化協議会が、ここの中心地の信用金庫の跡を、3階に子ども広場をつくられましてから、新聞見ましても、とにかく最近は活気が出てきたといふことで、これは大体空き店舗解消を目的に最初やられたそうですけれども、そういうことで非常に活気が出てきたといふことで、その辺について、やっぱりよそでの、鹿島以外にもこういう事例がありますから、その辺は部長のほう、何か行かれたことあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、残念ながら伊万里市の今御紹介いただいたところはまだ行ったことございませんが、3階以上でやっておられるところというのは、かなり視察をやってまいりました。数だけ申し上げますと、久留米市さん、ここは5階でございます。それから、長崎市の三和町にあります施設については3階でやっておられます。それから、福岡市の中央区でやっておられますものは3階と4階を御利用されています。

そのほか、私が回っておりますのは、近隣は当然エスプラッツであるとか武雄も、白石、嬉野、それから、長崎県の諫早市のこどもの城、こういうところまで視察に行ってみてきたところでございます。それぞれいろいろ独自性を持ってやっていただいております。

ちょっと質問と若干違うかもしれませんが、実は鹿島市でも子育て支援センターというのは、現在、相談業務を中心に、あと、5カ月から就学前の方に対する子供さんと母親に対して年齢に応じた2つのサークルを月にそれぞれ2回ずつやらせてもらっております。ここで一番要望されているのは、月に2回ではどうしても足りないから、いつでも行けるような広場をつくっていただきたいという要望は以前からあっておりました。現在どうしておられるかといいますと、佐賀市、あるいは武雄市、白石町、遠くは諫早のほう、こういうところに足を運んで、その施設を利用して——私たちからすればしていただいているわけですが、私たちのほうからもそういうふうな施設をお願いをいたして、実際利用をされているところでございます。

今回、検討しておる中で、子供たちや保護者同士の交流に加えまして、今回は高齢者を含めた施設ということになりますので、高齢者の方と子供、保護者、その連携といいますか、触れ合いの場を持ちたいということ。それから、高齢者の知識や経験を子供たちに伝える場になって、そして、高齢者の方も子供たちから若さと元気をもらって、生きがいにつなげ、これは先般一般質問でもあっておりましたが、健康寿命というのがございますが、精神的な心の健康寿命を延ばすことにつながるんじゃないかということで判断をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

11番橋爪敏議員。

○11番（橋爪 敏君）

きょうはいろいろな御意見が執行部のほうにも出たわけですから、ぜひ執行部のほうも出た意見を改善するところは改善をして、ひとつ頑張ってくださいと思います。

終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

先般、水頭議会運営委員長より報告がありましたように、この後、議会運営委員会を開きます。

暫時休憩します。

午後6時45分 休憩

午後7時15分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

先ほど議会運営委員会を開催しましたが、その結果について水頭委員長より報告をお願いします。

○議会運営委員長（水頭喜弘君）

議会運営委員会の結果報告をいたします。

質疑は終了しましたので、このまま議事進行していくということで、討論、採決に移ることに決まりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

それでは、討論に入ります。

討論ありませんか。2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

2番議員の稲富です。議案第58号 財産の取得について、私は賛成の立場で討論いたします。

ピオの周りには中心市街地を維持するために必要な機能が集約していて、中心市街地の活性化の拠点施設として盛り上げていきたいと思い、賛成いたしております。

既存店舗を集約し、空き家に高齢者支援施設や子育て支援施設を整備することによって、周辺商店街との相互連携を図ることにより、交流人口の拡大、空き家店舗の解消、商店街の活性化につながると確信しております。

ピオは建築後30年がたった商業施設でありますけれども、しかし、通常のショッピングセンターが出資して建設する施設とは異なり、幸運にも堅牢に建設されております。また、旧市役所跡地であり、ジャスコが入っていた時期に多くの市民が利用し、一つの思い出の場所でもあります。多くのまちでは中心市街地のショッピングセンターが撤退し、まちが衰退する

事例がふえております。ピオの事例はそれに対して、行政が商業施設の一部を買い取って、中心部を活性化させる試みで全国的にも先進的な事例として、国土交通省の地方都市リノベーション事業で採用されていて、国の施策と方向性を一致している事業であります。

国土交通省のホームページを見てみますと、地方都市リノベーション事業が全国で平成24年度36地区、平成25年度13地区が実施地区で紹介されております。その中で5つの事例紹介がっております。その5つの中に鹿島市が紹介されておりました。国土交通省に認められ、評価していただき、本当にうれしく思っております。

ピオは単なる商業施設ではなく、多くの市民が使ってきた実績、思い出が詰まっている場所です。よって、その施設をさらに使い続けていくことは市民の思い出を生かしながら、新たな思い出をつくり出していく装置として意義のある場所だと思っております。

例えば、東京オリンピックの件でありますけれども、ふるさと、新しさの融合を掲げるプランを出されております。その象徴するエリアが東京ベイゾーンとヘリテージゾーンに分けてあり、東京ベイゾーンとは、新しく建設される場所です。そして、ヘリテージゾーンには1964年オリンピックで使用された会場、代々木国立競技場、日本武道館、東京体育館はリノベーションして使われることが決まっております。また、テレビ番組「ビフォーアフター」で建物が改修されて多くの持ち主が涙する原因は、建物が単なる箱物としての機能ではなく、それ以上の思い出を持っていることを物語っていると思っております。

新たに建物をつくったほうが良いという議論もありますけれども、現在のピオを使い続けていくことが国の先導的モデルでもあり、かつ市民の思いをさらに紡いで、新たな思い出、物語を提供することにもなると思っております。この施設を使えるものにできれば、全国で取り上げられるモデルとなり、県外から鹿島に足を運んでもらうきっかけがつかれると思っております。交流人口の拡大につながり、商店街の活性化となり、既存施設を使ったまちづくりの名所とすることも可能かもしれません。そして、行政が入ることによって、災害時の避難場所としても位置づけられる場所になると思っております。

地方都市だけど、いろんなことがまだやれるという希望、自信を市民に与えることが、今まで疲弊していた時間を取り戻すことのできる地方都市リノベーション事業だと思ひ、そして、この事業は今から始まったわけですがけれども、今後ともアイデアを出して地方都市リノベーション事業を活用していくことが、このまちの活性化となることを期待しております。

以上の件で賛成し、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

1番議員の中村です。第58号議案について反対の立場で討論させていただきます。

今回の不動産取得に関しましては、おかしいところが多過ぎます。

まず初めに、不動産鑑定を行った会社には知事の許可しかなく、大臣登録がありませんでした。もともと入札の参加資格がない会社は、その入札に入ることができません。その会社と契約し、仕事をして、完成品をもらってお金も払った。その鑑定評価の額を使って、国土交通省から補助金をもらって、今度はリノベーション事業で行う。国土交通省から登録をもらっていない、そういう許可も得ていない事業をすることは私はおかしいと思います。

また、この入札の行為に関しましては、市長、副市長も適切ではなかったと、事務の不振をおっしゃっております。もし、この入札の無効がなされなければ、入札制度そのものが意味をなさなくなります。ほかの市町村に与える影響もはかり知れません。知らなかったで済まされる問題ではありません。鹿島市がそういったことをすることは私はしたくないし、考えたくありません。財務規則でも入札の無効ということはどうだってあります。業者へ渡した入札の心得でも入札の無効ということで前もってそういう資料が渡してある。これが可決されれば、法を犯すことにもなります。そういう状態でこの財産の取得を可決することはできません。

いろんな立場の人があっていいですけども、もともと決めてあるそういった制度とか、入札の条件とか、そういうものを侵している、決められたことをされていない、そういったことがなされる状況で、まだこれは審議が足りない、無効の入札だということを私は考えております。また、そのことに関して国土交通省に一切の連絡をされていない、隠蔽であります。

アスベストの件も2カ月間、議会に報告はありませんでした。あらゆることが後手後手の、これは事業であります。もっとじっくりと市民の皆さんと話し合っただけを進めることが鹿島市のためだと私は心から願っております。

住民の皆さんの意見を聞いてみても、やはりまだ疑問点が多く残る、この財産の取得にしまして、また、将来、大変鹿島市へ負担をかける事業でありますので、私はこの58号議案には反対をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

5番議員の角田一美でございます。私は、議案第58号 財産の取得について賛成の立場で討論を行います。

今回の財産の取得の対象となっております商業施設ピオ3階、4階に係る土地、建物については、平成25年6月議会において賛成多数で、この事業を実施するための実施設計委託料48,406千円、整備工事費394,114千円、ピオ3、4階区分取得費154,606千円の予算が可決決定され、市民の皆さん、赤ちゃんから高齢者まで全てのあらゆる世代の皆さんの生活のよりどころと期待されております市民交流プラザ整備事業に着手することが既に決定しており、

国土交通省のリノベーション補助事業を活用して、市民交流プラザ整備事業に着手されているところであります。

市民交流プラザ整備事業に必要なピオ3、4階部分の財産の取得に当たって、市民の皆さんから大変心配された取得する財産の適正評価の問題、また、取得する財産の安全性の問題、また、過大投資ではないかといった問題について、鹿島市議会の内部で鹿島ニューディール構想調査特別委員会を設置して、係る問題に集中的に協議して議論してきたところであります。

商業施設ピオ3階、4階部分を区分取得するための土地及び建物の評価額については、指名競争入札において落札した不動産鑑定業者へ財産評価額の算定業務を委託し、国家資格を持つ不動産鑑定士が評価した評価額に消費税及び地方消費税を加えた146,419,127円で市が買い取る売買契約の仮契約を締結しており、今議会の議決をもって本契約となります。

評価額については、ピオが所有する土地、建物を評価する時点において、建物の建築資材に有害な物質の使用の有無、すなわちアスベスト吹きつけ材やアスベスト含有材等の使用の有無、また、これらに係る撤去等が不動産鑑定士において確認できなかったことから、アスベストによる影響額、いわゆる減算額は考慮されない評価額で報告書が提出されております。

このようなことから、鹿島市においては1級建築士及び財団法人佐賀県科学検査協会の専門職員による3回にわたる調査、並びに専門機関における分析された結果、アスベストが飛散するおそれが非常に高いと言われるレベル1のアスベスト吹きつけ材や、改修、解体時にはアスベスト繊維の飛散するおそれがある、いわゆるレベル2のアスベスト含有材等はなかったものの、破碎しない限り飛散のおそれが低いレベル3に当たるアスベスト成形材が発見されたことから、今後、利用される市民の皆さんが安心・安全で利用できるよう、今回の改修事業で鹿島市及び売り主のピオの責任のもとに全てを撤去することとされており、今後見込まれるアスベストの含有建材の撤去等の経費につきましては、専有部分、共有部分にかかわらず、処理費用など通常の工事費より経費が増加する場合は、当該増加する部分を売り主のピオ協同組合で負担されることになっております。このことは鹿島市と売り主のピオ協同組合において確認書が交わされており、議会においても特別委員会において、これを確認しており、また、別途ピオの経営についても面談の上、確認をいたしております。

なお、きょうの質疑で問題視されました指名競争入札に当たって、指名入札参加業者及び落札した業者が、大臣登録か知事登録業者の確認不徹底、いわゆる入札参加に必要な登録が佐賀県内に登録されているかどうかのそういった確認不徹底により、いわゆる入札参加資格審査手続上、不適切な委託契約がなされていたことはまことに遺憾であります。今後、係ることがないように厳重注意されるとともに、議会側から選出していただいております徳村監査委員におかれましても、監査を今後厳しくお願いいたしますところであります。

なお、今回の不適切な契約でもって直ちに不動産鑑定の評価契約そのものが無効とは必ず

しもいかず、鑑定評価の国家資格を有する不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行う際によりどころとする統一的な基準であります、不動産鑑定評価基準に基づいて鑑定評価がなされており、同一財産の再評価を別の不動産鑑定士が新たに行うということは考えられず、委託業務の再度入札、契約のやり直しは、鹿島市にとっても損失となり、この価格でもって進めるのが妥当であります。

次に、市民交流プラザは幼児から高齢者まであらゆる世代の居場所づくりとして、この整備事業への早期着手、早期完成を市民の皆さんは大変切望されております。せんだって、鹿島商工会議所の会頭さん、及び鹿島市中心商店街の連合会長さんからも、文書でもって計画に沿って鹿島市のまちづくりを推進していくよう要望書がそれぞれ提出されているところであります。

全国の地方都市と同様に、鹿島市においても車社会の進展を背景に大規模商業施設や公共施設が郊外、市外へと移転するなど、これまで市民の皆さんがさまざまなサービスを受けてこられた商業施設、医療施設、金融機関、行政などが集積していた中心市街地の機能が失われつつあります。

このようなことから、国の国土交通省においては、少子・高齢化に伴う人口減少によるまちづくりの施策として、歩いて暮せるコンパクトシティー構想のまちづくりに取りかかり、これを取り組む市町村に対して支援を今年度から新たに始められております。自主財源の少ない鹿島市にとって願ってもない事業であり、全国から鹿島市の取り組みが非常に注目されているところであります。

鹿島シビックセンター再整備構想を早期に着手し、着実にこの事業を進め、鹿島市の活性化を図ることが非常に重要であります。この機会を逃がすと、鹿島の発展はあり得ないと思っております。これまで10年ないし15年、鹿島のまちづくりは他町村からおくれていると言われております。これを早期に取り戻すために、そして、元気な鹿島が誕生するように、ぜひともこの案は通して成功させなくちゃなりません。

したがって、今回提案されている1区画146,419,127円でピオの3階、4階を区分取得するための財産の取得についての議案第58号については賛成といたします。よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

6番議員、伊東茂です。私は議案第58号 財産の取得について反対の立場で討論をいたします。

少し整理をさせていただきますが、昨年、平成24年6月にニューディール構想が発表され、当初、家賃を支払って公的施設整備をしていこうという大まかな案といたしますか、そういう

ふうな形からスタートをしていきました。少しずつ全貌が見えてきて、築30年過ぎようとしている建物の中に、3、4階高層の部分に子育て支援、高齢者福祉施設、コミュニティー施設などを配置したいという案。私たちは、ほぼ全員の議員の皆さん、そこで少し首をかき上げられたんじゃないかなと思っております。

昨年度、文教厚生産業委員会で視察をした新潟県の子育て支援の先進地視察、ここでは1階平家建てで、まず、考えてあることが子供への安全性、一目で全フロアが見ることができる施設、そして、もし危険時のために庭へと出ることができる広場、ほかのところも視察に行っていました。ほかのところではスーパーが撤退されたところ、そして、合併により庁舎があき、庁舎跡を利用した子育て支援施設、これも全て1階に施設を移してあり、安全性を重視されていました。委員会からも何回となく上層階への公的施設設置は反対をしてきたつもりです。

そういう中、ことしに入り、また方向性が少しずつ変わってくる。3月議会終了後、やはりこれは議員全員で調査をすべきだということで調査特別委員会を設置いたしました。そして、そういう中、4月には市長と語る会を開催していただき、この市民の皆さんにも、どうも内容を全て理解することができていなかった時点でしたので、執行部側から、そして、市長のほうから、この計画の全貌、そして、方向性というものを示されました。しかし、そのときは議員の皆さんも、執行部の皆さんも聞かれたと思います、計画の変更を話される市民の皆さん、多くの方がいらっしゃったと思います。そして、その後、今度は7月になって議会報告会を私たちは開催いたしました。その中でもやはり多くの市民の方が関心を持っていただき、この計画の今度は中止、そういうふうな意見が多く出てまいりました。

私たち議員は、しっかりと市民の声は受けとめなければなりません。きょうのこの審議、質疑、答弁の中でも、不動産鑑定書をめぐるとさまざまな疑問点は全く解消をされておられません。きょう長時間にわたり審議してきたこの内容、自宅のテレビの前で見ている市民の皆さん、小さい子供をお持ちのお母さん方、高齢者となっておられるお年寄りの方、その方々が本当にきょうの答弁で理解をし、もろ手を挙げてこの計画に賛成という気持ちになるのでしょうか。

今までの経過を少し説明いたしました、本当にこの鹿島市の公的施設をピオへ移転することに鹿島市民の反応は、なぜ今30年経過した建物、ショッピングセンターピオ、ショッピングタウンピオに12億円以上の事業費をかけ整備を進める根拠に疑問を持ち、現在、多くの地区で反対の声を上げていらっしゃいます。

先ほども述べましたが、市長と語る会では6地区、ほとんどの会場で反対の声を聞いたにもかかわらず、市民の皆さんの意見、要望を置き去りにして、当初計画にほぼ何も修正をかけるような状態のまま6月議会に上程。今年度25年度分の鹿島市の負担分の事業費594,800千円を反対議員6、賛成議員8の僅差での可決となりました。この僅差の可決、6人の議員

の否決の重みを全く無視するかのごとく、ことごとく重要項目にひた隠しをしてきて、特別委員会で反対議員の指摘を受け、ようやく資料は小刻みに提出されています。不動産鑑定評価書の完全版に、アスベスト使用に関する事項には人体に影響がないレベルと行政側は説明をされますし、それには封じ込める、そういうふうなことで安全性は確保されるとおっしゃいますが、それこそ市民感情を逆なでする、健康被害を軽視している、安全・安心がキーワードとなる現代社会に逆行する市政には、行政不信は市内全域最高のレベルまで達しています。

そして、ピオの竣工図をピオ側は持ち合わせておらず、建築確認申請時の内部仕上げ表が竣工図のかわりとなると、これも不可解な答弁をいただき、ますます私は不信感を増長いたしました。

6月議会で賛成をされた8人の議員の中にも疑問を持った方は当然いらっしゃるでしょう。もう一度考えていただきたい。この議案を可決すれば、鹿島市議会歴史上、最大の汚点を残します。鹿島市は中心市街地活性化の起爆剤になると、地方都市のモデル的事業になると、市民感情とは裏腹に大義名分を振りかざし、ごり押しにもほどがあります。市民の中には怒りを覚えていらっしゃる方も多くいらっしゃいます。

今回のピオ3、4階の取得額146,000千円の根拠にも理解しがたいと考えております。この議案を否決しなければ、私たちの子供、そして、孫への多額の後年度負担が確定します。私は断固反対の姿勢を貫き、この議案の反対討論といたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

12番議員の中西です。私は、今回の58号については反対をいたします。

先ほど伊東議員からも今までの経過の説明がありましたので、市民の皆さんも十分お聞きになったろうかと思っています。御理解いただいたものと思っております。

また、私はきのう、鹿島の若い次の次世代のリーダーたちが会合をしたのに出席をいたしました。賛成、反対、それぞれ意見があるけれども、いわゆる私は議会の基本条例にのっとった議会と市民が今後のまちづくりの手法には絶対欠かせないものと、お互いが主人公であるというふうな観点から出席をしてまいりました。非常にいい意見が出ました。改めて市民の皆様の意見をお聞きする機会を得て、私自身力強い思いがしたところです。その質問の中にも、かなり我々にとって考えていなかった質問も多かったろうと私は思っております。質問に対して答えるのが精いっぱいだったかなというふうに思っております。それぐらい鹿島の市民の皆さんは関心があります。特にまち部の人たちにとっては、声なき声があるというふうに私は感じました。賛成の声じゃありませんよ。このままでいかなものかという声なき声であります。それを痛感したところでもあります。そのようなことで、きのうは、いい、

私自身のこれからの政治活動に生かせるものというふうに思ったところであります。

そういう中で、今回、ピオの財産取得をめぐる仮契約の議案でございますが、私は心情的にまず自分の政治活動を行う上での信条として、お年寄りや子供たちをピオの3、4階に持つてくるということについては、私は政治の自分の理念として私は避けたい、そのように思います。いわゆる鹿島の大地と緑と風の中でお年寄りや子供たちは育てるべきものと私は信念を持っておりますので、今回のさまざまな例を出されました、伊万里の例も出されましたけれども、伊万里は人口がどうですか、鹿島よりかなり多いです。そして、まちづくりの協議会がある。鹿島には実際それを行っていく協議会は今ないと思っています。先ほど会議所とともに中央商店街の連合会の皆さんからの要望があったと言われておりますが、そこについては私の記憶によると、ピオについての物事は一切書いていないと思います。あくまでも中心市街地の活性化のための今のスケジュールをそれなりにしていってほしいという要望であったろうと思います。

こういう採決とか討論とかする前に、よく書類が出てくるものだなというふうに実は思います。前日も6月議会でも同じようなことが出てきたと思います。これは商工会議所の会頭からのお願いであったろうと思いますが、私たちも実際その意見は大事にします。大事にしますが、何となく誘導するような感じのやり方というものを私は感じます。きのうの若い人たちの意見交換のようなことではありません。一方通行であります。ぜひ特別委員会あたりに出席をいただいて、そして、しっかりした意見を述べていただければ、我々議会ももっともっとさまざまな立場の人の御意見を聞く機会を得れば、感じることもまた別にあるかもしれませぬ。でも、それがありません。

また、市長は自分の選挙に出たときの信念として、みんなでつくと、協働の社会をつくる、そのようなことをおっしゃいました。私は、今回の問題は鹿島を逆に二分する重要な課題だというふうに思います。人と人が怒り合うような課題であろうというふうに思います。その原因は誰にあるか。それは今のリーダーの樋口市長であります。昨年6月に鹿島ニューディール政策を発表した。松尾議員からいつも僕は恨まれますけれども、そのときにも議員全員の説明はなくて、役職についている人だけを寄せて、そして、説明をした。私がそれ以外の議員の皆さんにも声をかけて、書類がありますから、じゃ私から説明しましょうというお願いをしとった。でも、それもできないで終わりました。その後、市長は記者会見をしたりして、あるいは商工会議所に説明に行ったりして、今回のスタートになっております。

スタートした後の今の状況であります。先ほど伊東議員は一つの経過を説明されましたから、市民の皆さんも、議会の皆さんも御存じだと思います。いわゆる行政の手法は適正、適法でなければいけない。そのためには市民に対してもっと情報公開をする中で、そして、協働の下地をつくらなければいけません。総合計画を議会が通しているからということで済まされる問題ではありません。やはり重要な課題については、しかも、今回の鹿島ニューディ

ール政策は樋口市長の目玉であります。重要な課題であります。その課題を議会にも十分な説明をすることなく、そして、もちろん市民にも情報が流されることなく今に至っているということにあります。

企画課長は、佐賀県の問題とか中心市街地の問題で公的施設を移転することによって、それがあたかも中心市街地の活性化につながるようなことをおっしゃいますが、私は逆だと思っています。ピオへの移転は、もちろん僕は反対を6月議会、あるいはもう既に3月議会の1,000千円の補正予算について反対をしてきております。その都度、審議も十分慎重にやってきたと思っております。私が言う中心市街地の活性化にならないというのは、いみじくも企画課長が言われたけれども、県との関係と言われます。いかにも県がこの問題にかかわっているような言い方を、表現をされますが、私はこれは違う。県は県の考え方があって、現在、今、新世紀センターをつくって、そこに県の施設を誘致して残ってもらいたいという工作をされております。でも、まだまだ県もはっきりした形では十分な答えは出ていないと私は思います。したがって、そういう状況の中でピオへの公的施設の移転、いわゆる福祉会館の持つ機能をピオの3、4階に持ってきて、そして、それがすなわち中心市街地の活性化に結びつくと言われるけれども、私は一般質問の中でも言いました。まちは人と人が触れ合う中でできていくものであります。

議員の皆さん、1月5日のことも考えてみようじゃないですか。ピオの経営者との意見交換会をしました。そのとき私はいつも言うんですが、2つの点を言われました。1つは、自分たちからお願いしたことではない。1つは、坪400千円で買った。私たちは鹿島のために役に立ったようなことを言われる。こういう基本的に物事を間違っただような方たちが実際鹿島のリーダーと言われるならば、私はきのうの会議の次の世代のリーダーたちが本来のリーダーだろうと思います。

ピオは30年間営業をしてきた。そして、鹿島市内のいろんな商売熱心な人たちが集まって、あるいは外部からも来て、そして、集客もよかった。私から言えば、私が住んでいる浜町の寂れたところから見れば、何のことはない。その30年間、一生懸命もうけてきたんだろう。商売人だったら、そうだろう。じゃ、その間に自分たちの次のステップのことを考えて、金ぐらいためとけよ、何をやるかぐらいは決めといてよというのが私のような零細の小売業をやっている人から見れば、そのように思うわけでありまして。自分たちは30年前からもうけてきているわけです。鹿島の商売のリーダーとして一極集中でやってきた人たちです。そのために市内においても周りの商店街は寂れているじゃないですか。鹿島市はそれぞれの商店街の生き方を今提示していますけれども、周辺の商店街はやはり寂れています。ピオの一人勝ちであったと私は理解をするわけです。

そして、今回、さまざまな条件があったかもしれませんが、そのときになって、いや、これは市のほうから言われてきたことだからというような立場の人が、果たして今後まちづく

りの主人公になれますか。私はなれないと思います。そして、そういう人たちが行政と協力をしていくということを我々議会に一回でも表明していただきましたか。何もないじゃないですか。特別委員会をつくっても、委員長にいろんな申し出がありましたか。何もないじゃないですか。財務諸表の提出を受けた。受けたけれども、置いていくだけ。自分たちでしっかり説明すること、それさえもしていない。少しの資料は出したかもしれんけれども、本来、民と官がお互いに協力していく、それをつくろうというときに、一方が、いや、それは相手さんがしんさつことやっけんというようなことでは私はいけないと思います。そのために公的資金を利用して、また今度やるわけです。再生の手だてをするわけでしょう。しかも、経産省からも今度金が出ていくということになっています。いろいろ問題ありますよ、使い道については。逆に経産省は何しよっとねと私は言いたいんですけど、それぐらいの使い道があります。協同組合ですから、さまざまな公的資金を受けやすい、そういうものもあります。でも、それを構成する人はそれぞれ個人の営業をされておるわけであります。

そして、今回、私たちはピオの信用問題にかかわることなので、余りピオのことについては問題視してきませんでした。いわゆる行政の手法というものについて、手続のものについて、私は主に質疑をしてきたところです。お互いに一生懸命やろうと言っている、あるいはそれを樋口市政のもとでつくろうと言っている、民間のリーダーがそのようなことではよくないと思います。

何かの決まった後に、新町の皆さんに説明した、商工会議所のところに行って説明した、あるいはいろいろな会合のついでに物事を紹介した、それだけの問題じゃないですか。何も計画のつくる前に、何かしましたか。アンケートの調査を十分にしていない。市民部長はそのような意識が6月のときにあります。あるいは3月の時点でもあります。あるいは企画を担当している人たちも自分の殻に閉じこもって、何ら職員仲間でするのでもありませんでした。本来はこれだけの事業はもっと庁内に一つの調査をするところから始めて、そして、物事をつくっていく、そして、実施に移っていく、その作業を一つ一つこなしていかなければなりません。それをこなさないままに、いわゆる計画の後づけ、後づけになっているというのが私の感想です。

本来は行政というのは、おもてなしの行政をしなければなりません。その気持ちが私には通じてこない。いわゆる先走りになります。計画そのものが先走りになります。そして、今回、仮契約まで持ってきました。私たちが言っている、先ほどピオ以外につくるという、私は少なくとも中心市街地の中に適地があるんじゃないかということで提案もしておりますが、それも十分に検討されたものではありません。既にNTTとかの空き家対策のところは検討をしたようではありますが、私は一步譲って中心市街地の活性化になれば、その決まったヘクターの中での適地はあるんじゃないかということを提案しているわけですね。それを藤田部長は勘違いをして、今の位置というと3.1ぐらいかな、の広さになる。それをつく

ると、何十億円かになりますという話を単純にされました。物事の積み上げが全然ないままそれを発表して、それを市長と語る会なりで市民に説明をしているわけですね。そして、鹿島の市長と語る会の中で、ある人が、市民が、市長、具体的にこういうところあるじゃないかと言われました。市長は、私もよくわからないけれども、不適地というようなことで説明をされたものと思います。検討をしていないんですよ、検討を。駅から5分のところですよ。駐車場もいっぱいできます。まちの中に駐車場をつくるんじゃないかと、周りにつくることによって回遊性を増していく。これは都市計画の基本じゃないですか。それが無い。それが1つ。

だから、いろんな場面で私が質疑をしてお尋ねをして、この方法はしましたかということはかなりやってきましたよね。でも、それに対する十分な答えはありませんでした。単に机の上で平米掛ける坪幾ら、平米幾らで掛けて、ああ、これは高いですねという報告しかしていない。それが今の総務部長です。

そして、今回の財産取得について、私は、大臣登録、知事登録の問題を含めて、福岡の県庁にこの前も行ってきました。確認をしてきました。というのは、その登録の申請書がどういう形で出ているかということで確認を改めてしてまいりました。それは知事登録であります。大臣登録ではありません。そのかわり、その書類を見る限り、佐賀とか、熊本とか、鹿児島には支店があるという表示はありません。しかし、一方で、鹿島市に出された指名参加願をチェックしていくと、福岡県知事の番号です。しかし、佐賀支店、鹿児島、それぞれ支店が複数であったことを私は記憶しています。実は指名参加願、私、情報公開条例で取りましたから、財務内容から全て書いてあります。財務内容は黒塗りでございますが、そういう支店はどこにある、そして、何を希望しているかということがあります。その会社は測量から、不動産鑑定士から、何か建築士から、いろいろ仕事のパターンを持っておられます。だから、恐らくそういうことでごまかしをされたんじゃないかと、副市長は十分認識をしなかったと言いますが、多分認識できないような書類ということになります。そして、今、指名をする場合には希望をとりますので、全ての希望にコンサル業務の中にその会社は2という番号であります、2というのは、登録をして、そして仕事をもらいたいという希望をしているということになりますので、恐らく不動産鑑定士の業務について登録はありません、でも希望しますと、ただし年間契約については入札、契約、そして工事の施工——工事の施工ということは、業務の施工までできるというふうになります。ある意味では、単なるケアレスミスではなくて、いわゆる先ほどから問題になっているように、入札業務そのものの信憑性が疑われてくるということになります。これは予算が1,000千円以下でしたから、副市長が指名審査委員会を開かない物件だったということになりますから、上のほうにまで行っていない、途中で決裁されているということになると思います。

そのようなことで、私は今回、いわゆる先ほど質疑の中で、9分の中で、この業者につい

てはいわゆる前には指名停止の期間とか、そういうのがあるということを僕は具体的に言ったんですが、それについて市長は信用がないと言うたから言ったんだということを言われました。改めてこの議事録を紹介しますと、趣旨はよくわかりました。1つだけ私が気になるのは、一定の手続を踏んで、一定の手続ということは、適正適法な手続を踏んだということだろうと私は理解します。そして、物事を頼んだ、物事を頼んだということは、不動産鑑定士の業務を頼んだということになります。業者がこういう公式の場、公式の場というのは7月23日に開かれた特別委員会の場合であります、私がそういう特別委員会で信用できないという議論があったということになると、当事者はどう反応されるかわかりませんが、市役所としては業種の業務、不動産業務の上の信用にかかわるので、それについては私どもなりの調査をしたい。そこまではいいですよ。指摘をして、調査する、これは役所の仕事ですね。でいいんですが、その過程で業者からどういう反応があるか自信がないが、業者には正確に伝えたい。いわゆる特別委員会で私が質問したこと、市長が答えたこと、あるいは執行部が答えたこと、そういうものを業者に報告するというわけです。わかりますか、この意味が。議会であったことをわざわざ報告するというわけです、業者に。一業者にですよ。普通、執行部はそういうことはしません。情報公開をしない人間が特別委員会であった話を特別に一業者に伝えるというわけですよ。市長が言う正確にということとは、私が信用できないと言ったことを言うというわけですね。私は正確に伝えてくださいねと言っているのは、正確にということとは、そういう事実があったということですよ、それも一緒に本当ですか、どうですかと、そういうこともあわせて伝えてください、そうしていただかないと、私に対して民間の業者からの名誉棄損で訴えられる、そういう場合も出てくるからということで私は言っているわけですね。で、きちっと説明してくださいねと言っています。

結果はどうでしたか。実際、登録とか、私は大臣の登録が必要だと思いますが、実際、知事の登録を受けたまま仕事をしているということになります。指名参加願には恐らくどういふつもりで出されたか、その真意はわかりませんが、私は会っていませんから、役所の書類を見ただけですからね。わかりませんが、自分のところは仕事ができる、ただ、うちの指名をもらったり契約をしたり、あるいは業務を遂行していく上での何か私を持っている指名参加願の実態とはちょっと違うのかもしれないねという危惧を持っています。

そして、そういう危惧を持つ不動産会社が結局仕事をとって、契約をして、そして、7月10日にはもう既に支払いも終わっている。ただし、契約工期は11月の末ぐらいまで、ちょっと正式に覚えていないが、それぐらいまでまだ契約工期はある。契約工期がまだあるのに、金を全て払っていいのかという問題もあります。普通、建設工事の場合は、前払い金、中間払い、そして最終払い。小さい工事は前払い金なしとか、竣工払いだけとかいうことがあります。そういう意味で、いわゆる支払いそのものもおかしいというふうに言っているわけですね。でも、それは工期が延びていようが何しようがいいですよというふうなことですね。

そういうふうにおっしゃる。

そして、もう1つ、少し前に戻ってみれば、入札をした、1,000千円の予算だった、そして、随契をして2つの契約があった、それを合わせると1,070千円ぐらいに恐らくならないかなど、消費税入れてなると思いますね。1,000千円の予算に1,070千円出しているわけですよ。こういうことがあっていいのかと。そして、またまた1,000千円の予算は4月の我々が当初予算には入ることできなかったから、1,000千円はどこか建設課かなんかのそれから要するに、副市長は流用をしたと言っている。それは間違いないと思いますね、流用をした。じゃ、僕としては行政の仕事の仕方としてそういうふう流用するのが常にあるんですかということにもなります。だから、しっかりした説明を私はいただいていると思っておるわけです。

もちろんこれ私、市長のこの中で私はこれは逆に市長から僕は文句言われたなというふうにいるわけですね。だから、名誉棄損になりますから、しっかり言ってくださいねということと言っているわけね。市長は信用がないからと言ったからと言うけれども、まさに根拠としては指名停止のあった事実を僕は言っているから、「見ましたか」と。そしたら、副市長は「見ました」と言っているわけでしょう、その後。いわゆる「調べましたか」と言ったら、「調べました」と言っているわけですね。

だから、私が言う行政の適正な手続というのは、これは基本なんですよ。市民とお話をするときなんかも、それは基本なんですよ。そういうものを抜きにした行政のやり方は、私はとてもじゃないけれども、今回特にそういうものを感じました。で、私は反対を言っているわけですね。契約が有効とか無効とかいうお話を行政はされました。有効である。民法上有効である。それは契約だけを見るから有効なんです。お互いに印鑑を押して印紙を張って、そして、つくっているから、仮契約そのものは有効なんです。私たちが言っているのは、契約をするまでのいろんな過程、した、あるいは契約をした後のいろんな心配事、現にアスベストの問題はどうですか、あるいは150,000千円払った後に、相手さんの都合でいろんなことが出てきたらどうしますかというようなことをいろんな言っている、心配しているわけですよ。

だから、私は政治を志す人間ですから、140,000千円の仮契約書は有効、無効というのは、僕の賛成、反対の結論には関係ないんです。逆に関係ないんです。でも、その前の過程とか、その後の過程とかということが、きちっと行政が説明していかなければ、この契約は、この契約はですよ、政治的に判断すれば、おかしい、効力はないというふう言うわけですよ。だから、私たちはそのように言っている。行政は民法上の問題だけ言うから有効ですよ、それは当たり前でしょう。これを無効と言ったら、もう仮契約そのものがもう契約書になっちゃうわけですからね。その違いをわかっていない。行政の方はわかっていない。だから、説明責任が要りますよって言っているわけですよ。だから、私は仮契約に第10条に書い

であるけれども、ここに書いていない部分についてはどのような措置をしていくんですか、アスベストについては附帯の契約書の中に入れ込んだらどうですかということも言っている。でも、そういうふうに議会からの指摘があって、アスベストについては市長の最終的な考え方も入れてあって、いわゆる安全・安心まで持っていきましょうと、この問題については。そういう意味で確認書ができていますよ。確認書はいいわけですよ。当然。今、アスベスト1、2、3と言っているけど、3もいいんだとかというようなことですからね。だから、市民の皆さんアスベストについては安心して下さいと言っているわけですね。でも、今そういうふうにいるんなうわき話が飛んでいるから、市長はそれだけではなくて、今後の取り組みにおいて、要するにてんまつ書にも書いてあったように、安全・安心のために私はもう一回やり直すということじゃないけれども、十分注意して取り組みたいと言っているわけですね。だから、それは了解するわけですね。

ただ、私からもう1点あるのは、先ほど松尾議員とか言われましたが、やはり相手さんのあることです。契約はですね。相手さんのあることです。その相手さんが何か不慮の事故があった場合に、この仮契約書には具体的には何らうたってありません。確かに将来におけることだから、全てを網羅することはできないかもしれん。だから、そういう意味では、ちょっと無理があるかなと、契約書に全部うたうのは無理があるかなと思うけれども、そういう努力をしようとしなさい。行政が努力をしようとしなさい。あくまでも契約書有効ですよと言っている。そこに私は行政に対する不信感があり、信用できないと言っているわけですよ。最終的には反対をせざるを得ない。これは政治家の務めですよ。民法上の問題で有効だから賛成、無効だからどうのこうのと言っていることじゃない。そういうレベルじゃない、この問題は。

ひいては皆さんが言うのは、中心市街地の活性化のためにこの事業は必要だと言っているわけですから、なおさらですね、将来においての担保をとるようなことをしなきゃいかん。だから、何でこのような契約書になっているかということ、1月5日の我々の勉強会にさかのぼるわけですね。あくまでも行政がお願いに行くと言う。向こうは待っている。いろんな条件出せるじゃないですか。僕は信用はしますよ。信用はしますが、取引というのはそんな甘いものじゃない。そのように思っているわけですね。取引ですよ、これは。普通ならば、アスベストの話があれば、物は買いません。150,000千円も出して誰が買いますか。しかも、30年たって修理費に5億円近い金をまたつぎ込みにゃいかん。そして、きょう話を聞くと、雨漏りがしている。商工観光課長が言うのには、天井の屋根のほうをしますと、これはピオの負担ですというふうなことを言う。だから、もう少し素直になって説明をしていただきたいというふうに思います。

しかし、今の時点では私は反対をします。それはこのことが鹿島を大きく二分していく、そういう事件だからです。それを僕は心配をします。市長は一つになって頑張ろうと言ってくれるけれども、みずから2つにしているじゃないですか。そういう責任は感じませんか。それが市

長に不足しているところ。市長と語る会も本来なら、我が就任してからたまにするのが政治家の役割ですよ。それをこの問題が出てきてから市長と語る会をしても、相手は何だって、ピオのことだけだって、それ以外は何も言われんとなどというのが市長と語る会の皆さんの感想でしょう。そういう意見もあったでしょうが。だから、政治家として、リーダーとして何をやってきたかということです。それが今問われているんです、この問題で。だから、私に対してこういう次元の低いことを言う。悪く言うと、人をけなす、そういうことになるわけです。だから、私は名誉棄損になりますからということを行っているわけですね。そこまで言わないと、僕は防御できませんから、そこまで言ったわけですね。

まあ、そのようなことで今後市民の動きはそれぞれまたあるでしょう、議会の結果を受けてですね。そして、市長は4月の選挙に出ると言われていますので、私は少し緩めて、そして、選挙という手段で2つになった市民の意見を自分の選挙で自信を持って市民に訴えかけをして、そして、選挙に勝って、それで遂行していきゃいいじゃないですか。それが私は政治家としての本来の役割だと思えます。

長くなりましたが、そのようなことで私は自分の思い、自分の政治家としての信条ありますと、子供たちを3、4階にやるようなことはできません。これは理屈はなし、理屈抜きです。そのために僕は対案を出しているわけですから、対案を出したわけですから、それを何もしなかった、検討しなかったということですから、そういうことになります。今回の二分するような世論形成をつくってしまったのは市長ですから、今度の4月の選挙で思い切り市民に訴えかけをしていただいて、そして、自分の政策遂行のための力をつくっていただければ、それはそれとしてまた一つの結論かなと思えますし、逆になれば、逆の結論になるのかなというふうに思っているわけですね。これが政治家の卵としての意見でございますので、私は今回の議案については反対をいたします。

終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありますか。4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

4番議員の竹下勇です。私は、議案第58号 財産の取得についてに対し、賛成の立場で討論を行います。

今回、仮称市民交流プラザ整備のための財産の取得が提案されました。私は6月議会において、市民交流プラザ改装のための実施設計や財産取得の費用を含む補正予算に賛成をいたしました。そして、その補正予算は可決をされています。議案第58号の財産の取得については、市民交流プラザ整備のために取得される不動産の価格や物件が適正かどうかを判断するものだと思いますが、物件については6月に判断をいたしましたので、価格について判断するものであると解釈をしています。

今回の財産の取得価格は、不動産鑑定評価に基づき算定された単価と鹿島市が占有する面積から算定されたものであります。指名の段階で不手際が見られましたが、契約そのものは有効であり、算出結果は適正ということでありました。自前でできない業務は委託をするわけですが、委託業務の成果品である不動産鑑定評価書に内装材としてアスベストの使用が疑われるため専門家による調査が必要であり、最も影響が大きい材料、レベル1と言われているものですが、使用されていた場合、その場合は鑑定評価を減額すべきという内容の注意書きに相当する文面がありました。今回、このことに対して多くの時間と労力を要しましたが、本議会で審議する前に、資料提出と説明、質疑応答、さらに資料の要求と積み重ね、飛散の危険性が高く、撤去が義務づけられている、いわゆるレベル1の使用は認められず、アスベストを一部含む建設材も9月13日現在では使用されている部分はないと説明があり、万が一アスベストを含む材料が使用されていた場合、撤去、交換を行うという方針が示されました。その後、検査の結果が市に通知され、9月25日に議員全員に説明が行われ、レベル3相当の成形建材を使用している部分があり、今回の改修に合わせ撤去されることになり、通常の工事費より経費が増加する場合は組合が負担すること、それと、組合が工事する部分も撤去、改修することを確認書の形で確認をしたという報告がありました。

議員はみずから調査研究をする場合もありますが、事務的な部分は行政、つまり市の職員が調査し、検討を加え、資料としてまとめ上げ、それを正しいものと信じて判断をしていきます。今回は初めての取り組みということや一部担当課に業務が集中したこともあり、私たち議員への説明や資料提供に不満なところはありませんでしたが、きょうまでに判断できる内容となりましたので、私は議案第58号に賛成をする判断をいたしました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありますか。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

13番松尾です。ただいま出されております58号議案には反対をいたします。

私はこれまでも、これに関係する案件には反対をしてまいりました。これまで反対討論なさった方たちのダブる面もあると思いますが、私なりに討論に参加したいと思います。

昨年6月、鹿島ニューディール構想が発表されました。鹿島市は公的施設の老朽化と中心商店街の活性化の取り組みを提起しました。

まず、県の総合庁舎の問題が出され、商店街の活性化がないと、総合庁舎が市外へ移転することになるということで、突然、ピオへの公的施設の移転が出てきました。そして、その事業を急がせなくてはいけないということです。さらに、公的施設の移転、つまり3、4階に子育てセンターや老人施設を入れることが発表になりました。この発表がなされるや、市民の間からは間を置かず、約10億円という税金をつぎ込んで、なぜピオに入居しなくてはいけないのか、また、3、4階に子供や老人をいいのか、そういう大きな反響の声が寄せら

れました。議会の中でも、福祉施設が3、4階でよいのか、ピオとの関係がどうなるのかなど、疑問が山積みしました。3月議会でいろいろ議論する中で、公的施設ピオ入居についてはもっと研究をする必要があるということで、3月25日、3月議会の最終日でしたが、鹿島ニューディール構想特別委員会が設置されました。6月議会までに3回の委員協議会、5回の特別委員会を開いて取り組んできました。その間、委員会の中でやはりまず出てきたのは、なぜピオなのか、総合庁舎との関係はどうなのか、リノベーション事業とは、老人、子供の福祉施設が3、4階でいいのか、工事主体は市か、ピオなのか、駐車場の確保はどのようになっているのか、事業費は高過ぎるのでは、ピオの納税問題は、事業計画の基本は大学に委託されたが、今後は鹿島市内の業者へ、また、取得価格が250,000千円から150,000千円に変更がなされたのはなぜかなど出されました。6月議会に予算の提案をするということだが、もう少し議論をしてから提起してほしいなどの意見も中間報告の中で出されました。その間もそういう議会の動きの中でも市民の中にもいろんな動きが出てきました。福祉会館が老朽化し、改築が必要なことは誰もが認める。しかし、それをピオ3、4階に移設することはほぼ全員が反対し、賛成の意見は全くありません。なぜピオなのかについては、市は有利な国の補助が得られそうだからと説明したが、これだけで市民の説得力はないなどなどの意見が流され、大きな広がり、反対運動が盛り上がりました。議会はもちろん、市民の中からもっと市民の意見を聞くべきだという声が出され、市内6地区で市長と語る会が開かれました。市民の間からは賛否の声が出されましたが、反対の声が多かったのが事実だと思います。ただ、市民の声を聞くこともできたかもわかりませんが、市側はピオありきで、事業の説明としかとれないものだったと思います。

さて、特別委員会の意に反して、6月12日、補正予算が追加提案されました。そして、補正予算は8対6という形で606,826千円採択をされました。もちろん私は反対をいたしました。これまで提案されてから議決されるまでも購入価格が250,000千円から150,000千円へと変わるなどの計画の変更などが二転三転しました。そして、その後、もっと大変な事態が持ち上がったことです。

その1つが、鑑定評価業者の問題です。

この会社は福岡県と佐賀県に事務所があり、本来なら、国交省に必要書類を出して登録しなくてはならない会社が国交省に登録されていないことが明らかになりました。市財務規則には、無効入札という項目、第121条「次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする旨入札前に公表しなければならない。」ということがうたわれていますが、その一番初めに「参加資格がない者」とあります。これを見ますと、当然、国交省に登録されていないならばならなかったにかかわらず、登録されていなかったということは、これは参加資格がないものだと私は判断をします。私は、まず入札については国交省に届けなくてはならない会社がそれをやっていなかったということは、参加する資格のないものと理解をします

が、それに対して副市長は陳謝はされましたが、不当な鑑定でないからということでこのまま採用する旨の発言をされました。これまで全ての問題で疑問などが出されてきましたが、こちらの意見をまともに受け入れるのではなく、みずからの都合のよい解釈で答弁をされたように受けとめました。この件については弁護士に相談するという答弁が最初ありましたが、後の答弁では、弁護士に相談をしましたということです。どうであろうと、この評価を私は無効だと言い切ります。

アスベストの問題です。

市は6月の段階で、鑑定評価書でアスベストの件をキャッチしておりました。鑑定評価書には3ページに、御提示の竣工図によれば、当該建物、つまりピオの一部にアスベストが混入されている吹きつけ材が使用されていることが確認されたと書かれております。ところが、議会に対しては、この文章の載った部分は提出せず、一部わずかだけ提出されました。そして、議会から指摘をされて出され、その書類を見て私たちは驚きました。市当局は6月にこの事実を知りながら、議会には8月末に、それも議会から催促をされて提出されたのを見て私たちは知ることになったわけです。6月補正前にこのことが明らかになっていれば、6月補正での結果が変わったこともあるのではないかと私は思います。人体に非常に危険をもたらすアスベストの存在を議会に隠したことは、これは議会に対する背信行為、つまりこれは市民に対する背信行為の何者ではないと私は思います。

アスベストについては、1から3レベルとあり、今、レベル3だから問題ないかのような答弁がなされておりますが、しかし、レベルが何であろうとも、市民はアスベストということについては心配を拭うことはできません。もちろん最悪の場合、ピオが金を出すとされていますが、ピオが金を出すとか出さないの問題ではありません。

さて、今回の議案がピオを一部買い取るにふさわしいかどうかの審議になってはおりますが、それを議論し、結論を出す前の段階で、まだ疑問点、また、法に触れるのではないかとという問題があります。今回の事業によって、まちが活性化されるということが盛んに言われています。しかし、本当にこのことによって活性化されるのでしょうか。もともと鹿島市商店街がこのような状況になったのは、大型店舗がどんどんつくられました。鹿島市では、ある時点では県内では大型店舗の面積が一番広いところだと言われました。規制緩和の名においてどんどん進められたんです。多くの方が規制緩和をはやし立てました。しかし、私は今に大変な事態になる、当時そのことを指摘しました。

そのような中で、中心市街地と言われる今の新町、西牟田はもちろんですが、市内あらゆるお店が潰されました。30年前、ピオが建設されたときは、確かに景気もよく、1次産業も盛んで購買力もあったと思います。ピオは商店街の中心としてにぎわったのは間違いのないことです。ところが、先ほども述べたように、周辺の小店は次々と閉鎖されていきました。もちろんピオだけの影響ではありません。Aコープを初め、大型店舗の影響が市内全体の商

店街をだめにしました。そのような中で第1次産業の不振が大きくなり、その影響は購買力を大きく低下させてきました。ピオが今のような状態になったのも、市内の経済力の影響があることは間違いがありません。今回の事業は、市がピオにお願いをして進められたものとピオのほうから聞きましたが、今の執行部のやり方からいけば、ピオも迷惑ではないかと思えます。いろんな問題点が出て、財政的にも次々と負担がかさむというような状況が生まれているのではないのでしょうか。こういうことになると、ピオ自身も厳しい中でさらに財政をつくっていかなくてはいけない、こういうことになると、それこそ大変なことになります。

これからの鹿島市の経済は、ますます落ち込むことが考えられます。まず、第1次産業の伸びは望めません。特にT P Pも控えております。物価値上げ、消費税増税などもあります。高齢化も進むばかりです。こういう状況の中で公的施設をピオに入れても、商店が行き詰まりを見、後の面倒を市が見なくてはいけないということも考えられるのではないのでしょうか。

私は議員になって42年になりますが、このように審議を重ねたことは初めてです。また、延会をしながら審議をしたのも初めてです。もちろん新幹線の問題のときがありました。これもいろいろと論議がなされましたが、これとは全く違います。この間の問題では、市民の中でも個々にいろんな調査をする人、署名を集める人、さまざまな反対の取り組みをする人、また、住民訴訟の準備もされている事実があります。私のところにも3月ごろからこれまでひっきりなしにと言っていていいでしょう、電話や家においでになって多くの市民の人から、何とかしてくれ、税金の無駄遣いは許せない、福祉施設を3、4階は許せない、アスベストの疑問があるそのピオに子供やお年寄りを入れることはできない、何とか食いとめてほしい、何とかやめてほしい、こういう声が続いています。ただ、今回、私は賛成の人からの意見は一つも聞いていません。

私たち議会は1月、ピオの皆さんから声を聞かせてもらうためピオに行きました。しかし、残念ながら、組合の方は全て出てきていらっしやいましたが、一部の人の意見しか聞けませんでした。その後、組合皆様の意向を知りたい、本当に組合全員の人たちが頑張っていていこうという気持ちがあるのか、そういうことを聞きたいために、私は理事会の議事録を要求しました。ところが、いまだにその議事録の提出はなされておられません。ですから、組合員全ての人が本当に希望を託されて今の問題に取り組んでいらっしやるのかどうか、私にはわかりません。さらにピオ当局から、これだけ問題になり、いろんな問題が言われている中で一回も議会に対して、私たちも頑張っていきます、何とかしてもらえないのでしょうかと一言もありません。なぜなのでしょう。私はよくよく考えましたが、恐らく市からの要請ということで、そんなことせずにも実現できるというお考えなのではないのでしょうか。それとも、市当局が大丈夫だと、絶対実現できるからという、そういうお墨つきを出されているからでしょうか。私は、どうしてもこの辺が納得できません。

いろいろ申しても時間がありませんので、結論に移っていきたいと思いますが、私は鹿島市のまちづくりというのは一部の満足でなく、全ての市民が派手でなくてもいい、ほかの市町村と競争しなくてもいい、鹿島市民全てが鹿島に住んでほんなごてよかったと言えるようなまちをみんなで作ることだと思います。

私は今回の一般質問で、市民の大切な税金は一部のためでなく、多くの市民が納得できるように使うべきだという意見を述べました。具体的に国保税の引き下げや老人住宅、生活保護者へ手を差し伸べること、住宅リフォーム助成制度の実現などを訴えました。これだけでもピオの全体に使う一部を使ってでも実現できることだと私は述べました。私は、このような本当に一人一人が納得できるような、そういう政策を早く取り組んでいただく、そして、これからのまちづくりをみんなでやっていくという立場に立っていただきたい、市民の大切な税金を無駄に使わない、そのことをしっかりと受けとめていただきたいということを望みまして、今回の議案に対する反対の討論といたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。9番福井正議員。

○9番（福井 正君）

9番議員、福井正でございます。議案第58号 財産の取得について賛成の立場で討論いたします。

国のリノベーション事業は、中心市街地活性化のため、交通及び生活インフラが整備された中心市街地の既存の建物等の整備に補助を行う事業であります。鹿島の中心市街地は交通や上下水道、道路等が整備されており、人口も多く、まさにリノベーション事業による国の補助に最適な場所であります。

今回、ピオの3階、4階の建物、土地を取得し、整備することは、国のリノベーション事業の対象となり、国の交付金が50%、起債借り入れの償還金の20%の補助があり、市の実質負担は41%であります。また、市が財産を取得所有することで権利を獲得し、使用し続けることができるのであります。

中心市街地以外に新たに土地を求め、新築すべきという意見もありますが、新たに土地を取得し、必要な規模の施設を建築するとしたら、土地の取得や建設に現在の予定価格の2倍以上の費用がかかるのではないかと思います。国からの補助が見込めないとしたら、起債の増加による一般会計の負担や基金の減少につながり、市の持ち出しが増加することで財政負担が増加するおそれがあります。市民交流プラザ整備に当たって、リノベーション事業を活用した財政上の負担が少ない施策を施行することが将来負担を減少することになります。

アスベストに関して、25日の全員協議会で執行部より、最新の調査結果の報告がありました。それによりますと、危険度が高いレベル1、レベル2のアスベスト等危険物は存在しな

かったことが調査機関により証明されています。一部にレベル3の固形物0.1%含有があったが、通常の使用には支障がないとされております。市としては、今後、最大限の安全対策として、これらも除去することを言明されており、アスベストの将来の安全性に問題はなくなると思います。

市民交流プラザ整備は、子育て中の方や青少年、高齢者までが集える施設で、あの広いスペースを活用したさまざまな事業の展開ができる施設だと思います。また、防災面からも災害時の避難施設として必要な施設であり、中心市街地活性化に寄与する施設であります。

よって、議案第58号、財産の取得条例案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

14番松本末治です。私は、議案第58号に対して賛成の立場で討論をいたします。

鹿島市ショッピングセンター協同組合への現時点での風評被害は大きいものと私は考えます。過去においては、スカイロード商店街整備事業で約300メートル、30億円の投資、さくら通り商店街整備事業、約100メートルで10億円の投資、これによって道路、景観は完備されているものと思います。今後、ますますのバリアフリー化の完備が必要です。中心市街地活性化策が平成11年、19年と挫折をされているということでもあります。今回は三度目の正直としての成果を期待するものであります。

そのあらわれとして、要望書が鹿島商工会議所、鹿島市中心商店連合会から来ております。これについてかいつまんで御紹介をいたします。

今回、市当局が提示された中心市街地の活性化策である鹿島ニューディール構想は、長年の念願でありました佐賀県南西部地区での中核都市の位置づけにかなった構想であります。中心市街地を初め、鹿島市の商工業の発展には官民一体となった活動が不可欠であると確信しております。このたびの鹿島市シビックセンター再整備構想は、失われつつあります中心市街地の機能回復と、特に高齢者や障害者を持つ方や子育て世代を中心に、安全で暮らしやすいまちづくりにふさわしい施策であると考えます。今後とも計画に沿って推進されることを切に要望します。これは鹿島商工会議所です。

同じような内容でありますけれども、これもかいつまんで紹介いたします。

少子高齢化に伴う人口減による地方都市のまちづくりの施策として「コンパクトシティー構想のまちづくり」に対して支援を展開しております。

今回、市当局が提示された中心市街地の活性化策である「鹿島ニューディール構想」は国の施策に合致するものであります。また、長年の念願でありました佐賀県南西部地区での中核都市の位置づけにふさわしい構想であります。

先般の市議会において「鹿島ニューディール構想」の推進について議決する運びとなったことは、中心商店街にとって喜ばしいことであります。

我々中心商店街は、中心市街地に立地する医療や介護、金融等々の既存の施設と連携をとり、とりわけ、高齢者や障害を持つ方や子育て世代を中心に、安全で暮らしやすいまちづくりに寄与することが使命であります。

このたびの「鹿島市シビックセンター再整備構想」は、失われつつあります中心市街地の機能回復と中心商店街の活性化には重要な構想であり、ぜひ実現に向けて実行していただきたいという要望が出ておることを踏まえ、私は賛成討論といたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 財産の取得については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第58号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。午後9時10分から再開します。

午後9時 休憩

午後9時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件の追加提出がっております。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成25年度7月分の出納検査に関する報告がっております。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案の追加上程であります。議案第65号、議案第66号の2議案を一括し

て上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

長時間にわたり、また、熱心な御審議をいただきお疲れさまでございます。本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重に御審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

追加議案について御説明を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件2件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

まず、議案第65号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員でございます堀政海さん、任期が平成25年9月27日、本日でございますが、満了することに伴い、後任者として大塚信一郎さんを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第66号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、中島丈夫さんの任期が平成25年10月10日をもって満了することに伴い、引き続き中島丈夫さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

お諮りします。議案第65号、議案第66号の2議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号、議案第66号の2議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第65号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第65号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第65号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、大塚信一郎氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第65号はこれに同意することに決しました。

日程第4 議案第66号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第66号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第66号 鹿島市教育委員会委員の任命については、教育委員会委員として中島丈夫氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第66号はこれに同意することに決しました。

日程第5 議案第43号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月12日の本会議において決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成25年9月18日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

決算審査特別委員会

委員長 橋爪 敏

決算審査特別委員会審査報告書

平成25年9月12日の本会議において付託されました、議案第43号「平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は、9月17日に現地調査を行い、18日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員会の審査経過及び結果について委員長報告を求めます。決算審査特別委員長橋爪敏議員。

○決算審査特別委員長（橋爪 敏君）

皆さんこんばんは。決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定については、9月17日、多良岳オレンジ海道配水管新設工事の説明を受け現地調査を行いました。

9月18日には、市長、副市長、担当職員出席のもと、平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、植松代表監査委員より、決算審査の意見書に基づく監査報告があり、審査の方法、審査の結果、事業の概要、予算及び決算、経営成績、財務状況の説明がありました。

平成24年度鹿島市水道事業会計決算については、財政状況や経営成績等から見て、堅実な経営がなされているものと判断した。

まず、最初に収益的終始について。

平成24年度の水道事業会計決算における収支差額は、37,543,959円の純利益となったが、前年度と比較すると純利益は64,886,164円減少した。純利益が大きく減少した主な理由は、本年度、中木庭ダム使用権取得費を建設仮勘定から本勘定の無形固定資産（ダム使用権）に振りかえたことにより減価償却を開始したためである。ダム使用権に係る今回の2年分の減価償却費は、平成23年度分が過年度損益修正損として29,120,586円を計上され、平成24年度分は減価償却費として同額の29,120,586円が計上されている。

有収水量は、前年度と比べて0.9%減の244万530立方メートルとなり、給水収益についても前年度比1.2%減の496,113,581円となり、いずれも過去10年間で最も少ない量及び金額となった。その最大の原因として、節水型設備の普及や節水意識の向上により、家庭における水の使用量が減少していることが考えられる。

また、本市の行政区域外給水区域であった嬉野市平山地区が、平成25年1月、嬉野市からの給水に切り換えられたことも、今後の有収水量及び給水収益が減少する要因となることが予想される。

有収率については、前年度と比較して0.5ポイント上昇したものの、県内事業者の中では低い水準にあり、その原因等をつかむために、平成24年度から漏水調査及び水源地の電磁流量計取りかえに着手されている。

また、年々増加傾向にある水道料金の未収金は、前年度比10.7%増となっており、負担の公平性を確保する観点からも、引き続き収納率向上に向けた新たな方策を考え、確実に未収金を減らすような努力をしていただきたい。

次に、資本的収支について。

平成24年度の資本的収入については、他会計出資金、工事負担金、固定資産売却収入を除いた科目で前年度よりも収入増となり、前年度より26,629千円多い87,525,500円となった。

一方、平成24年度の資本的支出については、前年度よりも30,303,256円増の343,238,049円となった。このうち、機械・電気・計装設備等更新事業として、平成23年度に引き続き水道庁舎監視装置更新工事が実施され、これにより、市内全ての水源地と配水池において遠隔監視システムの整備が完了した。

また、平成24年度は、市道高津原公園線や多良岳オレンジ海道などの配水管新設工事費の割合が改良費の中では例年に比べ大きなウエートを占めている。

資本的支出の主な財源は企業債であり、歳入不足については、減価償却費や固定資産除却費として内部留保した損益勘定留保資金等で補われているが、通常の配水管更新工事に加え、今後は大規模な投資事業である久保山配水池築造工事も予定されており、事業がこのまま進めば平成28年度に企業債償還のピークを迎える状況となることから、しっかりした中長期的な財政見通しのもとに水道事業に取り組むことが何よりも重要であると思われる。

今後は、平成26年度の新会計基準への移行に適切に対応し、引き続き効率的な事業経営に努力するとともに、安全で良質な水の安定供給により住民に安心感を与え、市民生活の向上と福祉の増進に寄与していただくよう要望するとの報告がありました。

次に、委員会審査における質疑の主なものについて、以下、概要を申し上げます。

質問 棚卸しの資産購入費、限度額の8,000千円に対し3,518,468円となっている。購入の内訳は。

答弁 水道の使用料を決定する水道の使用量をはかるメーターの購入金額等である。この差額が発生している原因は、これまでは修繕メーターという価格の安いメーターを購入してメーターの取りかえを行っていた。このメーターが製造中止になり、新品のメーターを購入することとなったが、この代替メーターということで、バーターメーターというメーターが製造されることになり、購入価格が安くなった結果、この差額が発生した。

質問 供給単価は63銭ほど減少しているが、給水原価が一気に13円45銭増加しているがどういうことか。

答弁 まず、給水原価が増加した理由の主な要因は、ダム使用权の減価償却費の2カ年分を計上したことが原因である。

質問 水道事業の工事費やテレメーター装置購入等の落札率は。

答弁 全体の落札率は95.1%となっている。最低が67.7%、最高が100%である。

質問 現在使用中の水道監視管理システムは、新世紀センターに移設できるのか。

答弁 水道課が新世紀センターに移動、移設になれば、既存の装置を一つ一つ移設して切りかえていく考えである。

質問 24年度からダム関連の費用が支出されている。2カ年分支出しているのに、25年度は純収益30,000千円ほどふえるのか。

答弁 24年度のダムの使用权の減価償却は23年度、24年度分であり、2カ年度計上している。今後残り53年で償却していく。単年度の償却は29,000千円が単年度計上である。

質問 検満メーターの取りかえと古い機種への扱いは。

答弁 検満メーターの取りかえは、計量法で水道メーターは8年間でメーターを交換となっている。その取りかえは毎年発生する。バーターメーター購入の場合、新品メーターとの差額を評価益という。

質問 取水量や配水量の把握のための電磁流量計の取りかえ計画は。

答弁 電磁流量計の交換は24年から始め、26年度で一応終了する。

質問 オレンジ海道の活性化施設への給水管布設、全体事業費の見積もりは。

答弁 予算では、全体事業費が39,000千円、恵能大橋、25年度に源太郎大橋、そのほか埋設、増圧ポンプを1基である。

質問 ダム使用権の取得に係る企業権の借入残高は。

答弁 ダム使用権を含めた6次拡張事業に伴う起債の借入残高であり、企業債残高は大体3億円から4億円ぐらい残っていると思われる。

質問 過年度分、これは平成19年度分の水道料金114件（42人）、計918,142円が不納欠損処分されている。5年間の中でこの不納欠損がずっと上がってくると思われる。今の段階では1,000千円近く毎年になると思われるがどうか。

答弁 24年度の不納欠損額は18,142円、地方自治法の263条の第1項の規定により、消滅事項5年ということで処理をしている。42契約分、114件である。去年と比べて幾らかは増加傾向である。

質問 水道管の布設替は。

答弁 24年度は新設管が多かった。年次計画、大体1キロをめぐりに計画をもっている。今後は、新設管が完了後、老朽管の布設替を行っていく。

質問 有収率が低下しているが、その要因は。

答弁 有収率は高いほうがよいと思っている。目標数値、今のところは数値設定していないが、有収率の向上に努めている。有収率低下の大きな要因は、漏水が一番最大の要因と考えている。

質問 少子・高齢化の中で、人口増の政策もやりながら、有収率の向上を図る必要があると思うが、どう考えるか。

答弁 鹿島市の人口は減っているが、世帯はふえているという状況が1つある。水道は機械器具が節水型になってきている。鹿島の水道料金が普通の公共料金と違い、たくさん使えば高くなるという方法になっており、逓増型である。その理由は、大量に使う方には投資が要るからである。見直すべきものは見直し、プラスの要素としての人口増等を見直し、漏水調査、プラス・マイナス兼ね合わせてきちんと対応していく。

以上、本委員会に付託されました議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定については、質疑終了後、討論、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 平成24年度鹿島市水道事業会計決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第43号は提案のとおり認定されました。

日程第6 議案第44号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6．議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例の制定についての審議に入ります。

去る9月12日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成25年9月19日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業委員会
委員長 福井 正

文教厚生産業委員会審査報告書

平成25年9月12日の本会議において付託されました議案第44号「鹿島市子ども・子育て会議条例の制定について」は、9月19日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

こんばんは。文教厚生産業委員会の委員長報告をいたします。

去る9月12日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例の制定について、担当職員出席のもと、平成25年9月19日に慎重に審査を行いました。その経過及び結果について御報告いたします。

まず、担当職員より次の説明がございました。

制定理由は、本市は、平成22年3月に制定された鹿島市次世代育成支援後期行動計画に基

づき、次代を担う子供の育成と子育て家庭への支援を進めるなどさまざまな施策を推進している。国では子ども・子育て関連3法が平成24年8月10日に成立した。これらの法に基づく新たな制度では、施設型給付により財政措置の一本化が図られるほか、小規模保育に対する地域型保育給付が創設された。また、幼保連携型認定こども園を単一の施設として新たに定義するなど認定こども園制度が改善され、平成27年度から本格施行される。市町村には子育てに対する保護者の不安軽減や情報提供等のさまざまな課題に適切に対応するよう求めている。今後、制度の本格施行に対応するため、条例を制定したい。

施行期日は公布の日から施行する予定。

以上の説明がございました。

質問 市としてはサービスの幅が広がると感じた。病児・病後児保育事業と乳児家庭全戸訪問事業とは。

答弁 病児・病後児保育事業は、嬉野市と江北町の病院併設の施設に依頼して実施している事業。乳児家庭全戸訪問事業は、こんにちは赤ちゃん事業として、生まれたら4カ月までに家庭訪問をしている事業である。

質問 ほとんどが実施されている事業か。

答弁 ファミリーサポート事業は準備中。その他はほとんど実施している。待機児童対策が大きな要因である。ニーズ調査をして、その町に合った事業の展開を目指す。文科省と厚生労働省の垣根を取り除く意味がある。

質問 地域のニーズに合わせてやっていくということだが、市内ではこの中の事業で優先される事業とはどう思っているのか。

答弁 まず、ニーズ調査をしてどういうものがあるのか、委員会を開催して検討していく。

質問 担当の方の考えはどうか。

答弁 今やっている事業で足りているとは思いますが、それ以外をニーズ調査で把握したい。

質問 利用が多いのは何か。

答弁 働く女性のための保育事業。今までも放課後児童対策等やってきた。数の多さではなく、私たちと保護者の思いを検証していきたい。

質問 一つ心配なのは委員の構成。いろいろな団体から入られると思うが、全体的に考えてくれる委員を選んでほしい。

答弁 学識経験者、教育、福祉を実際にやっておられる人、働く方の理解がある人、保護者など、調整をしながら選定したい。

質問 国の支持のもとにされるというのが気になる。会議を開いてよくなるものなのか。

答弁 よくならないといけないと思う。次世代支援行動計画はちゃんと実行されているか調べるのが今までの委員。今回は事前に計画の段階から入ってもらうこと。当然よくなるために市は市の独自性をもって進めていきたい。

質問 鹿島に合わないものもあるので、そこら辺はお願いしたい。市教委との連携はどうか。

答弁 幼稚園については、国から市に来た補助金を運営補助として園に配布しているのが現実。今後は一元化を図り、地域の子供についても一緒になってやっていきたい。

質問 職員の中でもよいものをつくってほしい。

答弁 子ども課の検討についてと思うが、あったほうがよいという意見と要らないという意見がある。例えば、医療の問題など個々になったら線引きが難しいところがある。今後も検討していく。

質問 ファミリーサポート事業はどういうものか。

答弁 大きな枠の中でファミリーサポート支援講座がある。年四、五回開催されているが、受講された方を登録し、保護者との間を取り持つサポートセンターがあるが、サポーターを紹介するのが現在の主な業務。

質問 講座を受けた人は何人。

答弁 17から18人の受講者がいる。今、サポーターの養成段階である

質問 ニュースで子供の放置事件があるが、親の教育はこの中に入るのか。

答弁 検討していかなくてはならないと思う。何らかの形で教委と連携して考えていく必要がある。

質問 委員の仕事の内容は。

答弁 ニーズの分析をして、2カ月に1回のペースで会議を開く。その後計画を策定し、議会にかけ、その後実施に向けて会議を開く。

質問 保育園と幼稚園は幾らあるのか。

答弁 保育園は14、幼稚園は2。

質問 平成27年度からは認定こども園になるのか。

答弁 なるかならないかはその園の考え方。また同じく答弁で、先ほど委員の仕事の件で補足すると、計画書の策定だけではなく、その後の運営等にかかわることについても意見を聞くようになる。同じく補足の補足になるが、継続的点検、強化、見直しを行っていくということになる。

質問 予算の面で国は7,000億または1兆とかあるが、市の一般会計の持ち出しはあるのか。

答弁 ほとんどの事業はやっているが、新しい事業等で若干の持ち出しは出てくる。

質問 国の補助は今までと同じ性質のものか。

答弁 事業量の調査をして、市内外から入園されているので、市として幾ら必要なのか、県全体でまとめること。また、予算も母子の方から子供関係の予算へ移っていく現状である。

質問 保育園、幼稚園どっちが有利か。認定こども園になったとき、補助はどうなるのか。

答弁 現在、県内は幼稚園が認定こども園になっているところがある。確かに補助は幼稚園が少ない。ただし、保育所の基準に合わせることになる。大きな問題は給食の問題。今のところ希望はない。

質問 幼稚園でも給食に取り組んでおられるところもある。業者に依頼しているところもあるが、給食センターに委託することができるのか。

答弁 今の法律ではできないと思う。

質問 そういうことも検討してほしい。幼稚園から今、園児が少なくなっている。検討してほしい。

答弁 勉強して検討したい。

以上の質疑の後、討論、採決を行い、起立全員で、議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例は可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ただいま委員長報告がありましたが、今回の議案については、国が制定したことに対して、それをそのままということになるわけですが、特に私も前の審議のとき申し上げましたが、この子ども・子育て支援法、それから、（発言する者あり）

○議長（松尾勝利君）

済みません。私が気づきませんでした。こちらから質疑をお願いします。

○13番（松尾征子君） 続

じゃ、委員長に1件だけお尋ねをしたいと思います。

今度の問題は国が制定したことで、それにのっとったものだということはわかりますが、以前も申しましたがね、今回の制度で、保育園のあり方を私申し上げましたが、申し込みの方法だとか、いろんな方法が変わるということで、これについて一番お母さんたちの心配の種というところが全国的にあるわけですが、そういう問題について何か議論がされましたでしょうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

福井正委員長。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

御報告いたします。

ございました。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

ただいま正直なところで、ございませんでしたという御答弁でしたがね、やっぱりまだ具体的なことはわからない面もいっぱいあるわけですが、そういうふうなのを審議をこの委員会の中でもしていくことだと思いますが、やはりそういう根底の論議を私たちも含めてですがね、委員じゃない者を含めてですが、今後ぜひね、特に文教のほうを担当ですので、委員長にしっかりやっていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

質問じゃないですか。

○13番（松尾征子君） 続

いいです。やるかやらんか、答弁があったらどうぞ。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 鹿島市子ども・子育て会議条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

日程第7 報告第7号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 報告第7号 平成24年度鹿島市一般会計継続費精算報告書についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

報告第7号 平成24年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成24年度鹿島市一般会計継続費精算報

告書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成23年度に継続費として議決をいただき、平成24年度までの2カ年において実施いたしました庁舎空調設備改修工事につきまして、事業が完了いたしましたので、法令の規定により継続費精算報告をいたすものでございます。

2ページの継続費精算報告書をごらんください。

2款2項の庁舎空調設備改修工事は、全体計画事業費148,029千円で、実績額144,896,070円となっており、差し引き3,132,930円の執行残となっております。

また、国県支出金等の特定財源につきましては、公共施設建設基金繰入金が3,000千円減となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

日程第8 議案第59号～議案第64号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第59号 平成24年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 平成24年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。平石会計管理者。

○会計管理者（平石和弘君）

議案第59号から議案第64号までの平成24年度鹿島市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の、こちらでございます。平成24年度鹿島市歳入歳出決算書に基づきまして、一括して御説明いたします。

なお、説明の都合上、ページが前後いたしますことを御了承願います。

最初に、議案第59号、一般会計であります。

まず、決算の全体について申し上げます。

事項別明細書の歳入と歳出、それぞれ最終ページになりますが、49ページと145ページをお開きください。

一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います。

当初予算額は歳入歳出とも12,373,000千円で、補正予算額は694,086千円、これに平成23年度からの継続費及び繰越事業、繰越財源充当額で、肥前鹿島駅バリアフリー整備事業など9事業分の572,935,300円を加えた最終予算現額は、歳入歳出とも13,640,021,300円となったものであります。これに対しまして決算額は、収入済額13,358,985,234円、支出済額が12,900,092,578円であります。

恐縮ですが、6ページにお戻りください。

右下に記載しておりますように、歳入歳出差し引き残額458,892,656円であり、翌年度に繰り越すべき財源が139,990千円でございますので、この額を差し引いた実質収支は318,902,656円の黒字決算となりました。

この実質収支額につきましては、後ほど194ページの一般会計の実質収支に関する調書を御確認ください。

次に、歳入について、款ごとに不納欠損額、収入未済額の大きいものを中心に御説明いたします。

21ページから49ページになります。

21ページをお開きください。

まず、第1款の市税は、固定資産税が土地・家屋の評価がえの影響で前年度と比べて減少したものの、市民税及び軽自動車税が増加したため、市税全体で収入済額2,982,749,079円と、前年対比で1.9%の増となりました。不納欠損額の合計は33,542,719円で、前年度に比べ18,610千円減少しております。内訳は、市民税が9,531,698円で217件分、固定資産税は23,072,021円で278件、軽自動車税は939千円で146件分であります。また、収入未済額の合計は230,342,029円で、前年度に比べ64,220千円の減少であります。内訳は、市民税が85,408,804円で2,408件分、固定資産税は137,157,525円で2,686件、軽自動車税は7,775,700円で1,242件分であります。

なお、市税全体の収納率は91.87%、これは前年度を2.46ポイント上回っております。

市税の決算の詳細について、後ほど主要施策の成果説明書の33ページを御参照いただければと思います。

次に参ります。24ページをお開きください。

9款の地方交付税、収入済額4,281,533千円で、前年度と比べ79,480千円減少です。歳入全体に占める割合は32%で、前年度を1.8ポイント下回りました。

次に、26ページをお開きください。

第11款. 分担金及び負担金では、第2項第1目第3節. 児童福祉費負担金のうち、保育所運営費保護者負担金は保育料でございまして、不納欠損額は922,560円で3件分、また、収入未済額は22,288,450円で214件分であります。

28ページをお開きください。

第12款の使用料及び手数料では、第1項第5目第3節の住宅使用料、いわゆる家賃でございますが、これの滞納によるもので、収入未済額18,406,838円となっております。221件分であります。

30ページをお開きください。

13款の国庫支出金で収入未済額79,174千円となっておりますが、繰越明許費の社会資本整備交付金事業の道路事業や西部中学校校舎耐震補強事業などの特定財源として、平成25年度において収入を予定しております。

33ページをお開きください。

14款. 県支出金の収入未済額184,705千円についても、翌年度への事業の繰り越しによるものであります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

引き続き歳出について、款ごとに不用額の大きいものを中心に御説明いたします。

50ページから145ページになります。

まず、総務費から申し上げます。

56ページをお開きください。

2款. 総務費の1項7目. 企画費、13節. 委託料の繰越明許費3,000千円は、中心市街地再開発構想策定事業に係るものであります。

次に、67ページをお開きください。

3款. 民生費の支出済額は4,785,326,571円で、前年度に比べ252,490千円、率で5.8%の増となりました。歳出全体に占める割合は37.1%で、前年度に比べて0.8ポイント高くなっております。繰越明許費244,523千円ではありますが、78ページの保育所整備事業、2保育園の改築に対する負担金補助及び交付金であります。

また、不用額は総額で89,609,429円発生しておりますが、高齢者や障害者、子供、母子家庭、保育所運営など、20節. 扶助費や13節. 委託料、それから、生活保護事業などの実績による残でございます。

次は、91ページをお開きください。

6款の農林水産業費です。支出済額980,632,621円で、前年度に比べ272,880千円、38.6%の増であります。増額の主な要因は、102ページの19節. 負担金補助及び交付金の備考欄の一番上の赤潮対策施設整備事業補助金238,000千円で、23年度からの繰越事業で、佐賀県有明海漁業協同組合が建設しました共同のり乾燥施設に対する補助金であります。

91ページにお戻り願います。

農林水産業費の繰越明許費62,971千円は、3月に国の補正予算の経済対策に対応して設定した地域農業水利ストックマネジメント事業など4事業分でございます。

104ページをお開きください。

7 款の商工費は、支出済額270,292,002円で、前年度に比べ94,580千円の減であります。これは、3 目．観光費で緊急雇用基金を活用しました観光振興事業の委託料が大幅に減少したことによるものであります。

次に、105ページ、19節．負担金補助及び交付金の不用額で12,926,200円は、備考欄の8 行目、企業助成措置事業補助金が支出見込みを下回ったことによるものであります。

111ページをお開きください。

8 款．土木費の2 項3 目．道路新設改良費の繰越明許費94,050千円は、社会資本整備交付金事業の道路事業分であります。また、112ページの15節．工事請負費で11,404,600円の不用額が生じておりますが、これも社会資本整備交付金事業分であり、舗装補修工事の実績による減及び国の配分額確定に伴うものであります。

123ページをお開きください。

9 款の消防費、1 項4 目．災害対策費の繰越明許費16,275千円は、防災無線デジタル化に伴う調査基本設計及び危機管理センター基本設計に係る委託料であり、いずれも9 月末の業務完了予定で実施をいたしております。

130ページをお開きください。

10 款の教育費、3 項1 目．学校管理費の繰越明許費51,950千円は、国の経済対策で3 月に補正した西部中学校校舎耐震補強事業でございます。夏休み期間中に工事完了となっております。

144ページをお開きください。

12 款の公債費であります。公債費の元金償還額1,063,174,664円、利子141,156,143円となり、元利合計で1,204,330,807円であります。前年度に比べ11,960千円の減となりました。以上の結果、145ページをお開きください。最後の行になりますが、不用額は267,159,722円、翌年度繰越額は472,769千円であります。

以上が一般会計の決算概要でございます。

次に、議案第60号の公共下水道事業特別会計について御説明いたします。

146ページからとなっております。

148ページをお願いいたします。

歳入であります。1 款の分担金及び負担金、1 項1 目1 節．下水道費負担金の収入未済額は受益者負担金1,495,480円で125件分であります。

2 款の使用料及び手数料は、収入済額119,116,158円で、前年度と比べ3,300千円の増であります。1 項1 目．公共下水道使用料の不納欠損額は96,068円で14件分であります。また、収入未済額は3,431,979円で、現年度分207件、過年度分275件であります。

このほかに、149ページ、150ページをごらんください。国庫支出金と市債において収入未

済額がそれぞれ65,400千円、56,300千円となっておりますが、繰越事業に伴う特定財源であります。

4 款の繰入金は、一般会計からの繰入金552,637,722円で、前年度に比べ34,210千円の増であります。

次に、歳出であります。

154ページ、155ページをお願いします。

1 款の公共下水道費、2 項 1 目、建設事業費は、支出済額311,777,231円で、翌年度繰越額131,468千円は、鹿島市浄化センター汚泥処理棟の土木建築工事の委託、公共下水道事業全体計画見直し業務委託、汚水管の布設工事の3事業の繰越分でございます。

恐れ入りますが、ここで、主要施策の成果説明書140ページをごらんいただきたいと思います。

右下のほうに下水道の普及状況を記載しております。24年度末の下水道普及率は、整備完了地区内の世帯人口が3,656世帯、9,579人となり、前年度に比べ人口普及率で1.65ポイント上昇し、結果、30.60%となっております。

ちなみに、その中での接続率は68.75%という状況でございます。

156ページの2 款、公債費は、支出済額475,821,836円で、歳出総額の50.1%を占めておる状況でございます。

以上の結果、195ページをお願いします。実質収支に関する調書であります。歳入総額958,646千円、歳出総額948,878千円で、歳入歳出差し引き額9,768千円であります。翌年度に繰り越すべき財源9,768千円を差し引いた実質収支額はゼロ円となるものであります。

次に、議案第61号 鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計について申し上げます。

9ページにお戻り願います。

歳入合計は、収入済額1,712,430円であります。内容は、工場団地使用料と前年度決算剰余金の繰越金であります。

10ページをお願いします。

歳出であります。支出済額237,040円で、未分譲面積約1万7,000平米の除草作業など維持管理費用が主なものでございます。

以上の結果、歳入歳出残額は1,475,390円であります。また、実質収支額も1,475,390円となるものでございます。

次に、議案第62号、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

162ページからとなります。

164ページをお願いします。

歳入であります。1 款の国民健康保険税は、収入済額が907,194,829円で、前年度に比べ30,120千円の減、歳入全体に占める割合は22.4%であります。収納率は現年課税分90.51%、

前年度に比べ0.35ポイントの減であります。不納欠損額は37,943,212円で365件分であります。収入未済額は320,571,589円で、前年度に比べ10,790千円の減であります。

収納状況の詳細は、後ほど主要施策の成果説明書の34ページ、これを御参照ください。

165ページをお開きください。

3款．国庫支出金は、収入済額1,091,269,687円で、歳入に占める割合は27%であります。

167ページをお願いいたします。

7款1項の共同事業交付金は、収入済額588,773,916円でありますが、これは、高額な医療費につき一定の額が佐賀県国民健康保険団体連合会から交付をされるものであります。

171ページをお開きください。

歳入合計は、収入済額4,044,587,125円となりました。

次に、歳出であります。

174ページをお願いいたします。

2款．保険給付費は、支出済額2,560,948,571円で、歳出に占める割合は64.1%であります。

なお、国民健康保険の被保険者数は、年間平均4,614世帯、9,084人で、前年度に比べ209人の減となりました。不用額の総額は69,571,429円でありますが、主な理由は、2款の保険給付費のうち、1項．療養諸費の一般被保険者療養給付費が見込みを下回ったことによるものであります。

197ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額4,044,587千円、歳出総額3,997,187千円で、歳入歳出差し引き額47,400千円であります。また、実質収支額も47,400千円の黒字決算となり、剰余金として全額を国民健康保険基金に積み立てたところであります。

次に、議案第63号の後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

後期高齢者医療制度の運営主体は佐賀県高齢者医療広域連合であり、市は主に保険料の収納や各種市政相談の窓口を行っております。この会計は、収納した保険料を歳入で受けて、歳出で広域連合に納付金として支出するものでございます。

まず、歳入であります。

184ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料は合計で収入済額235,523,709円であります。2目．普通徴収保険料、2節．滞納繰越分の不納欠損額410,032円は17件分であります。また、収入未済額2,295,459円は、現年度分175件、滞納繰越分103件であります。歳入合計は186ページをお開きください。収入済額は369,721,451円であります。

次に、188ページをお願いいたします。

歳出であります。2款の後期高齢者医療広域連合納付金は357,929,727円で、全体の97%

を占めております。歳出合計は189ページの下になりますが、支出済額368,626,750円であり
ます。

最後に、議案第64号、給与管理特別会計について申し上げます。

この会計は、給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計、各特別会計との重
複決算でありますので、説明は省略をいたします。

また、200ページ以降の決算書の附属書類であります財産に関する調書、基金運用状況報
告書についての説明は省略をさせていただきます。

以上で平成24年度の各会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきますが、鹿島市
歳入歳出決算書及び監査委員から市長に提出されました決算審査意見書、それから、決算認
定資料として配付をいたしております主要施策の成果説明書、指定管理者事業報告書の概要
により御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（松尾勝利君）

それでは、議案第59号から議案第64号までの6議案を一括して質疑に入りますが、本6議
案は、決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまで総括的
な大綱質疑といたします。

なお、質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑に入ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第59号から議案第64
号までの決算認定関係6議案については、委員会条例第6条の規定により、12名の委員をも
って構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号から議案第64号までの6議案については、
12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に一括付託の上、閉会中の継続審査とする
ことに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、
委員会条例第8条第1項の規定により、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、竹下
勇議員、角田一美議員、伊東茂議員、光武学議員、福井正議員、水頭喜弘議員、橋爪敏議員、
中西裕司議員、松尾征子議員、以上12名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。委員の方は全員協議会室にお入りください。

午後10時25分 休憩

午後10時33分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に中西裕司議員、副委員長に角田一美議員、以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。議員提案第4号の1議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第4号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第9 意見書第4号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9. 意見書第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の提出理由の説明及び朗読を求めます。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

皆さんお疲れさまです。本日最後の日程となりました。

それでは、読み上げさせていただきます。

意見書第4号

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を確保すること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安倍晋三 様
財務大臣 麻生太郎 様
総務大臣 新藤義孝 様

内閣官房長官 菅 義 偉 様
内閣府特命担当大臣 甘 利 明 様

(経済財政政策)

以上、意見書(案)を提出する。

平成25年9月27日

提出者	鹿島市議会議員	中 村 一 堯
〃	〃	稲 富 雅 和
〃	〃	勝 屋 弘 貞
〃	〃	竹 下 勇
〃	〃	角 田 一 美
〃	〃	伊 東 茂
〃	〃	光 武 学
〃	〃	徳 村 博 紀
〃	〃	福 井 正
〃	〃	水 頭 喜 弘
〃	〃	橋 爪 敏
〃	〃	中 西 裕 司
〃	〃	松 尾 征 子
〃	〃	松 本 末 治

鹿島市議会議長 松 尾 勝 利 様

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松尾勝利君)

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。意見書第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書(案)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後10時40分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 8番 徳村博紀

同 上 9番 福井正

同 上 10番 水頭喜弘